

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 6日

| | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---------------|---------------------|------------|--------|-----------------------------------|----------|------|----------|--|
| 案件名 | 第3次相模原市食育推進計画の策定について | | | | | | | | | |
| 所管 | 健康福祉 | 局 | 保健所 | 部 | 健康増進 | 課 | 担当者 | 内線 | | |
| 概要 | 食育基本法に基づく市町村計画である相模原市食育推進計画の改定について諮るもの | | | | | | | | | |
| 審議内容(論点) | 第3次相模原市食育推進計画(案)について | | | | | | | | | |
| 実施計画の位置付け | なし | 施策番号及び実施計画事業名 | | | | | | | | |
| 審議日 | 関係課長会議 | 平成30年 | 10月 | 25日 | 政策調整会議 | 平成30年 | 11月 | 6日 | | |
| | 局・区経営会議 | 年 | 月 | 日 | 政策会議 | 平成30年 | 11月 | 8日 | | |
| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | なし | 議会上程時期 | | | | 報道への情報提供 | | 資料提供 | |
| | パブリックコメント | あり | 時期 | 平成30年12～1月 | | 議会への情報提供 | | 部会 | 平成30年12月 | |
| | 審議会等、協議会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | | | なし | | | | |
| 検討経過等 | 関係部局との調整 | 関係部局名等 | | | 調整項目 | | | 調整状況 | | |
| | 打合せ・会議の経過 | | | | | | | | | |
| | | 月日 | 会議名等 | | | 内容 | | | | |
| | | H29.10.31 | 関係課長会議 | | | 第3次相模原市食育推進計画策定に向けた体制及びスケジュールについて | | | | |
| | | H29.11.29 | H29年度第2回相模原市食育推進委員会 | | | 第3次相模原市食育推進計画について(諮問) | | | | |
| | | H30.2.19 | H29年度第3回相模原市食育推進委員会 | | | 第3次相模原市食育推進計画の策定に向けて | | | | |
| | | H30.6.15 | H30年度第1回食育推進検討会議 | | | 第3次相模原市食育推進計画骨子素案について | | | | |
| | | H30.7.5 | H30年度第1回相模原市食育推進委員会 | | | 第3次食育推進計画の骨子案(計画素案)について | | | | |
| | | H30.8.23 | H30年度第2回食育推進検討会議 | | | 第3次相模原市食育推進計画案について | | | | |
| | | H30.9.18 | H30年度第2回相模原市食育推進委員会 | | | 第3次相模原市食育推進計画案について | | | | |
| | H30.10.17 | 答申 | | | | | | | | |
| 政策調整会議の結果等 | 原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議) | | | | | | | | | |
| これまでの庁議での主な意見 | <p>【関係課長会議】</p> <p>計画書P.10「取り組みの方向性」は「市が取り組む内容」の表現になっているが、その下には「～知識や意識の向上」のように、市民の状態が記載してあり、取り組みの主体が分かりにくい。表記を検討したほうがよいのではないか。</p> <p>「市が取り組む内容」としての表現に統一する方向で検討する。</p> <p>数値目標の「食育や健康に関するホームページ等のアクセス数」について、市民が情報を得るための手段としては現在はSNSなどの利用が多く、ホームページのみではアクセス数を増やすことは容易ではないと考える。同様の指標を設けた他課の状況等を踏まえるなど、数値目標の設定について検討したほうがよいのではないか。</p> <p>他課の状況を確認することも含め、再度検討する。</p> <p>計画の体系図の表記について、特に「環境」についての文章が、「目指す姿」や「目指す姿を達成するための取り組みの視点」の方が「取り組みの方向性」に比べ詳しい表現となっているため、表現を検討したほうがよいのではないか。</p> <p>表現について検討する。</p> <p>今回の次の計画の検討の際には、他の関連計画と統合することについて、検討をお願いする。</p> <p>承知した。</p> <p>【政策調整会議】</p> <p>第2次計画の成果指標から第3次計画は数値目標となっているが、第2次の成果指標は引き継がず、新たな数値目標となっているのか。</p> <p>成果指標から数値目標に表現を変更し、第2次計画から引き続いて目標としているものと、新規の目標がある。</p> <p>第3次計画を策定するにあたって、計画の内容で工夫した点はあるか。</p> <p>今回の計画の推進によって目指す姿を、市民や食育に携わる人等に分かりやすく伝えるため、計画体系を変更し目指す姿を明確にした。また、第2次計画の結果を受け、事業等の参加者のみならず広く市民に食育を波及させていくため、SNSを活用した情報発信等を考えている。</p> <p>数値目標について、「朝食を欠食する市民の割合」の目標値が「減少」となっているが、他の目標値と比べ違和感があるため、目標値を再検討したほうがよいのではないか。</p> <p>目標値について検討する。</p> <p>健康づくり応援店事業について、普段見かける機会が少ないが、拡大等に向け検討が必要ではないか。</p> <p>今後の推進に向けて検討する。</p> | | | | | | | | | |

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

ア 計画策定の趣旨

豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくために「食」は重要であり、食に関わる様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

これらを踏まえ、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成につながる食育を総合的かつ計画的に推進するために、「第3次相模原市食育推進計画」を策定する。

イ 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画とし、市総合計画や関連する他の計画と連携し、整合及び調和を図ったものとする。

ウ 計画の期間

平成31年度から34年度の4年間とし、市保健医療計画と計画の終期を揃える。

エ 計画の基本理念

「みんなが食を楽しみ 元気で豊かな人間性を育むまち さがみはら」

オ 計画推進の体系

・第2次計画の「個人」「仲間」「環境」の枠組みを、第3次計画では「市民」と市民を取り巻く「環境」へ整理した。

・「目指す姿」ごとに、「目指す姿を達成するための取り組みの視点」を定めた。

・「目指す姿を達成するための取り組みの視点」ごとに必要な「取り組みの方向性」・「代表的な事業」及び「数値目標」を示す形とした。

市民

【目指す姿】食を通して心身ともに健康で暮らす

【目指す姿】食を通して豊かな人間性を育む

環境

【目指す姿】食を通して元気で豊かな人間性を育むための環境が充実している

(2) 事業スケジュール

| | |
|--------------|-----------|
| 平成30年10月～11月 | 庁議 |
| 12月 | 市議会民生部会 |
| 12月～1月 | パブリックコメント |
| 平成31年3月 | 計画策定 |

(3) 事業実施の効果

市民自らが食の知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活の実現につなげることや、多様な食文化や地域の特性を生かした食生活の継承に向け取り組むこと、また、その市民の取り組みを推進するための環境整備を行うことによって支援を行う。

市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成につながる

第3次相模原市食育推進計画（案）

相模原市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け及び期間 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な考え方 3
- 2 基本理念 4
- 3 計画の体系 4

第3章 目指す姿ごとの現状・課題と取り組み

(市民)

- 1 【目指す姿】 食を通して心身ともに健康に暮らす 6
- 2 【目指す姿】 食を通して豊かな人間性を育む 20

(環境)

- 3 【目指す姿】 食を通して元気で豊かな人間性を育むための環境が充実している 37

第4章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進行管理 51
- 2 計画の数値目標 51
- 3 計画の評価 53

第5章 前計画の成果指標の評価結果 54

第6章 資料

- 1 相模原市の現状 60
- 2 計画の策定体制、経過 63
- 3 用語解説 70

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるとともに、食に関わる様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、食育を通じて人々の QOL(Quality Of Life：生活の質)を高めることが求められています。

食に関する知識や食を選択する力は、子どもの頃から家庭、学校、地域等様々な場所で学び身に付け、生涯にわたって実践し、育み続けていくものであることから、食育の推進に当たっては、学習の場の提供や食を取り巻く環境を整備し、充実させていくことが重要です。

国は、平成17年6月に制定された食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定しました。現在は、「第3次食育推進基本計画」に基づき食育を推進しています。

この「第3次食育推進基本計画」では、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいることを踏まえ、「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」を重点課題としています。

本市においては、平成21年3月に「相模原市食育推進計画」(以下「第1次計画」という。)、平成26年3月に「第2次相模原市食育推進計画(以下「前計画」という。))を策定し、「個人」・「仲間」・「環境」の3つの視点に基づき食育の日々の実践につなげるための取り組みを行ってきました。

この度、前計画期間の満了に当たり評価を実施したところ、食育に関する各事業においては、参加者等から知識や実践しようという意識が高まったなどのおおむね良い評価を得られましたが、成果指標においては必ずしも達成につながっていない状況が見られ、引き続き食育を推進していくことが必要な状況にあります。

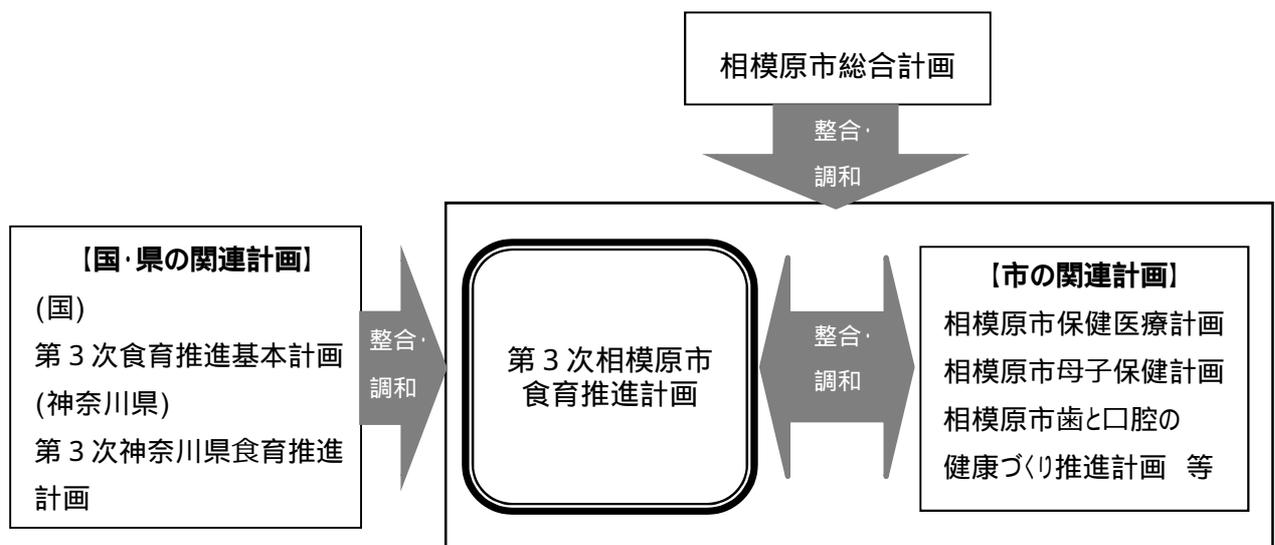
特に、食への関心を高め、元気で豊かな人間性を育む食生活の実践につなげていくためには、ライフステージや多様な暮らしに対応した取り組みを重点的に行っていくことが必要です。

これらを踏まえ、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成につながる食育を総合的かつ計画的に推進するために、第3次相模原市食育推進計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け及び期間

本計画は、法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画とし、本市が今後進めていく食育推進施策の方向性や目標を定めるとともに、市が食育に関し取り組むべき施策を明らかにする計画として策定しています。また、内容については、相模原市総合計画や関連する他の計画との整合及び調和を図ったものとしています。

計画期間は、より密接に関係する相模原市保健医療計画(第2次後期)の計画期間に合わせ、平成31年度からの4年間とします。ただし、計画の達成状況や社会環境の変化などにより必要になった場合は、適宜内容の見直しを行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

前計画では、第1次計画から引き続き、「個人」において「食について興味を持ち、楽しみながら学びを実践します」、「仲間」において「食を通して、家庭や地域におけるコミュニケーションを豊かにします」、「環境」において「楽しい食を実践しやすい環境を整えます」を3つの視点として、視点ごとに目標を定め、取り組みを行ってきました。

また、計画をより確実に推進するため、PDCAサイクルの手法を活用し、前計画の成果指標に関連した各事業のアンケート等の結果(a)、成果指標の結果(b)、関連する調査等の結果(c)に基づいて評価を実施しました。

その結果において、「個人」や「仲間」の食育の実践につなげるために実施した事業の参加者アンケート等はおおむね良い結果であり、「環境」についても事業実施者アンケート等からは連携につながったという意見が得られました。一方、計画に定めた成果指標の結果では成果が十分に見られない指標も多かったことから、事業の参加者のみならず市民全体に食育の大切さを広めていくことが課題と認識することができました。

そこで、本計画の策定に当たっては、市民全体が食への意識を高め、取り組みを通じて一人一人のQOLの向上につながるよう、食を楽しむことや、食を通じて心身の健康や豊かな人間性を育むことを基本理念に定めるとともに、より効果的に食育を推進していくため、市民や食育実施者と市が食育を通じて「目指す姿」を共有できるように計画体系の見直しを行いました。

さらに、食を通じて心身の健康や豊かな人間性を育むためには、まずは市民の食育への関心を高めることが肝要であることから、前計画に引き続き、本計画でも「食育への関心がある人の割合」を計画全体に係る数値目標とし、取り組みを行っていきます。

第3章における各取り組みの方向性に関わる現状と課題(例:P.8)を参照

2 基本理念

みんなが食を楽しみ 元気で豊かな人間性を育むまち さがみはら

食育は、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものです。生涯にわたって健全な食生活を実践し、心身の健康や豊かな人間性を育むためには、食べる喜びや楽しさを通じて食べ物への興味や関心を高めるための食育の推進が重要となります。

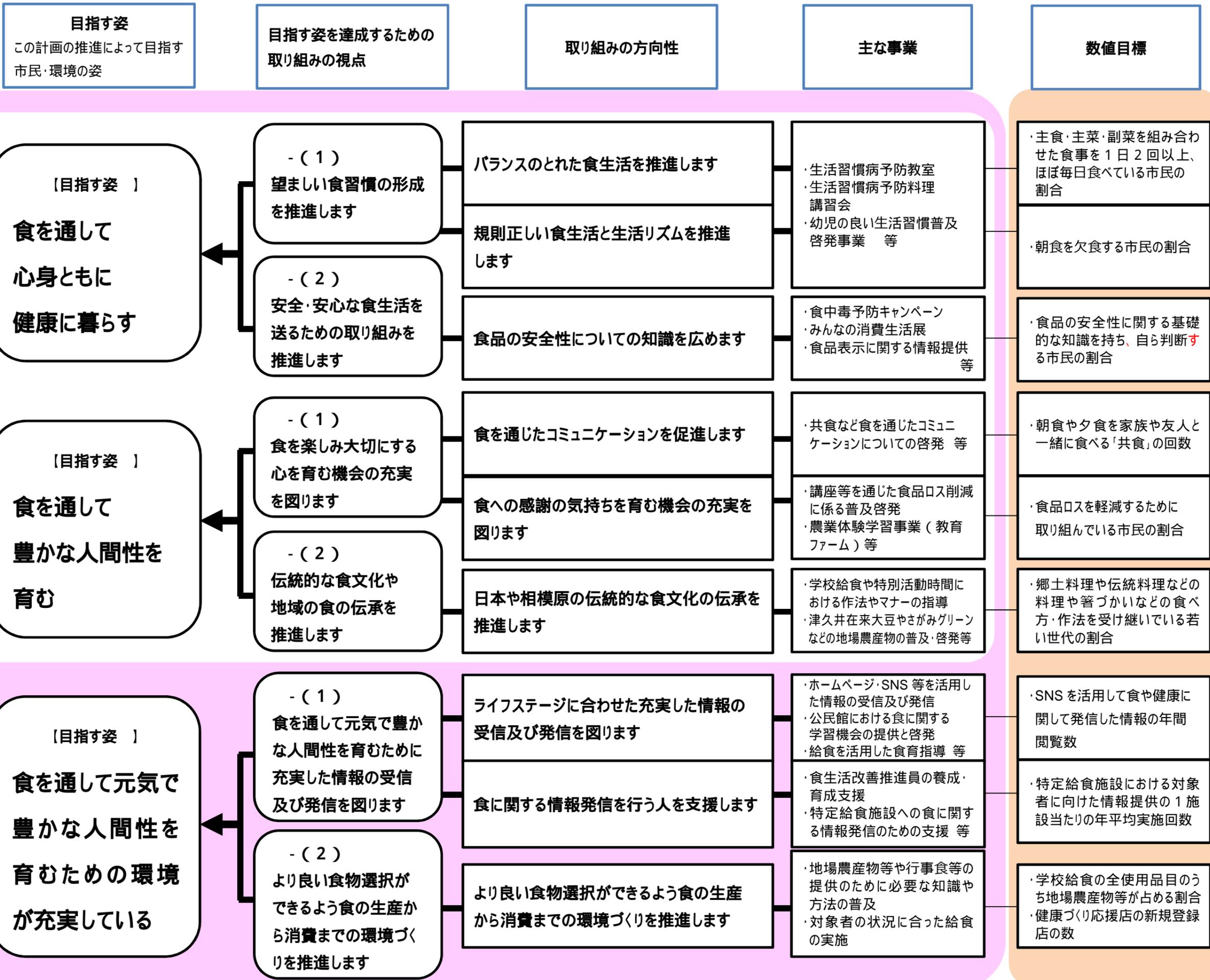
市民が食を通じて、楽しみながら生涯にわたり健康や豊かな人間性を育むことができるよう、食育に関する取り組みを推進します。

3 計画の体系

本計画では、基本理念に基づき効果的に計画を推進するため、食育で達成すべき姿を、「市民」と市民を取り巻く「環境」という分野で、「目指す姿」として決めました。

また、それぞれの「目指す姿」について、「目指す姿を達成するための取り組みの視点」を定め、取り組みの視点ごとに必要な「取り組みの方向性」、「主な事業」及び「数値目標」を示しています。

計画の体系図



【基本理念】

みんなが食を楽しみ 元気で豊かな人間性を育むまち さがみはら

第3章 目指す姿ごとの現状・課題と取り組み

市民

1 【目指す姿】

食を通して心身ともに健康に暮らす

私達の心身の健康には、毎日の食事の内容や食べ方などが、深く関係しています。心身ともに健康に暮らすには、食事のバランス・規則正しい食生活などの望ましい食習慣を身に付けることや、食品を衛生的に取り扱うといった安全・安心な食生活を送ることが必要です。

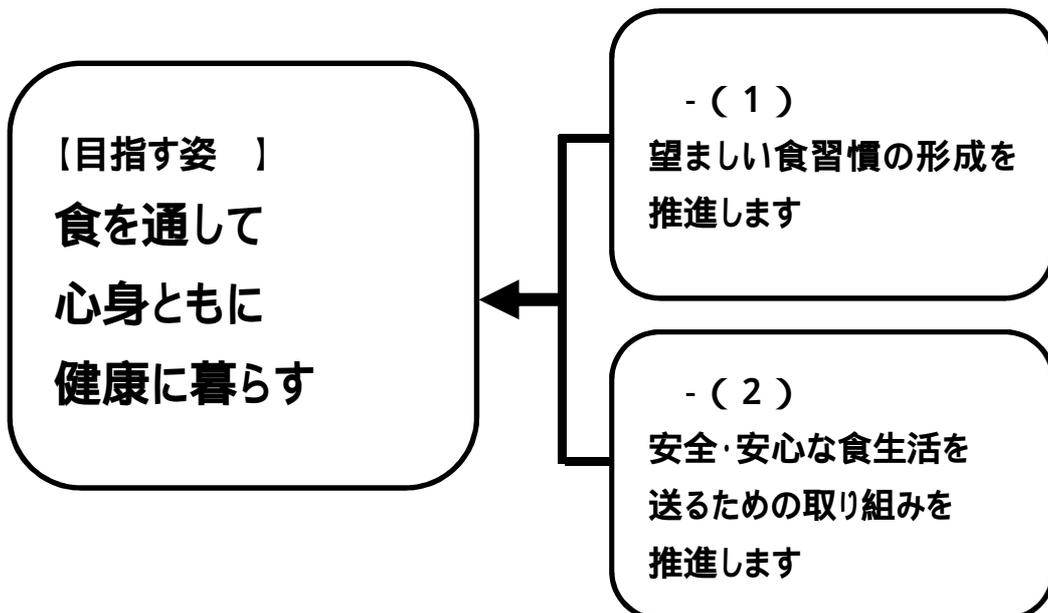
そこで、食育の取り組みによって目指す市民の姿の1つを「目指す姿：食を通して心身ともに健康に暮らす」とし、具体的には次の視点から取り組みを進めます。

【目指す姿を達成するための取り組みの視点】

- (1) 望ましい食習慣の形成を推進します
- (2) 安全・安心な食生活を送るための取り組みを推進します

【目指す姿】

【目指す姿を達成するための
取り組みの視点】



(1) 目指す姿を達成するための取り組みの視点 「 - (1) 望ましい食習慣の形成を推進します 」

1 回の食事に主食・主菜・副菜をそろえた食事をする事は、栄養素や食材をバランスよくとることにつながり、生活習慣病などの予防にも関係していると言われています。

また、食事をゆっくりよくかんで食べることは、口腔機能の発達につながり、様々な食材をバランスよく食べるためにも重要です。

朝食を毎日食べるなど、リズムが整った生活を送ることは、1 日の食事の栄養バランスの向上や心の健康と関係していると言われています。

このような望ましい食習慣を身に付けることで適正体重を保つことができる等の心身の健康につながります。

前計画の取り組みでは、事業のアンケート等の結果はおおむね良い状況でしたが、成果指標の結果は、「副菜を食べる頻度」や「朝食を食べる頻度」が前計画策定時から変化が認められない状況でした。

この状況を踏まえて、次の 2 点を取り組みの方向性として、事業を推進します。

【取り組みの方向性】

- ア バランスのとれた食生活を推進します**
- イ 規則正しい食生活と生活リズムを推進します**

〈取り組みの方向性に関わる現状と課題〉

ア バランスのとれた食生活を推進します

< 現状(前計画の評価結果) >

| | |
|--|---|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>・「食事内容の向上」のため、生活習慣病予防のための栄養改善講習会や離乳食教室等の事業を実施した結果、参加者アンケート等の状況は、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：生活習慣病予防教室「主食・主菜・副菜のそろえ方が分かったか」 分かった・少し分かった 96%)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照 P.11 図 -(1)-1</p> | <p>・「副菜を食べる頻度(幼児・小学生)」について、「1日2回以上」の人の割合は、幼児が75.3%、小学生が82.3%と前計画策定時と変わらず、目標値(幼児81.0%、小学生86.0%)には達しない状況でした。</p> |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照 P.11~12</p> <p>図 -(1)-1 図 -(1)-2 図 -(1)-3 図 -(1)-4</p> | <p>「副菜(野菜・海藻・きのこ類)を1日2回以上食べる人の割合」・「主食(ごはん・パン・麺類)を1日3回以上食べる人の割合」は、それぞれ中学生・高校生は前回に比べて増加していますが、小学生は年代が高くなるにしたがって低い割合となり、一般市民は約6割となっています。</p> <p>「脂肪の多い肉類の摂取状況」は、中学生・高校生は1日1回以上食べる人の割合が7割を超え、中学生・高校生ともに前回より増加しています。</p> <p>「菓子・嗜好飲料を食べる頻度」は、幼児から高校生までは1日1回以上食べる割合が約7割で、前回より増加しています。</p> |

< 課題 >

副菜を1日2回以上食べる人の割合が低いことや、菓子等の嗜好品を1日1回以上食べる人がどの世代でも多い状況から、栄養バランスの乱れている人が多いことが懸念されるため、「主食、主菜、副菜をそろえて食べるための知識や方法の普及」や、「嗜好品の適切な選択と適量摂取に関する普及」などの取り組みが必要です。

イ 規則正しい食生活と生活リズムを推進します

< 現状(前計画の評価結果) >

| | |
|--|--|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>・「食事と健康生活リズムとの関わりの向上」のため、親子食育講座や生活習慣病予防教室等の事業において、規則正しい生活習慣と食事の関係について等の取り組みを行った結果、参加者アンケート等の状況は、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：親子食育講座「朝食の用意をできそうか」 できる・少しできる 97%)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照</p> <p>P.13 図 -(1)-5</p> | <p>・「朝食をほとんど毎日食べる人の割合(小学生)」は、90.9%で、前計画策定時と比較して僅かに減少しています。</p> |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照</p> <p>P.13～14</p> <p>図 -(1)-5</p> <p>図 -(1)-6</p> <p>図 -(1)-7</p> | <p>「朝食を食べる頻度」については、ほとんど毎日食べる人の割合は幼児から高校生では年代が高くなるにしたがって低い割合となり、高校生は、約7割となっています。</p> <p>年代別では、年代が低くなるにつれて低い割合となり、29歳以下が約6割、30歳代が約7割となっています。</p> <p>「朝食を毎日食べない理由(一般市民)」は、「食べる時間がない」が約4割、「お腹が空かない」、「以前から食べる習慣がない」が約3割となっています。</p> |



< 課題 >

高校生や20歳代～30歳代など若い世代で朝食を欠食する人の割合が高い状況から、生活リズムが乱れている人が多いことが懸念されるため、「規則正しい食生活と生活リズムに関する知識や方法の普及」や、「生活リズムを整える方法の普及」が必要です。

〈市の取り組み〉

・主食・主菜・副菜をそろえた栄養バランスの良い食事をする人や、規則正しい食生活と生活リズムを身に付けた人の増加に向け、保育所や学校などでの情報提供や、地域での食に関する教室やイベント等の実施など望ましい食習慣の推進に向けた取り組みを行います。

| 取り組みの方向性 | 主な事業 | 数値目標 |
|---|--|---|
| <p>ア バランスのとれた食生活を推進します</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主食、主菜、副菜をそろえて食べるための知識や方法の普及 ・自分に適した量の食事をするための知識や方法の普及 ・し好品の適切な選択と、適量摂取に関する普及 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防教室 ・生活習慣病予防料理講習会 ・幼児の良い生活習慣普及啓発事業 ・離乳食教室 ・親子食育講座 ・ハローマザークラス ・母子栄養相談 ・まちかど講座「子どもの食生活」 ・むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃん大作戦！） ・ふれあい親子サロン | <p>主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている市民の割合</p> <p>【現状値】 -</p> <p>【目標値】 70.0%</p> |
| <p>イ 規則正しい食生活と生活リズムを推進します</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい食生活と生活リズムに関する知識や方法の普及 ・生活リズムを整える方法の普及 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・学校歯科巡回指導 ・児童生徒肥満対策事業 ・中学校給食献立募集事業 ・成人栄養相談 ・骨粗しょう症予防事業 ・ホームページ等を利用した望ましい食生活に関する知識の普及・啓発 ・出張健康相談 ・市民まつり等における野菜摂取についての普及・啓発 | <p>朝食を欠食する市民の割合</p> <p>【現状値】 小学生 4.5% 30歳代以下 22.8%</p> <p>【目標値】 小学生 0% 30歳代以下 15.0%</p> |

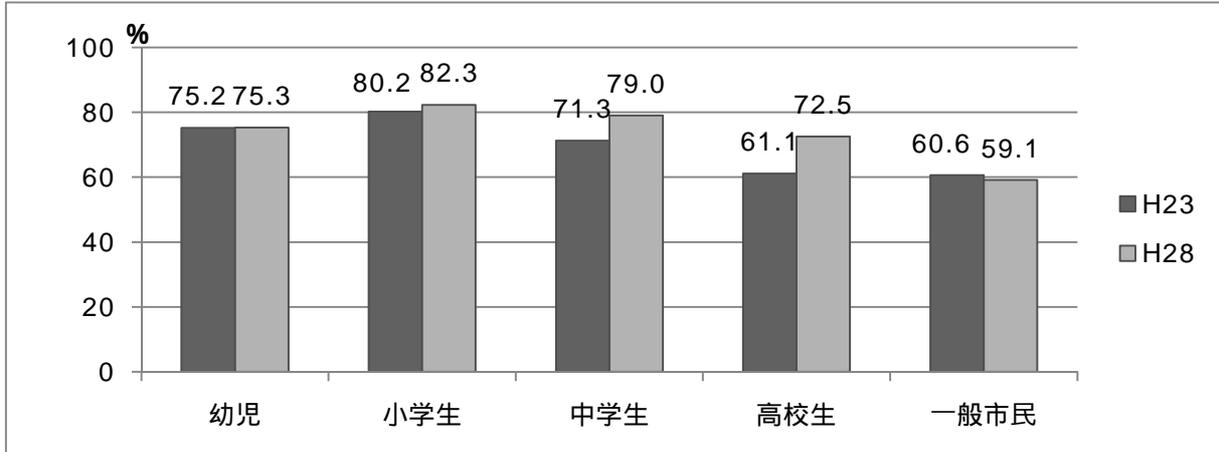
数値目標に係る現状値は、P51 及び P52 を参照

【ア バランスのとれた食生活を推進します に関連する調査結果(P.8)】

成果指標に関わる結果(b)

図 -(1)-1 副菜(野菜・海藻・きのこ類)を食べる頻度：1日2回以上食べる人の割合

(P.8-b、c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

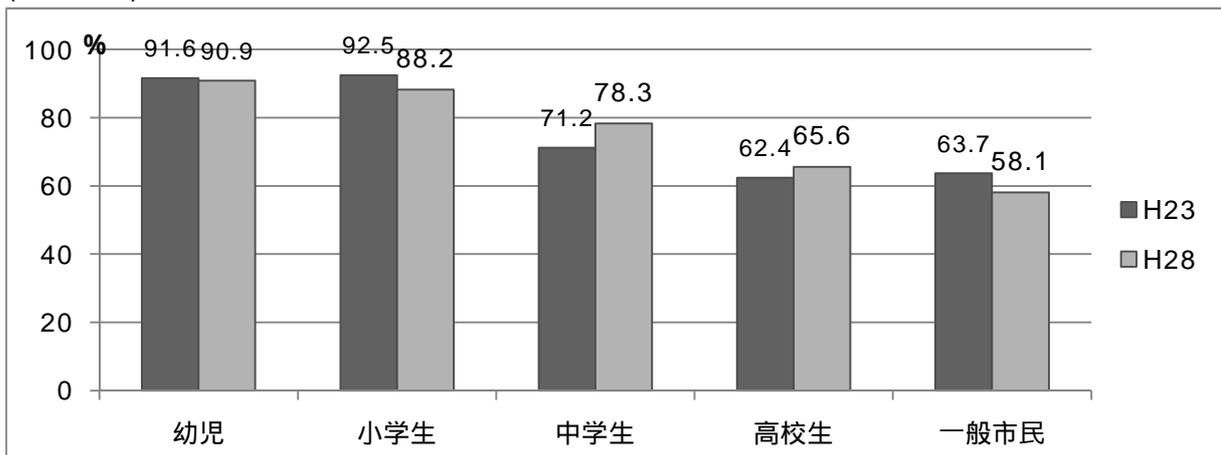
「1日2回以上」の人の割合は、

- ・ 中学生及び高校生は、増加
- ・ 一般市民は約6割で、他の年代より低い。

関連する調査等の結果(c)

図 -(1)-2 主食(ごはん・パン・麺類)を食べる頻度：1日3回以上食べる人の割合

(P.8-c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

「1日3回以上」の人の割合は、

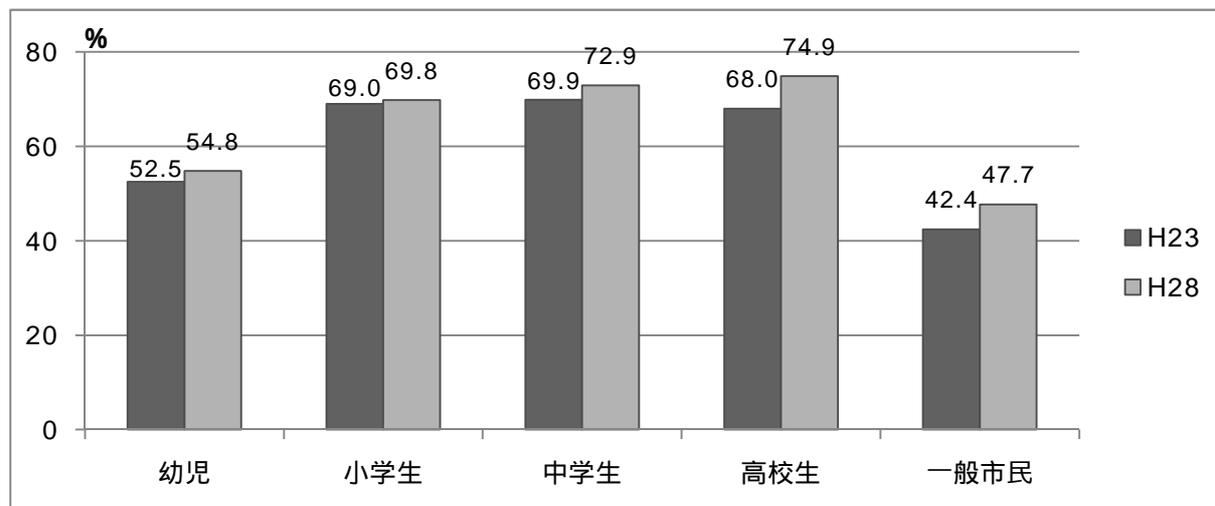
- ・ 中学生は増加、小学生・一般市民は減少
- ・ 年代が高くなるにしたがい低い割合となっている。

市民生活習慣実態調査

相模原市保健医療計画の改定に併せ、市民の健康度の変化を把握するとともに今後の健康課題を明らかにする基礎資料を作成することを目的に実施する調査。一般市民調査、幼児調査、小学生調査、中高生調査及び事業所従業員調査を実施している。

図 - (1)- 3 脂肪の多い肉類を食べる頻度：1日1回以上食べる人の割合

(P.8-c-)



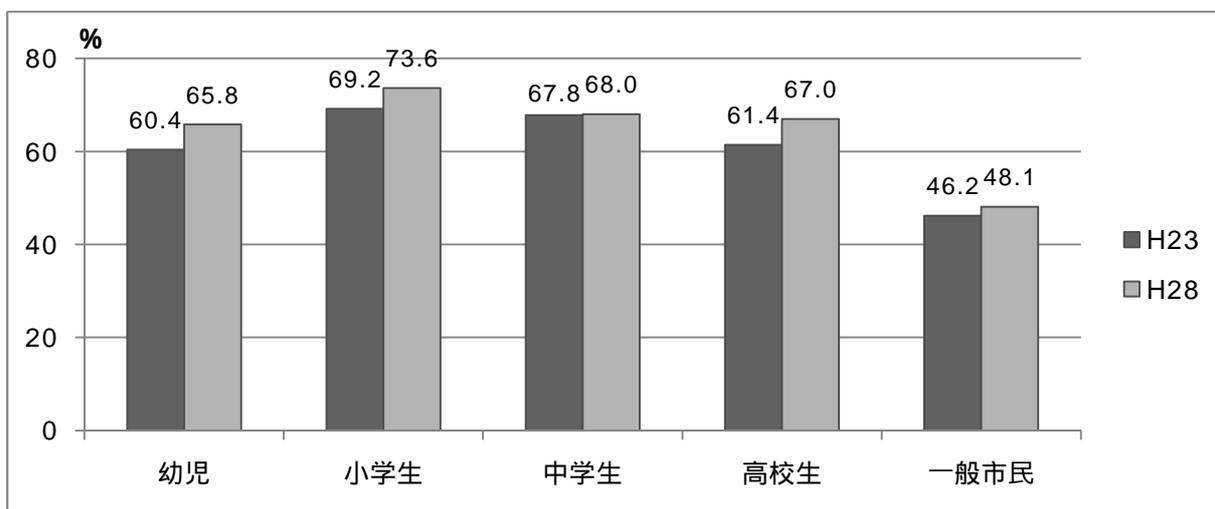
平成28年度市民生活習慣実態調査

「1日1回以上」の人の割合は、

- ・ 高校生及び一般市民は増加
- ・ 小学生から高校生までは、約7割を占めている。

図 - (1)- 4 菓子・嗜好飲料を食べる頻度：1日1回以上食べる人の割合

(P.8-c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

「1日1回以上」の人の割合は、

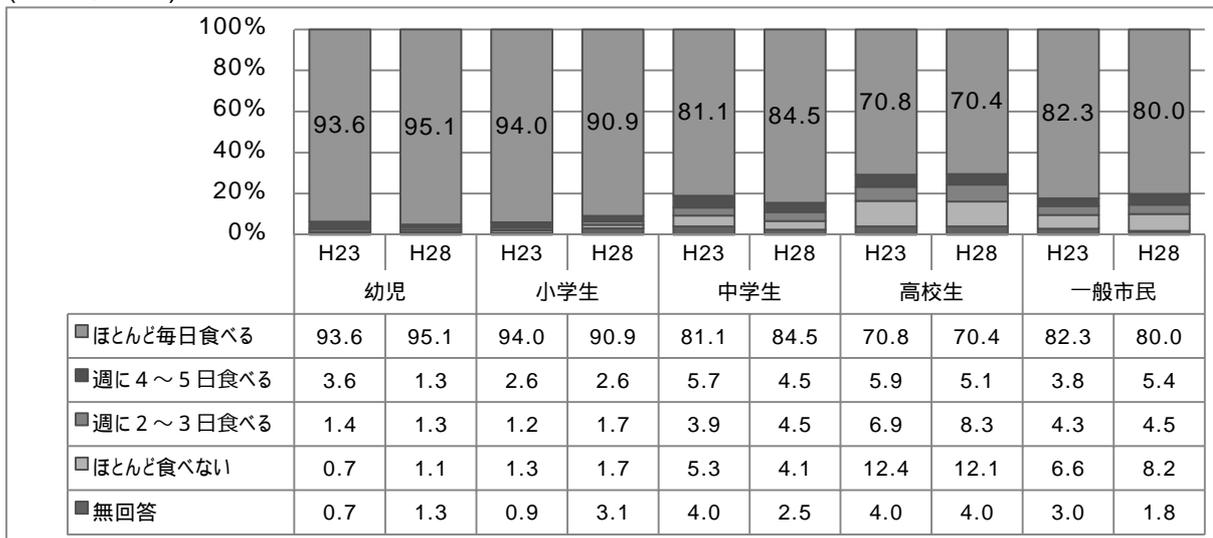
- ・ 幼児、小学生及び高校生は増加
- ・ 幼児から高校生までは、約7割を占めている。

【イ 規則正しい食生活と生活リズムを推進します に関連する調査結果(P.9)】

成果指標に関わる結果(b)

図 -(1)-5 朝食を食べる頻度：ほとんど毎日食べる人の割合

(P.9-b、c-)

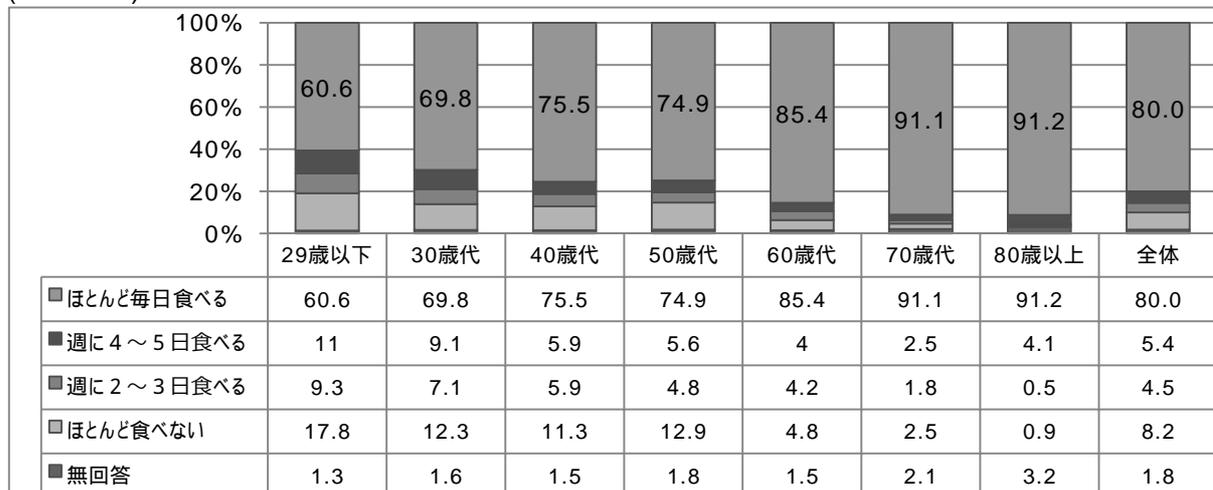


平成28年度市民生活習慣実態調査

関連する調査等の結果(c)

図 -(1)-6 朝食を食べる頻度：ほとんど毎日食べる人の割合(年代別)

(P.9-c-)



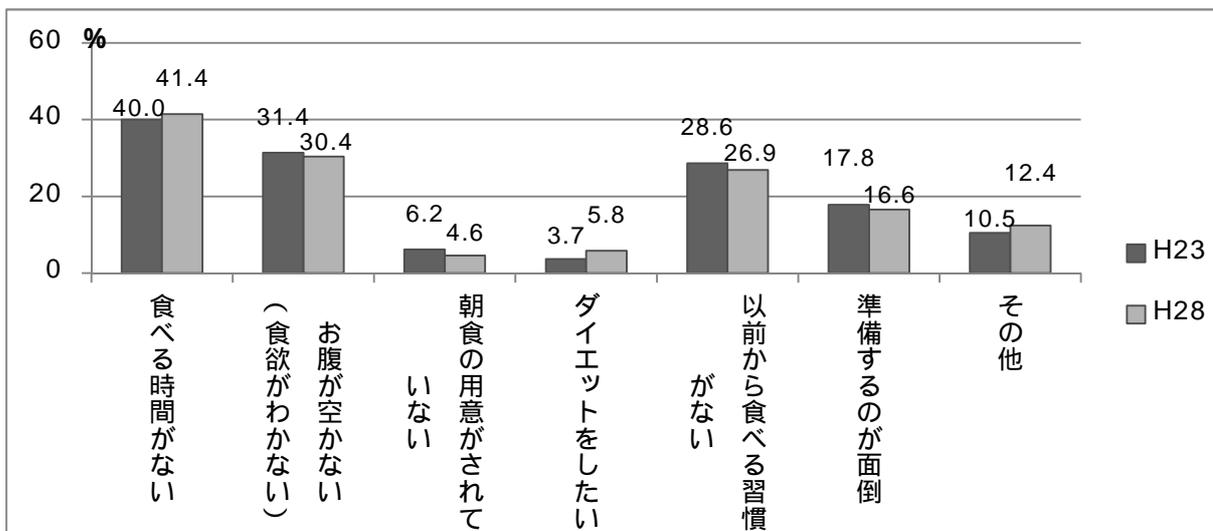
平成28年度市民生活習慣実態調査(一般市民調査)

「ほとんど毎日食べる」人の割合は、

- ・ 小学生及び一般市民は減少
- ・ 幼児から高校生では、年代が高くなるにしたがい低い割合となっている。
- ・ 高校生は約7割で他の年代に比べて低い。
- ・ 一般市民調査の年代別では、年齢が低くなるにつれて低い割合となり、29歳以下が約6割、30歳代が約7割で、他の年代に比べて低い。

図 -(1)-7 朝食を食べない理由：一般市民

(P.9-c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

- ・ 「食べる時間がない」は、約4割で最も多い。
- ・ 「お腹が空かない」、「以前から食べる習慣がない」は、それぞれ約3割

(2) 目指す姿を達成するための取り組みの視点 「 - (2)安全・安心な食生活を送るための 取り組みを推進します 」

安全・安心な食生活を送るためには、食中毒や食品による健康被害などを防ぐことが重要です。そのためには、食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、一人一人が衛生的な食品の取扱いや食品表示を正しく理解するなど安全・安心な食に関する知識と理解を深め、食品の適切な選択や衛生的な取扱方法を知り、実践することが大切です。

前計画に基づき取り組みを行った結果、事業参加者のアンケート等の結果はおおむね良い状況である一方、成果指標である「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っているか」については、前計画策定時と比べて減少しています。

この状況を踏まえて、次の点を取り組みの方向性とし、事業を推進します。

【取り組みの方向性】

食品の安全性についての知識を広めます

〈取り組みの方向性に関わる現状と課題〉

食品の安全性についての知識を広めます

< 現状(前計画の評価結果) >

| | |
|--|--|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>・「食品の安全性の理解」に向け、食品衛生に関する普及啓発や食物アレルギーに関する講演会、みんなの消費生活展等での食の安全に係る啓発など、食品の安全性についての情報提供などの取り組みを行った結果、参加者アンケート等では多くの参加者から理解が高まったという回答を得られ、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：食品衛生に関する講座開催による正しい知識の普及「食品衛生に関する講座の内容について理解できたか」「理解できた」96.7%)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照 P.18</p> <p>図 - (2)-1</p> | <p>・「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合」について、「十分に持っている」、「ある程度持っている」と回答した人の合計は、約5割で、前計画策定時より減少しています。</p> |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照 P.18~19</p> <p>図 - (2)-2</p> <p>図 - (2)-3</p> <p>図 - (2)-4</p> | <p>「安全な食生活を送ること」について、「いつも判断している」、「ある程度判断している」人の合計は、一般市民の約7割で、全国の調査(「食育に関する意識調査」)より低い割合となっています。</p> <p>「食品や料理を選ぶ際の栄養成分表示」を参考にしている人(「いつも参考にしている」、「ときどき参考にしている」人の合計)は、中学生以外は前回より減少しており、中学生及び高校生は5割程度と他の年代より低い割合となっています。</p> <p>「栄養成分表示を参考にしていない理由」は、「いちいち見てられない」がどの年代も7割から8割と高い割合となっています。</p> |

< 課題 >

安全な食生活を送ることについて判断している人の割合が全国の調査と比べて低い状況にあり、食品の適切な選択や取扱いができていない可能性があるため、「食品の安全性を判断するために必要な知識の普及」や、「食中毒予防・衛生的な食品の取扱いを実践するための知識の普及」が必要です。

〈市の取り組み〉

・安全・安心な食生活を送るために必要な知識を身に付けるために、食中毒予防や食品表示などの食品の安全性に関する教室や、イベントでの普及啓発の実施などについて取り組みます。

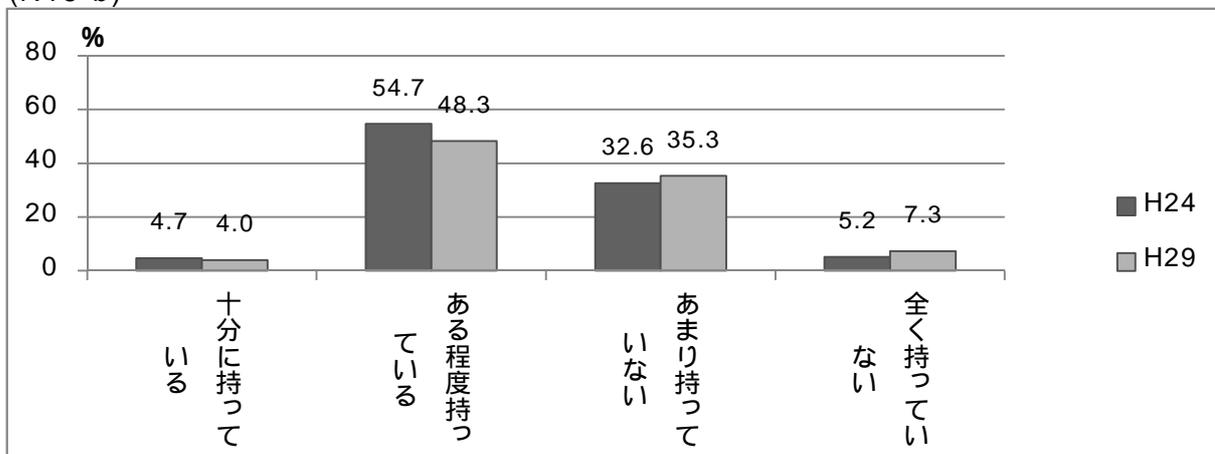
| 取り組みの方向性 | 主な事業 | 数値目標 |
|---|--|--|
| <p>食品の安全性についての知識を広めます</p> <p><u><具体的な取り組み></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を判断するために必要な知識の普及 ・食中毒予防・衛生的な食品の取扱いを実践するための知識の普及 ・食品表示に関する知識の普及 ・食物アレルギーに関する情報提供 <p style="text-align: right;">等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防キャンペーン ・みんなの消費生活展 ・食品表示に関する情報提供 ・食品衛生に関する講座開催による正しい知識の普及・啓発 ・食品衛生に関するリーフレットの配布 ・ホームページを利用した食品衛生に関する知識の普及・啓発 ・食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進 ・消費生活講師派遣事業 ・慢性疾患児講演会「食物アレルギー」 ・栄養士・調理員への安全衛生講習 ・保育所・学校での教職員等への食物アレルギー研修 ・食物アレルギー児童・生徒への対応と保護者への指導 | <p>食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民の割合</p> <p>【現状値】66.5%</p> <p>【目標値】73.0%</p> |

【食品の安全性についての知識を広めます に関連する調査結果(P.16)】

成果指標に関わる結果(b)

図 - (2)-1 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っているか

(P.16-b)



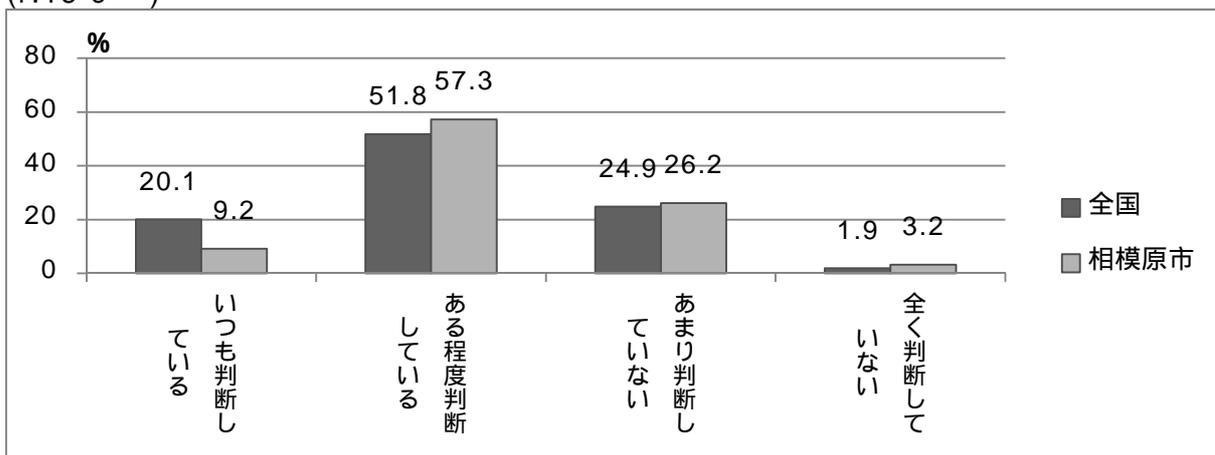
平成29年度市政に関する世論調査

- ・ 「十分に持っている」、「ある程度持っている」人の合計は、約5割で、前回より減少

関連する調査等の結果(c)

図 - (2)-2 安全な食生活を送ることについてどの程度判断しているか

(P.16-c-)



平成29年度市政に関する世論調査(一般市民調査)
(全国)平成29年度食育に関する意識調査

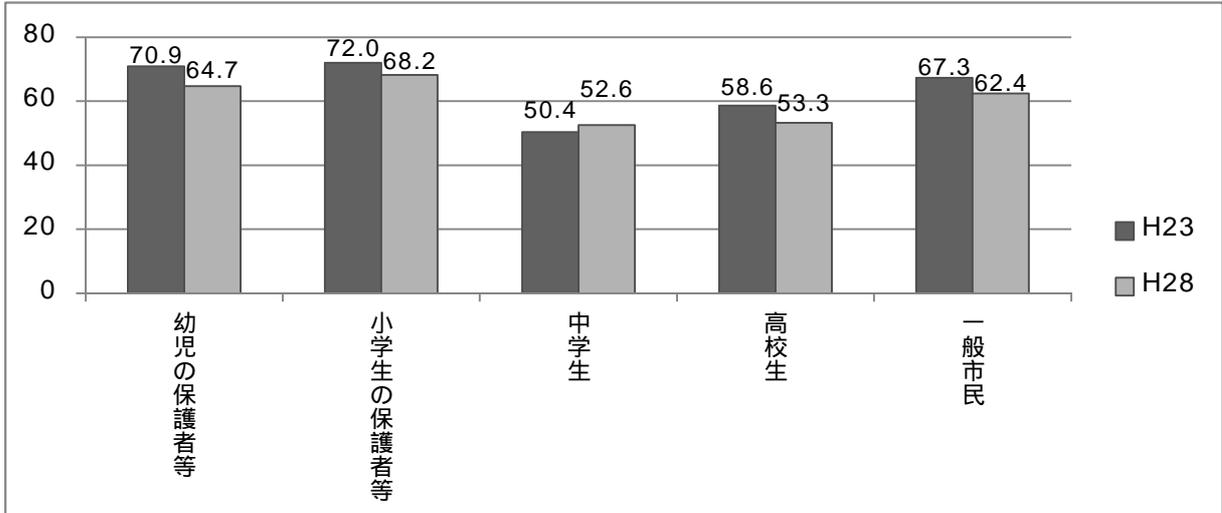
- ・ 「いつも判断している」、「ある程度判断している」人の合計は、一般市民の約7割で、全国の調査(「食育に関する意識調査」)より低い割合となっている。

市政に関する世論調査

市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によつて的確に把握し、市政運営の有効な資料とするために実施する調査。調査には、経年調査項目(「定住意識」・「まちづくり」・「広報」(各項目は3年に1回調査))と随時調査項目がある。

図 - (2)-3 食品や料理を選ぶ際の栄養成分表示の参考程度：参考にしている人の割合

(P.16-c-)

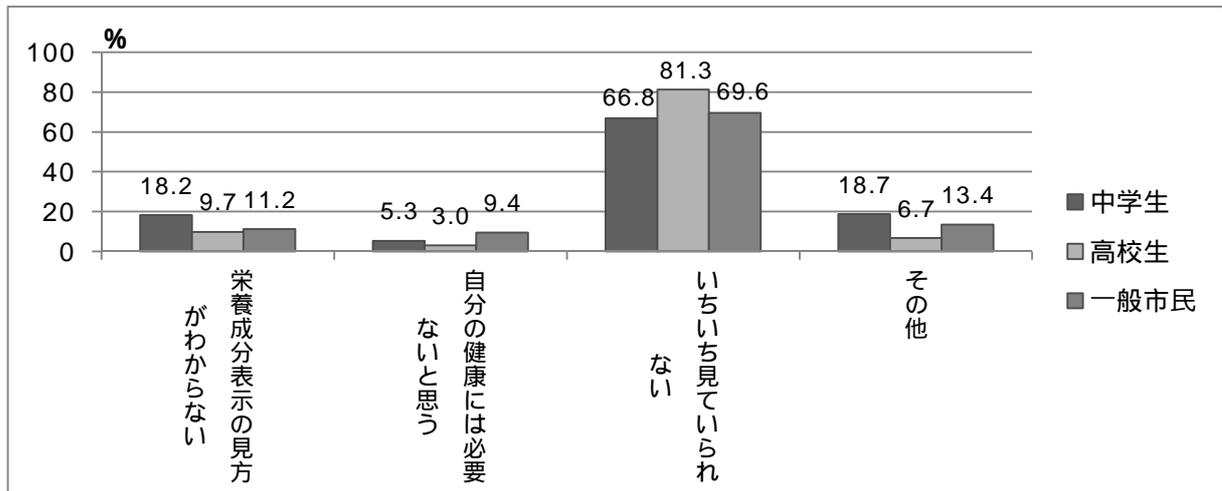


平成28年度市民生活習慣実態調査

- ・ 参考にしている人(「いつも参考にしている」、「ときどき参考にしている」人の合計)は、中学生以外は前回調査時より減少
- ・ 中学生及び高校生は、5割程度と他の年代より低い。

図 - (2)-4 栄養成分表示を参考にしていない理由

(P.16-c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

- ・ 「いちいち見ていられない」がどの年代も7割から8割と高い。

2 【目指す姿】

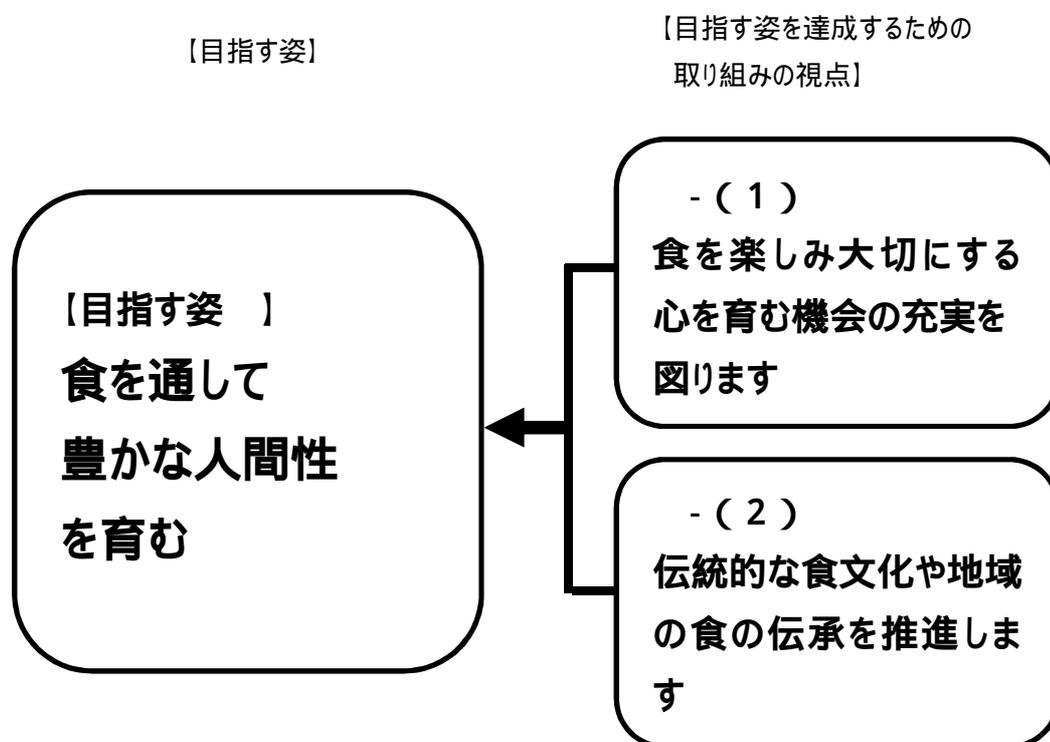
食を通して豊かな人間性を育む

家庭や地域での食を通じた人々との交流や伝統的な食文化に関する体験などは、食に関わる人への感謝の気持ちを持つことや食文化の理解を深めるとともに、豊かな人間性を育み、毎日を心豊かに過ごすことにつながります。

そこで、食育の取り組みによって目指す市民の姿を「目指す姿：食を通して豊かな人間性を育む」とし、具体的には次の視点から取り組みを進めます。

【目指す姿を達成するための取り組みの視点】

- (1) 食を楽しみ大切にする心を育む機会の充実を図ります
- (2) 伝統的な食文化や地域の食の伝承を推進します



(1) 目指す姿を達成するための取り組みの視点 「 - (1) 食を楽しみ大切に作る心を育む機会の 充実を図ります 」

家庭や地域等で誰かと一緒に食事をするなど、食を通じたコミュニケーションを図ることは、より楽しさを実感する機会になるとともに、会話等を通じて食物を大切に作る心や食に関するマナー、食文化に関する知識等を得る機会となるなど、豊かな人間性を育むことへつながります。

また、世界では飢餓や栄養不足で多くの人が苦しんでいる状況があるにもかかわらず、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されている食品ロスの問題などもあり、生産から消費までの食の循環についての理解を深め、食への感謝の気持ちを高めるための取り組みが必要です。

前計画に基づき取り組みを行った結果、事業参加者のアンケート等の結果は、おおむね良い状況でした。成果指標である「朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数」は増加し、「生産体験学習を行う小学校の割合」については、目標値を達成していますが、さらなる推進が必要です。

この状況を踏まえて、次の2点を取り組みの方向性として、事業を推進します。

【取り組みの方向性】

- ア 食を通じたコミュニケーションを促進します**
- イ 食への感謝の気持ちを育む機会の充実を図ります**

〈取り組みの方向性に関わる現状と課題〉

ア 食を通じたコミュニケーションを促進します

< 現状(前計画の評価結果) >

| | |
|--|--|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>・「食べる楽しさの実感」「共食の実践」や「食を通じた仲間づくり」に向け、保育所等での調理活動や離乳食教室等の事業で、食を通じたコミュニケーションの推進についての情報提供などの取り組みを行った結果、参加者アンケートでは楽しさを実感したという回答が多く、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：親子食育講座「一緒に食べるのが楽しかったか」「楽しかった・まあまあ楽しかった」98%)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照</p> <p>P.25 図 -(1)-1</p> <p>P.25 図 -(1)-2</p> | <p>「公民館、保育所・幼稚園などでの料理教室や講習会へ参加していることも(5歳児)と保護者の割合」は、「参加している」「よく参加する」「たまに参加する」の合計)と回答した人は、23.7%と前計画策定時より低くなっています。</p> <p>「朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(中学生)」は、週 10.4 回で前計画策定時より 0.9 回増加し、目標値まであと 0.1 回となっています。</p> |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照</p> <p>P.25~27</p> <p>図 -(1)-1</p> <p>図 -(1)-3</p> <p>図 -(1)-4</p> <p>図 -(1)-5</p> <p>図 -(1)-6</p> <p>図 -(1)-7</p> | <p>「朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数」は、一般市民以外はおおむね増加傾向ですが、「朝食を家族や友人と一緒に食べる頻度」が 1 週間に 2～3 日以下と少ない人の割合は、中学生以降の年代で 3 割以上と高くなっています。</p> <p>「食事の時間についての意識」は、「とても楽しい」「まあ楽しい」と回答した人の割合の合計がどの年代も 7 割前後と高い割合を占め、そのうち「とても楽しい」と回答した人の割合は、前回よりおおむね高くなっています。</p> <p>「地域や所属コミュニティでの共食の機会へ参加したいと思うか」については、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した人の合計は約 3 割で、そのうち共食に「参加した」人は約 6 割であり、「参加していない」人が約 4 割となっています。</p> <p>共食に「参加していない」と回答した人の「共食に参加するための条件」は、「食事会などが参加しやすい場所で開催されること」が 6 割強で最も多く、次いで「食事会などが参加しやすい時間に開催されること」は約 5 割となっています。</p> |

< 課題 >

中学生以降の年代は、共食の頻度が少ない人の割合が約 3 割から約 5 割と高く、心の健康状態や食生活への影響が懸念されるため、「共食など食を通じたコミュニケーションについての啓発」や「給食や地域の公民館等で開催される教室等の場面を利用した共食の機会の充実」などの取り組みが必要です。

イ 食への感謝の気持ちを育む機会の充実を図ります

< 現状(前計画の評価結果) >

| | |
|--|--|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>・「栽培・収穫体験を通じた食への感謝と理解の向上」のため、保育所等における栽培・収穫体験活動や農業体験学習事業(教育ファーム)等の事業において、自然の恩恵や食に関わる人々の活動についての理解を深める取り組みを行った結果、参加者アンケートでは取り組みによって知識が得られたと回答する割合が高く、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：農業体験学習事業(教育ファーム)「農業体験学習を通してどのようなことを学ぶことができたか(複数回答)」 農作業の苦勞 57.7%、食べ物の大切さ 38.1%、水田の持つ環境機能 23.7%、相模原市の農業 11.3%)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照 P.28 図 - (1)-8</p> | <p>・「生産体験学習を行う小学校の割合」は、84.7%と前計画策定時の72.2%と比べ 12.5 ポイント増加し、目標値を達成しています。</p> |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照 P.28～31</p> <p>図 - (1)-9 図 - (1)-10 図 - (1)-11 図 - (1)-12 図 - (1)-13 図 - (1)-14 図 - (1)-15</p> | <p>「地元で生産された食材を食べることの必要性」については、約 9 割が「必要ある」と回答し、「食べる機会」についても約 7 割が「よく食べる」・「たまに食べる」と回答しています。(3 歳 6 か月児及び 5 歳児の保護者)</p> <p>「農業見学・栽培や収穫体験」については、約 9 割が「必要ある」と回答していますが、参加状況としては、「よく参加する」・「たまに参加する」と回答した人の合計は、2 割程度と低くなっています。(3 歳 6 か月児及び 5 歳児の保護者)</p> <p>「食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品)」問題について「良く知っていた」・「ある程度知っていた」と回答した人の合計は、一般市民は約 8 割で高い反面、中学生や高校生は 4 割前後と低い状況です。30 歳代以下は他の年代より低くなっています。</p> <p>「食品ロスを軽減するために取り組んでいること」は、「賞味期限を過ぎても自分で食べられるか判断する」、「残さず食べる」、「冷凍保存を活用する」などについて半数以上の人を実施していると回答しています。</p> |

< 課題 >

生産者との交流については、必要性の認識は高い一方、実際の参加は少ないことや、食品ロスの認知状況が十分とは言えません。また、食を大切に思う心や食への感謝の気持ちを育む機会の減少が懸念されるため、「食の生産現場や流通などの食の循環についての知識の普及」や「食品ロスの状況や削減の必要性についての啓発」などの取り組みが必要です。

〈市の取り組み〉

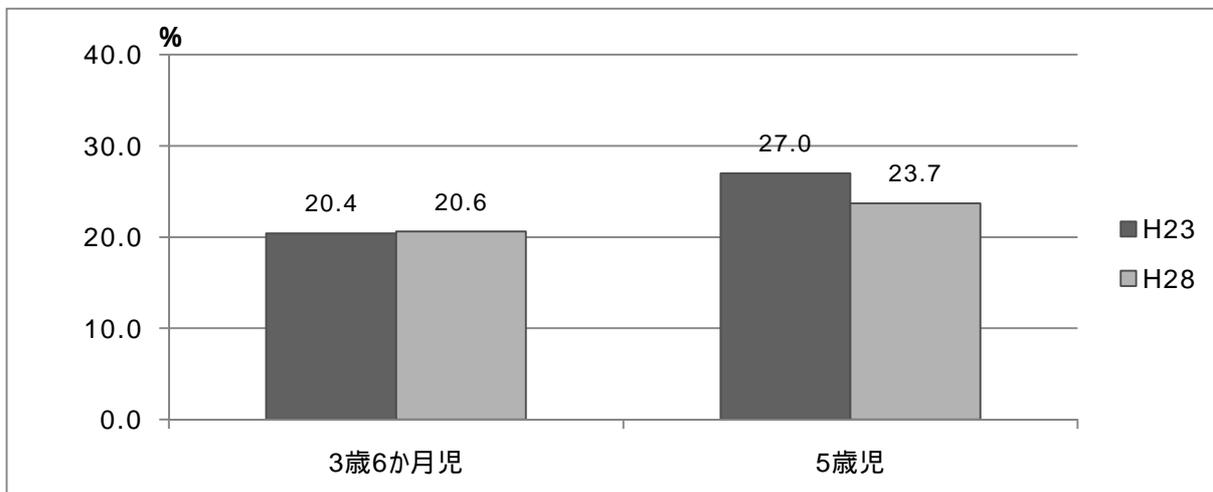
- ・共食や食を通じたコミュニケーションについての良い点を伝えていくとともに、市民が利用しやすいよう、共食の機会や、情報の提供を行います。
- ・学校での農業体験や、相模原市の地場農産物等の生産状況などを知ることができる機会の増加に向けて取り組みます。
- ・食品ロスの状況の周知や、食品ロスを出さないための工夫を伝える機会を設け、食品ロスを減らすための行動をする人の増加に向けて取り組みます。

| 取り組みの方向性 | 主な事業 | 数値目標 |
|--|--|---|
| <p>ア 食を通じたコミュニケーションを促進します</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共食など食を通じたコミュニケーションについての啓発 ・給食や地域の公民館等で開催される教室等の場面を利用した共食の機会の充実 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・共食など食を通じたコミュニケーションについての啓発 ・給食や地域の公民館等で開催される教室等の場面を利用した共食の実施 | <p>朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(中学生)</p> <p>【現状値】週 10.4 回</p> <p>【目標値】週 11.0 回</p> |
| <p>イ 食への感謝の気持ちを育む機会の充実を図ります</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの状況や削減の必要性についての啓発 ・食材の使い切り方法についての啓発 ・食の生産現場や流通などの食の循環についての知識の普及 ・農業体験などを通じた生産者との交流 ・食べ物の働きについての知識の普及 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・講座等を通じた食品ロス削減に係る普及啓発 ・農業体験学習事業(教育ファーム) ・ふるさとの生活技術指導士による地場農産物や郷土料理の普及啓発 ・保育所及び幼稚園におけるふるさとの生活技術指導士との交流 ・みんなの消費生活展 ・津久井在来大豆やささがみグリーンなどの地場農産物の普及・啓発 ・農業まつり ・地産地消推進事業(相模原産農産物の普及・啓発) ・保育所及び幼稚園における調理活動 ・保育所における栽培・収穫体験、収穫した作物の給食への活用 ・学校での栽培・収穫体験、収穫した作物の給食への活用 ・学校給食を通じた食に感謝する心の形成 | <p>食品ロスを軽減するために取り組んでいる市民の割合</p> <p>【現状値】76.7%</p> <p>【目標値】80.0%</p> |

【ア 食を通じたコミュニケーションを促進します に関連する調査結果(P.22)】

成果指標に関わる結果(b)

図 -(1)-1 公民館、保育所・幼稚園などでの料理教室や講習会に参加している子どもと保護者の割合 (P.22-b-)

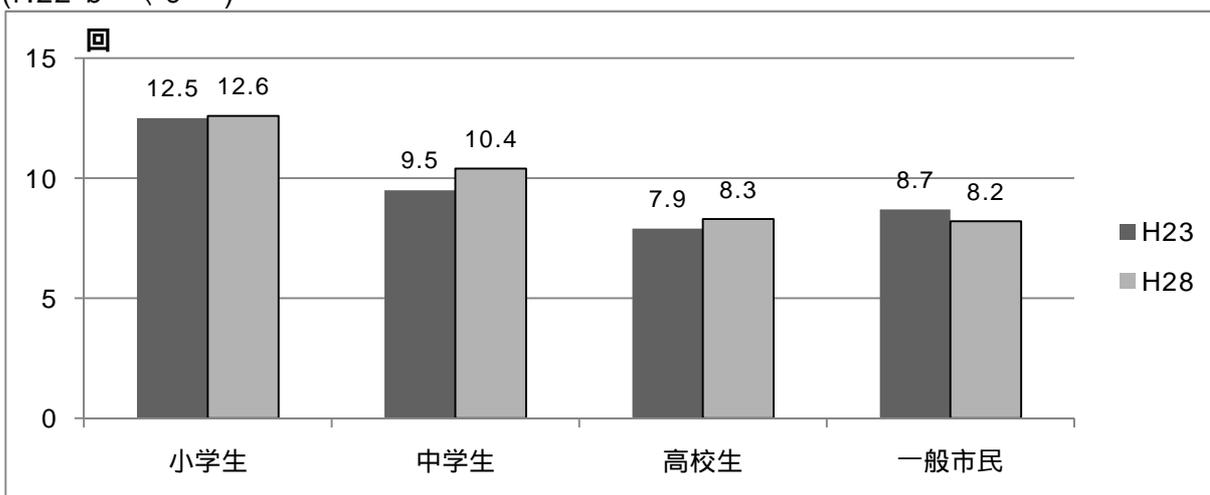


平成28年度母子保健計画アンケート調査

- ・ 「参加している」(「よく参加する」・「たまに参加する」の合計)人の割合は、3歳6か月児とその保護者、5歳児とその保護者ともに2割前後で、前回と変わらず低い。

図 -(1)-2 1週間に朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の平均回数

(P.22-b-、c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査より算出

- ・ 中学生は、前回より0.9回増加している。
- ・ 一般市民以外の共食の回数は、おおむね増加傾向

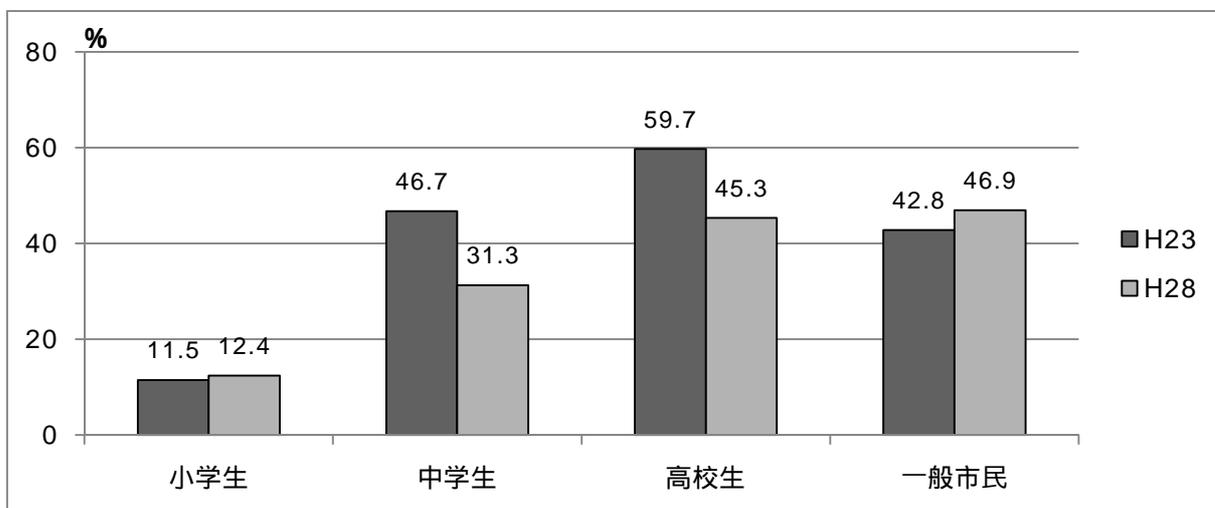
母子保健計画アンケート調査

母子保健計画の改定に当たり、市民の健康状態を把握し、今後の健康課題を明らかにするための基本資料とするために実施する調査。乳幼児保護者調査、思春期調査及び思春期保護者調査を実施している。

関連する調査等の結果（c）

図 - (1)-3 朝食を家族や友人と食べる頻度：週2～3日以下の人の割合

(P.22-c-)

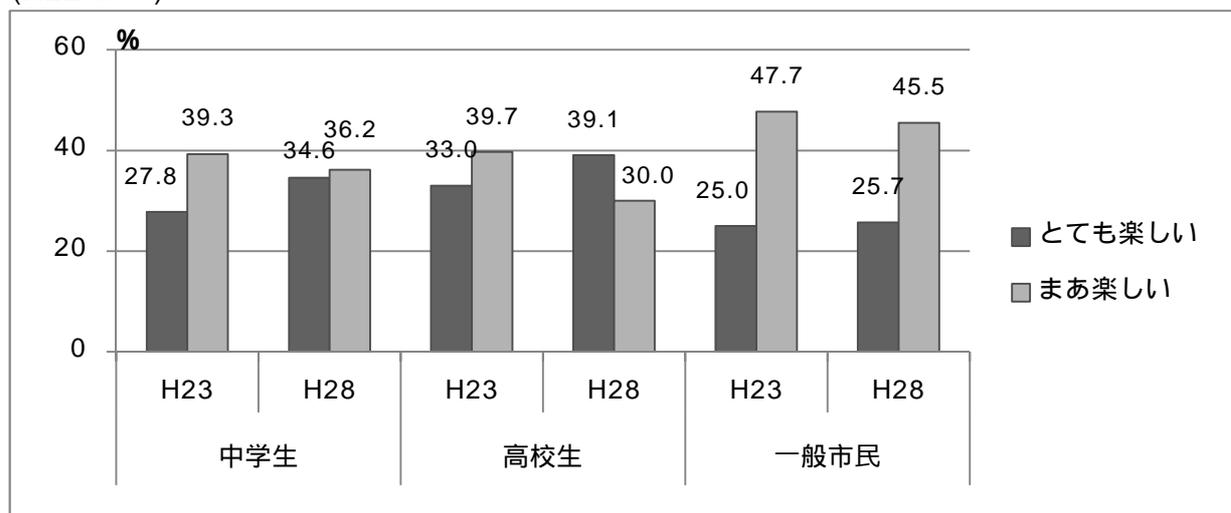


平成28年度市民生活習慣実態調査

- ・ 「朝食を家族や友人と一緒に食べる頻度」が週に2～3日以下の人の割合は、中学生以降の年代で3割以上と高くなっている。

図 - (1)-4 食事の時間についての意識：食事が「とても楽しい」・「まあ楽しい」と回答した人の割合

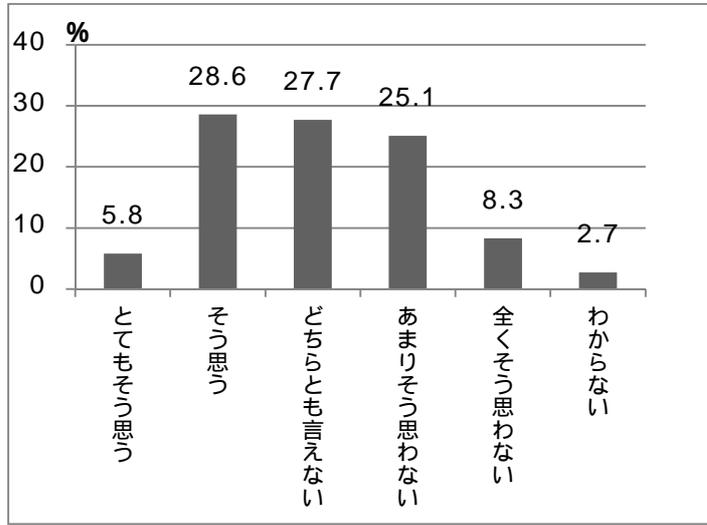
(P.22-c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

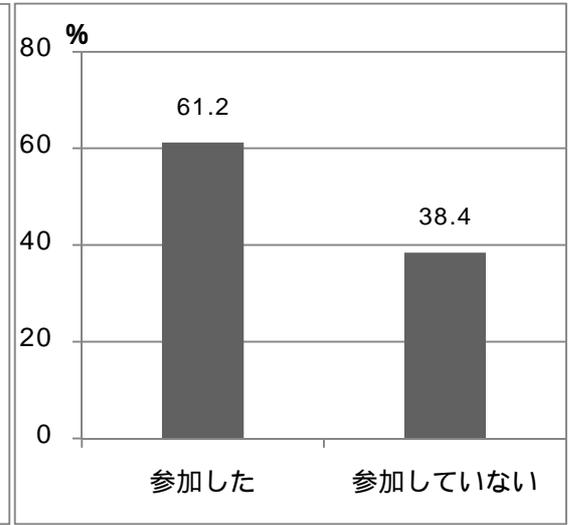
- ・ 食事の時間が「とても楽しい」・「まあ楽しい」と回答した人の割合の合計は、どの年代も7割前後と高い割合を占めており、そのうち「とても楽しい」と回答した人の割合は、前回よりおおむね増加している。

図 - (1)-5 地域や所属コミュニティでの共食の機会
へ参加したいと思うか
(P.22-c-)



平成 29 年度市政に関する世論調査

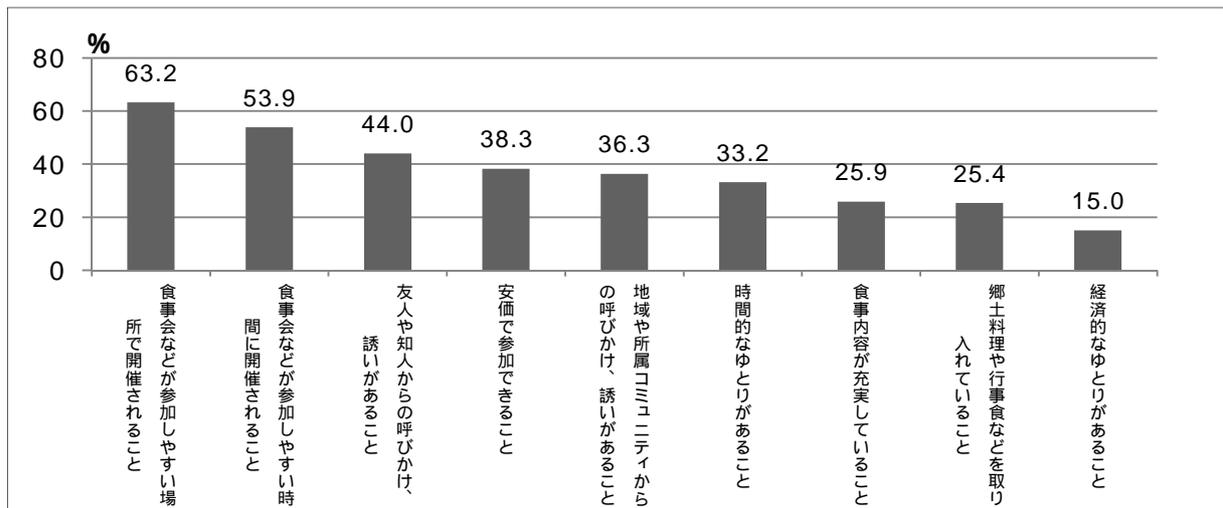
図 - (1)-6 過去 1 年間に地域や所属コミュニティ
での共食の場に参加したか(図 - (1)-5 で「とてもそ
う思う」又は「そう思う」と回答した人)



平成 29 年度市政に関する世論調査

- ・ 「とてもそう思う」、「そう思う」と回答した人の合計は、約 3 割で、そのうち共食に「参加している」人は約 6 割、参加意向はあるが参加していない人が約 4 割

図 - (1)-7 共食に参加するための条件(共食に参加したいが参加していない人：複数回答)
(P.22-c-)



平成 29 年度市政に関する世論調査

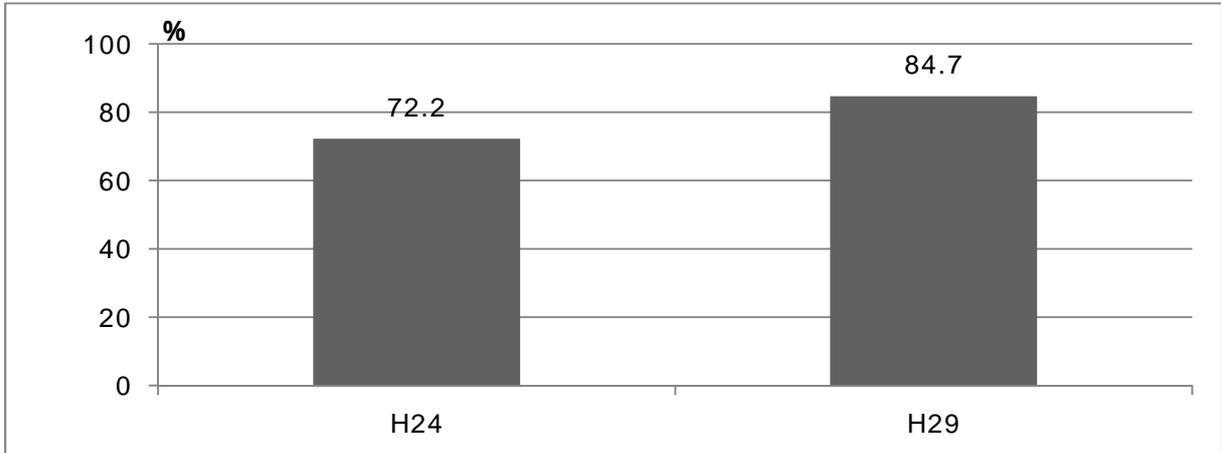
- ・ 「食事会などが参加しやすい場所で開催されること」が 6 割強で最も多い。
- ・ 「食事会などが参加しやすい時間開催されること」は、約 5 割

【イ 食への感謝の気持ちを育む機会の充実を図ります に関連する調査結果(P.25)】

成果指標に関わる結果(b)

図 - (1)-8 生産体験学習を行う小学校の割合 (相模原市内)

(P.23-b)



平成 2 9 年度学校の教育活動などの取り組みに関する調査(神奈川県)

- ・ 84.7%で前回より増加

関連する調査等の結果(c)

図 - (1)-9 「地元で生産された食材を食べる」ことの必要性

(P.23-c-)

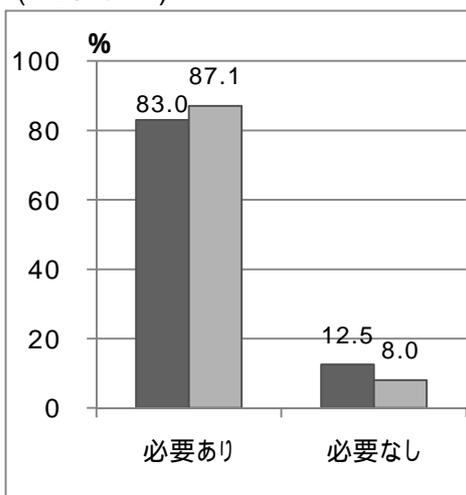
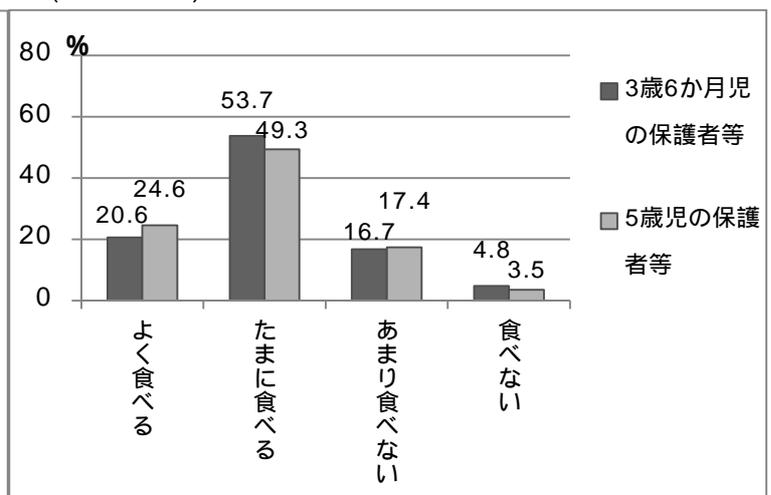


図 - (1)-10 「地元で生産された食材を食べる機会」の状況

(P.23-c-)



平成 2 8 年度母子保健計画アンケート調査

- ・ 「必要あり」と回答した人は、約 9 割と高い。
- ・ 「よく食べる」・「たまに食べる」と回答した人の合計は、約 7 割と高い。

図 - (1)-11 農業見学/栽培や収穫体験の必要性
(P.23-c-)

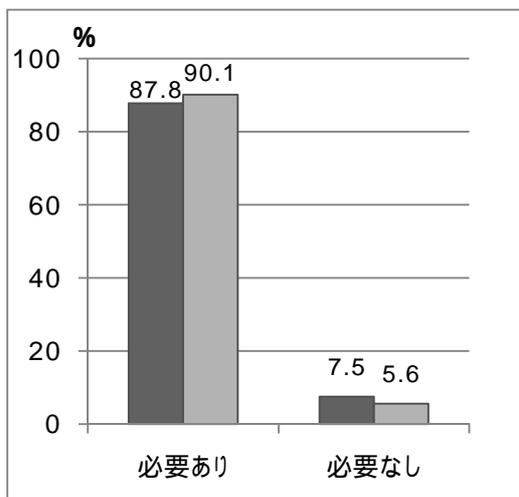
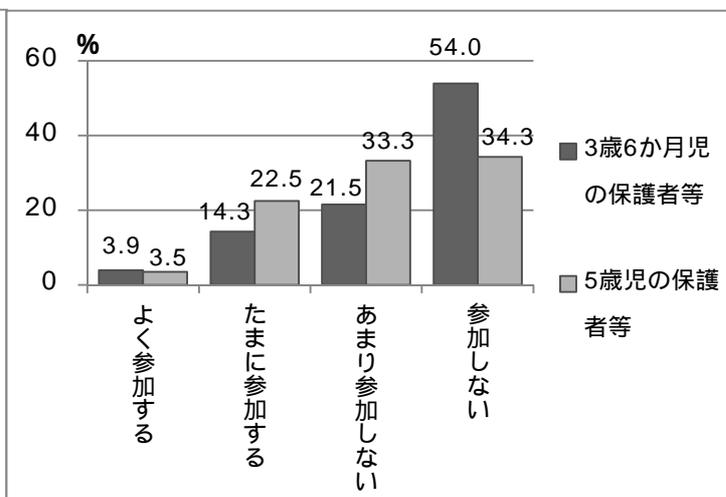


図 - (1)-12 農業見学/栽培や収穫体験への参加状況
(P.23-c-)

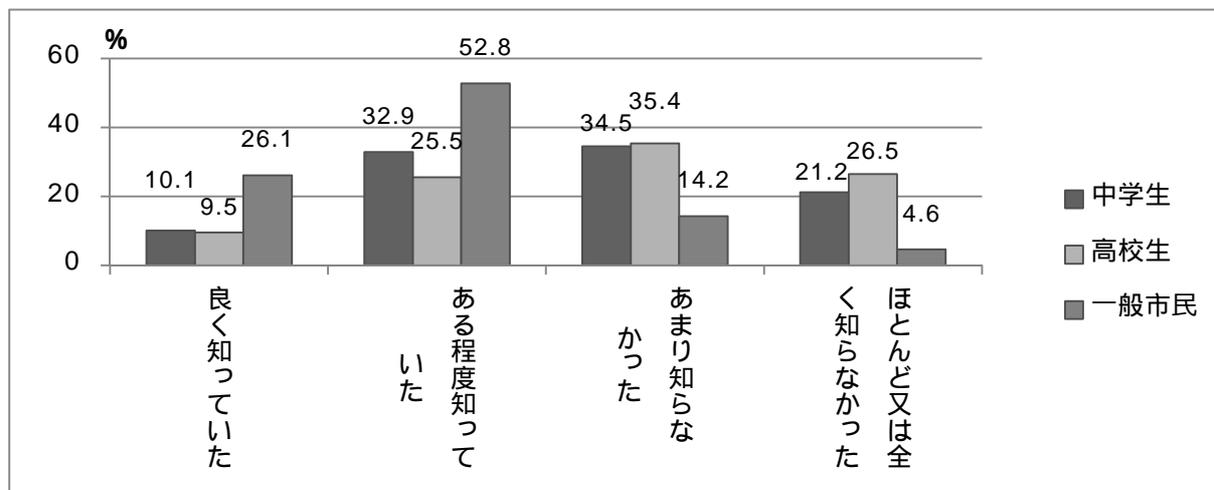


平成28年度母子保健計画アンケート調査

- ・ 「必要あり」と回答した人の割合は、約9割と高い。
- ・ 「よく参加する」・「たまに参加する」と回答した人の合計は、2割前後と低い。

図 - (1)-13 食品ロス問題の認知状況

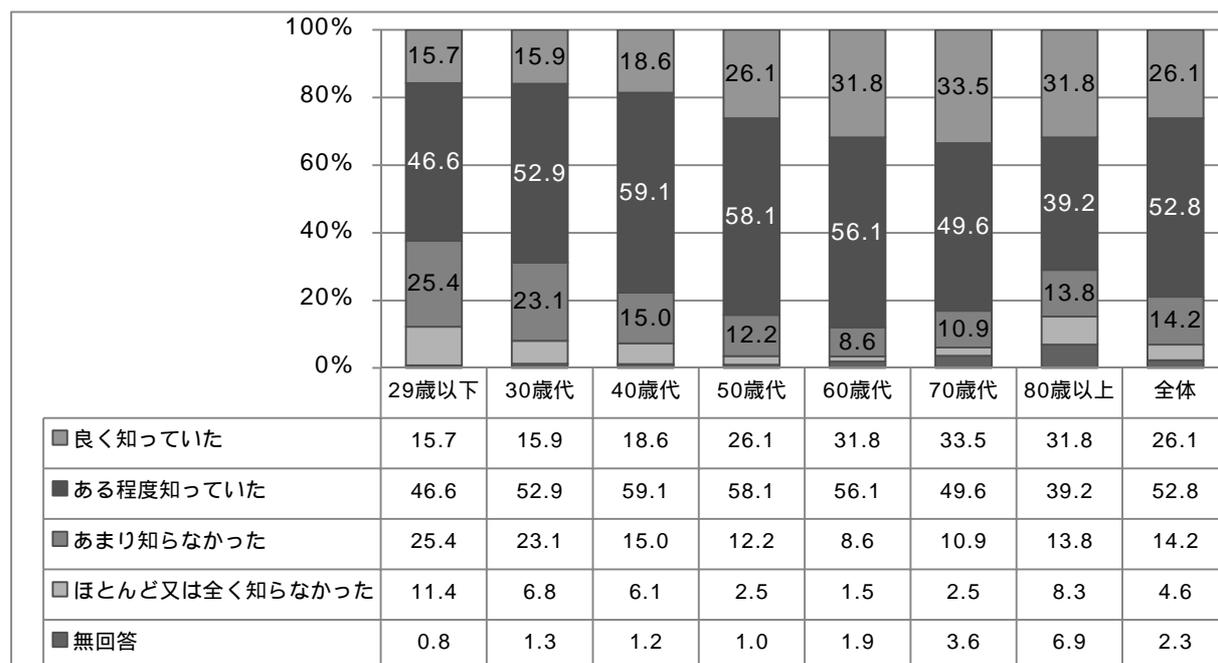
(P.23-c-)



平成 28 年度市民生活習慣実態調査

図 - (1)-14 食品ロス問題の認知状況について(一般市民：年代別)

(P.23-c-)



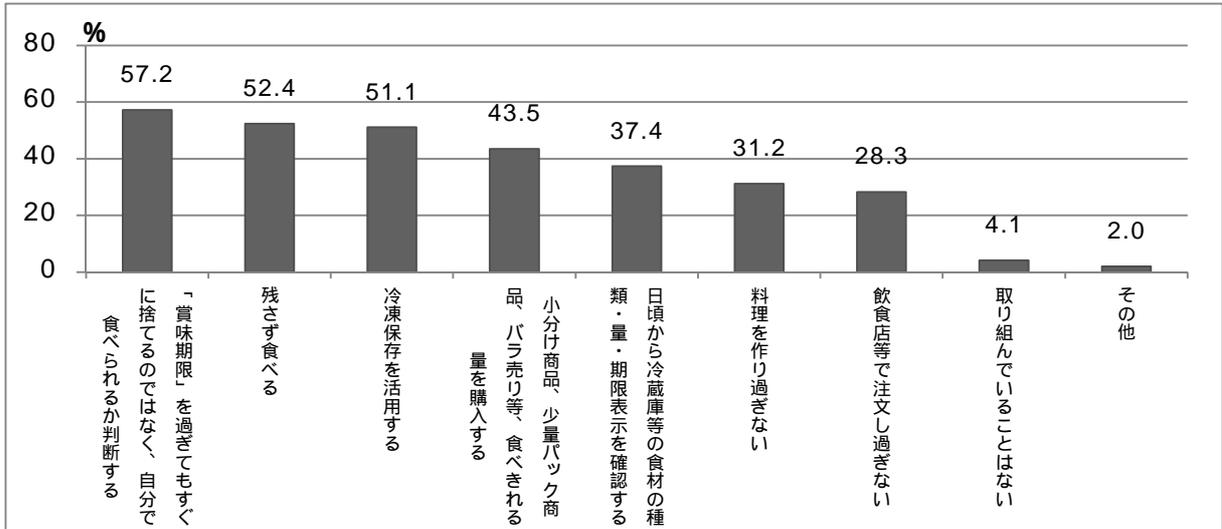
平成 28 年度市民生活習慣実態調査

「良く知っていた」、「ある程度知っていた」と回答した人の合計は、

- ・ 一般市民は約 8 割と高い。
- ・ 中学生や高校生は 4 割前後と低い。
- ・ 年代別では 30 歳代以下は他の年代より低い。

図 - (1)-15 食品ロスを軽減するために取り組んでいること(一般市民)

(P.23-c-)



平成28年度市民生活習慣実態調査

- ・ 「賞味期限を過ぎても自分で食べられるか判断する」、「残さず食べる」、「冷凍保存を活用する」については、半数以上の人を実施している。

(2) 目指す姿を達成するための取り組みの視点 「 - (2) 伝統的な食文化や地域の食の伝承を推進 します 」

日本の伝統的な食文化である「和食」は、平成 25 年にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

四季折々の食材を利用した行事食や箸の持ち方などの作法など、豊かで多様な日本の食文化は、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しています。一方、食のグローバル化や生活様式の多様化等により、日本や地域の食文化が継承されず、その特色が失われつつあるため、伝統的な食文化を次世代へ伝えていくことが大切です。

前計画に基づき取り組みを行った結果、地域の食文化を伝える場の増加につながるなど、事業等の結果は、おおむね良い状況でした。成果指標である「学校給食における地場農産物を使用する割合」は、前計画策定時から数値的には増加しましたが、目標値には達していない状況です。

この状況を踏まえて、以下の点を取り組みの方向性として、事業を推進します。

【取り組みの方向性】

日本や相模原の伝統的な食文化の伝承を推進します

〈取り組みの方向性に関わる現状と課題〉

日本や相模原の伝統的な食文化の伝承を推進します

< 現状(前計画の評価結果) >

| | |
|---|---|
| a 事業のアンケート等の結果 | ・「行事食や郷土料理の理解と伝承」に向け、保育所等においてふるさとの生活技術指導士との交流を通じた食育の実施や地域指導者を活用した小学校での総合的な学習、生活科・学級活動などを実施した結果、食文化に関する関心を高めることにつながるなどおおむね良い結果でした。 |
| b 成果指標の結果 参照 P.35 図 -(2)-1 | ・「学校給食における地場農産物を使用する割合(農産物及び鶏卵)」は、前計画策定時の 16.9%と比べ評価時は 17.5%となりましたが、目標値には達していない状況です。 |
| c 関連する調査等の結果 参照 P.35~36 図 -(2)-2 図 -(2)-3 図 -(2)-4 | 「郷土料理や伝統料理など、地域で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継いでいるか」について、「分からない」と回答した人は中学生・高校生ともに約 5 割でした。 「受け継いできた料理や味、食べ方・作法を次世代に伝承しているか」について、「伝えている」と回答した人は約 7 割で、性別では男性のほうが「伝えていない」と回答する割合が高く、男性全体で 3 割を超えています。 |



< 課題 >

地域で受け継がれてきた料理(郷土料理・伝統料理など)や食べ方・作法などについては、中学生・高校生などの若い世代の認識が低い状況から、次世代への食文化の継承ができないことが懸念されるため、「和食・行事食・食事のマナーなど、日本や相模原の伝統的な食文化の周知」や「相模原市の地場農産物等についての周知」などの取り組みが必要です。

〈市の取り組み〉

・身近な場所で郷土料理等の情報に触れ、若い世代が受け継いでいけるよう、学校給食での郷土料理等の提供や、授業等での情報提供などについて取り組みます。

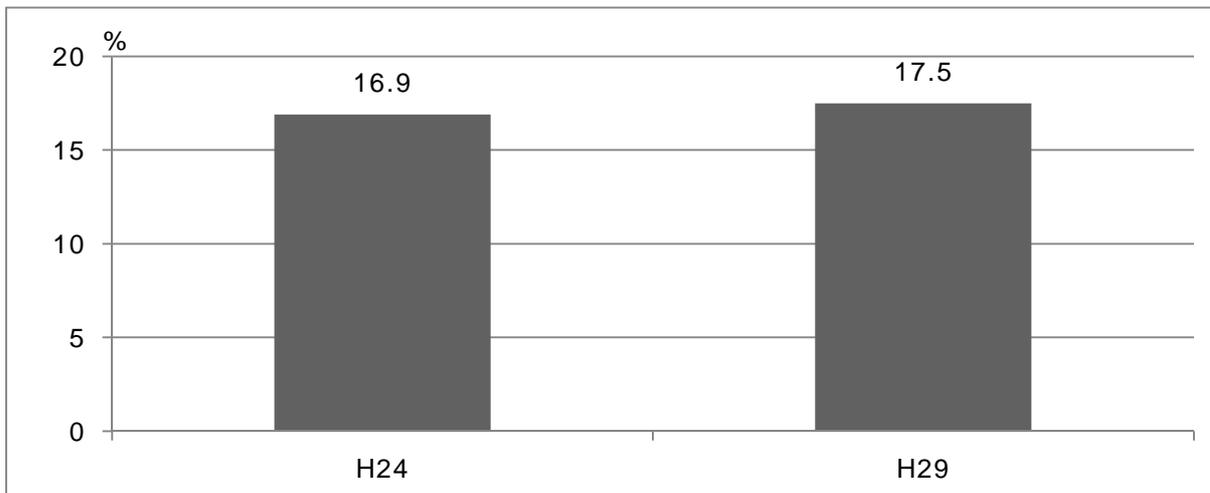
| 取り組みの方向性 | 主な事業 | 数値目標 |
|--|---|--|
| <p>日本や相模原の伝統的な食文化の伝承を推進します</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・和食・行事食・作法やマナーなど、日本や相模原の伝統的な食文化の周知 ・相模原市の地場農産物等についての周知(販売場所や種類等) ・相模原の郷土料理の成り立ちについての周知 <p style="text-align: right;">等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食や特別活動時間における作法やマナーの指導 ・津久井在来大豆やさがみグリーンなどの地場農産物の普及・啓発 ・ふるさとの生活技術指導士による地場農産物や郷土料理の普及・啓発 ・学校給食における地場農産物や郷土料理の提供、またそのことに関する食育 ・地域指導者を活用した総合的な学習や生活科、学級活動等の実施 ・保育所及び幼稚園におけるふるさとの生活技術指導士との交流 ・農業体験学習事業(教育ファーム) ・イベントを通じた食の意識啓発 | <p>郷土料理や伝統料理などの料理や箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいる若い世代の割合</p> <p>【現状値】27.2%</p> <p>【目標値】36.0%</p> |

【日本や相模原の伝統的な食文化の伝承を推進します に関する調査結果(P.33)】

成果指標に関わる結果(b)

図 -(2)-1 「学校給食における地場農産物を使用する割合」

(P.33-b)



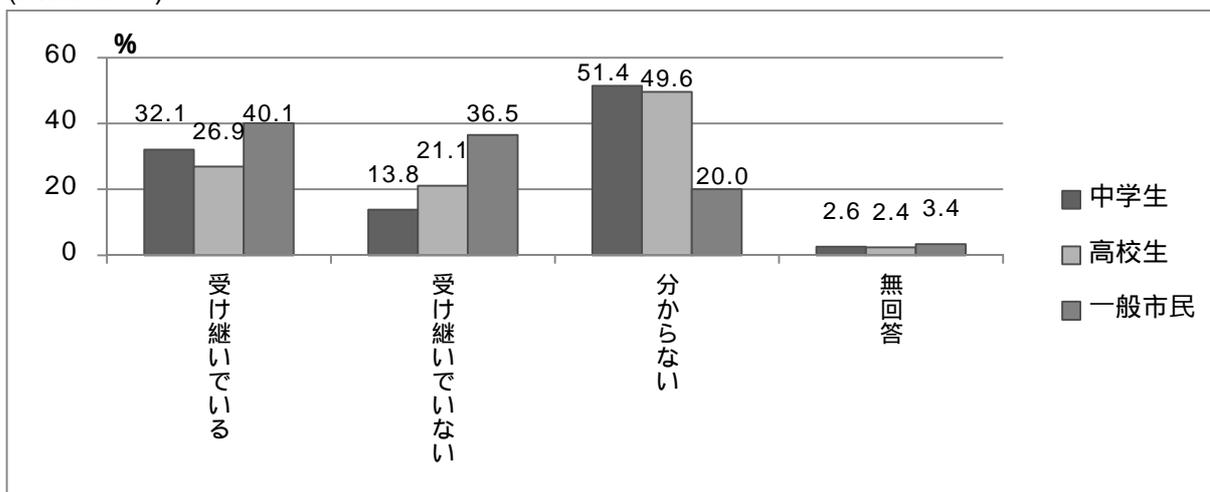
平成 2 9 年度学校保健課での調査

- ・ 「学校給食における地場農産物 を使用する割合」は、平成 2 4 年度の 16.9 %から平成 2 9 年度は 17.5%となっている(農産物及び鶏卵)。

関連する調査結果(c)

図 -(2)-2 「郷土料理や伝統料理など、地域で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継いでいるか」

(P.33-c-)

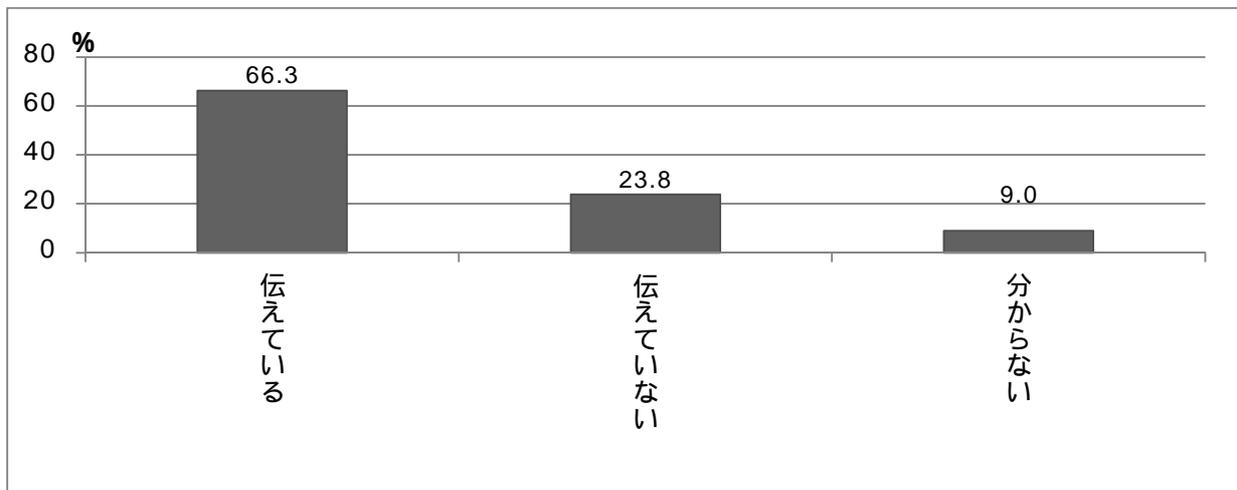


平成 2 8 年度市民生活習慣実態調査

- ・ 「分からない」と回答した人は、中学生・高校生ともに約 5 割
- ・ 中学生・高校生については、設問にある「郷土料理や伝統料理など、地域で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法」がそもそもどういったものを指しているのかが分からない可能性が考えられる。

図 - (2)-3 受け継いできた料理や味、食べ方・作法を次世代に伝承しているか(一般市民)

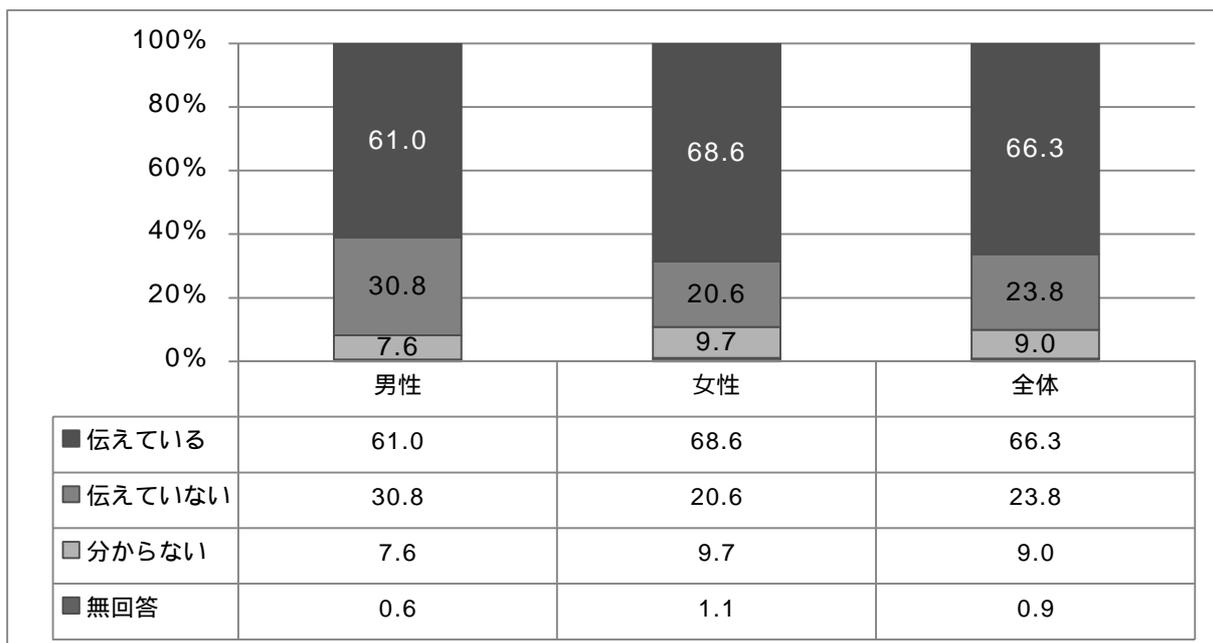
(P.33-c-)



平成 2 8 年度市民生活習慣実態調査

図 - (2)-4 受け継いできた料理や味、食べ方・作法を次世代に伝承しているか(一般市民：男女別)

(P.33-c-)



平成 2 8 年度市民生活習慣実態調査

- ・ 「伝えている」と回答した人は、約 6 割
- ・ 性別で見ると、男性の方が「伝えていない」と回答する割合が高い。

環境

3 【目指す姿】

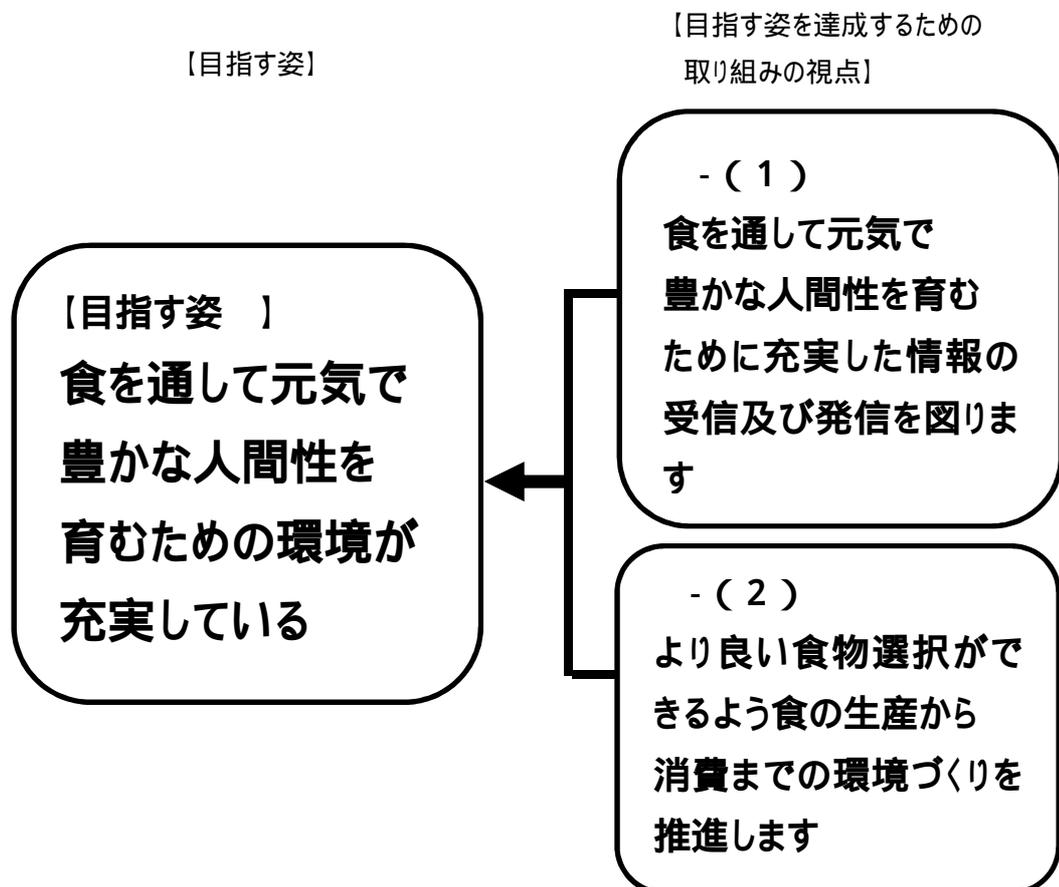
食を通して元気で豊かな人間性を育むための環境が充実している

食を通して心身の健康や豊かな人間性を育てていくためには、市民自ら適切な食を選択する力を身に付けるために必要な情報の提供と安全性や栄養などに配慮されている食品が手に届く食の生産から消費までの食環境の整備について、両面から充実させていく必要があります。

そこで、市民の「目指す姿」を達成するために必要な環境の姿を「目指す姿：食を通して元気で豊かな人間性を育むための環境が充実している」とし、具体的には次の視点から取り組みを進めます。

【目指す姿を達成するための取り組みの視点】

- (1) 食を通して元気で豊かな人間性を育むために充実した情報の受信及び発信を図ります
- (2) より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します



(1) 目指す姿を達成するための取り組みの視点

「 - (1) 食を通して元気で豊かな人間性を育むために 充実した情報の受信及び発信を図ります 」

適切な食を選択する力は、周りの環境から得た情報に大きな影響を受け培われています。子どもから成人、高齢者に対し、ライフステージの特性に合わせて食に関する情報の提供を行うことは、食育への理解と実践を促進することにつながります。

様々な情報があふれる現代社会において、市民に適切な食の知識や情報を届けるためには、市民からの意見や現状調査結果等から必要な情報を把握・検討し、それぞれのライフステージや生活状況に合った方法・内容での情報提供を行うことが必要です。

また、学校や保育所等は、生涯にわたり健全な食生活を確立するために必要な、食に関する正しい知識や食への感謝の心などを給食や各教科等の様々な機会を通じて子どもたちが身に付ける場として、大きな役割を担っています。

前計画に基づき学校や保育所、地域の教室において、給食のサンプル掲示やイベント等での食の普及啓発等の取り組みを行った結果、参加者の食に関する知識や実践の意識が高まるなどおおむね良い結果でした。一方、成果指標である「食育の視点を加えた事業の年平均実施回数」は、前計画策定時とほぼ変わらず、目標値を達成していない状況でした。

こうしたことから、日常的に様々な情報を活用できるような環境の充実を図る必要があると考え、次の2点を取り組みの方向性として、事業を推進します。

【取り組みの方向性】

- | |
|--|
| <p>ア ライフステージに合わせた充実した情報の受信及び発信を図ります</p> <p>イ 食に関する情報発信を行う人を支援します</p> |
|--|

〈取り組みの方向性に関わる現状と課題〉

ア ライフステージに合わせた充実した情報の受信及び発信を図ります

<現状(前計画の評価結果)>

| | | |
|--|-----------------------|--|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>学校・保育所等</p> | <p>・児童・生徒や保護者への食に関する情報提供の充実に向け、学校や保育所等での「給食を活用した食育指導」、「授業を通じた食指導の充実」、「献立集の配信・配布」、「学校・保育所等における給食試食会」等の取り組みを行った結果、児童・生徒の食品や栄養に関する知識向上や親子での食に関する会話につながるなど、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：給食のサンプル掲示とレシピの配布「日々の給食の様子を保護者に伝える際の見本となり、食事の話題のきっかけとなっている」)</p> |
| | <p>その他</p> | <p>・市民への「食情報の提供」の充実に向け、「公民館における食に関する学習機会の提供と啓発」、「地域と連携したイベントにおける食の意識啓発」等の身近な場所での食に関する情報発信を行った結果、食の重要性の認識や食についての意識向上につながるなど、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：イベントにおける食の普及啓発「地域で実際に野菜を計測する体験を行うことで、楽しみながら自分の野菜摂取量に気づき、食事内容の改善につながるきっかけとなった」)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照 P.43 図 -(1)-1</p> | | <p>・公民館における「食育の視点を加えた事業の年平均実施回数」については、4 . 4 回で前計画策定時とほぼ変わらない状況でした。</p> |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照 P.44 図 -(1)-2 図 -(1)-3</p> | | <p>「地域での食に関する取り組み」について</p> <p>「保育所等からの便りや献立表から食の情報を得ること」について「よくある」・「たまにある」と回答した人の合計は、3歳6か月児の保護者等が約6割、5歳児の保護者等が約7割と多くなっています。</p> <p>「食品売場や飲食店等から食の情報を得ること」が「よくある」・「たまにある」と回答した人の合計は、3歳6か月児の保護者等・5歳児の保護者等ともに7割弱と多くなっています。</p> |

<課題>

市民の現状や意見を参考にライフステージによって異なる生活環境や食に関する問題の把握に努め、適切な情報の受信及び発信を図ることが重要であるため、「ホームページやSNS等を活用した情報の受信及び発信の充実」や「学校・保育所や高齢者施設等における世代に応じた情報提供」などの取り組みが必要です。

イ 食に関する情報発信を行う人を支援します

< 現状(前計画の評価結果) >

| | | |
|---|--|--|
| <p>a</p> <p>事業のアンケート等の結果</p> | <p>学校・保育所等</p> | <p>・食育に携わる教職員等の知識及び意識の向上や食に関する情報の共有に向け、栄養教諭を中心とした食育プロジェクト会議や食育担当者ネットワークグループでの食育の実施に関する検討や食育担当者会での情報共有、保育所や学校の職員等に対する食に関する研修等の取り組みを行った結果、食育に携わる教職員等の食育に関する知識や意識の向上及び連携につながるなどおおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：相模原市小・中学校食育担当者会「食に関する専門的な知識を有する職員等を活用した食に関する指導が食育の目標を達成する上で効果的であることが分かったか」 分かった 97.6%)</p> |
| | <p>その他</p> | <p>・市民への「食育に関わる人材育成・ボランティアの支援」の充実に向け、「地域における食生活改善のボランティア養成講座」等の取り組みを行った結果、食に関する情報発信を行う人の知識や意識の向上につながるなど、おおむね良い結果でした。</p> <p>(主な結果：食生活改善推進員養成講座「講座受講により得た知識を自身の生活に取り入れているか」 取り入れている・取り入れていきたい 86.0%)</p> |
| <p>b</p> <p>成果指標の結果</p> <p>参照 P.45 図 -(1)-4</p> | <p>・「相模原市食生活改善推進員養成講座の定員の充足割合」は、47.5%と前計画策定時の 53.8%より減少しています。</p> | |
| <p>c</p> <p>関連する調査等の結果</p> <p>参照 P45 図 -(1)-5 図 -(1)-6</p> | <p>相模原市食生活改善推進員養成講座に関する状況について</p> <p>食生活改善推進員養成講座の受講者数は減少しており、当該養成講座受講後に入会する「相模原市食生活改善推進団体わかな会」の会員数も年々減少しています。</p> | |

< 課題 >

食に関する情報発信を担っている食生活改善推進員等の食に関するボランティアは、地域での食育の機会の創出に重要な役割を担っているため、より充実した食育が展開されるよう「食に関するボランティア等の養成・支援の実施」などの取り組みが必要です。

また、保育所、学校、高齢者施設等様々な施設で食育に携わる全ての人が、食について共通の理解を持って食育に取り組むことが必要なことから、「食育に携わる人への研修及び情報発信の実施」や「食物選択に必要な食品に関する情報の充実のための支援」などの取り組みが必要です。

〈市の取り組み〉

- ・学校や保育所等の給食や食に関する事業等を通して、バランスのとれた食生活の重要性や地域の食について等の食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるための取り組みを行います。
- ・市民が食に関する情報を得て実践につなげることができるよう、市民の現状や意見などを把握し、ライフステージ等に合わせた情報発信をホームページ、SNS、イベント等で行います。
- ・食育を実施する人や生産者・食品事業者等が、適切な情報発信を行うために必要な支援を行います。
- ・地域で食に携わる人を支援するため、引き続き食に関するボランティアの養成・支援や、食育に携わる職員への研修及び職員間の連携強化に努めます。

| 取り組みの方向性 | 主な事業 | 数値目標 |
|--|---|--|
| <p>ア ライフステージに合わせた充実した情報の受信及び発信を図ります</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等を活用した情報の受信及び発信の充実 ・世代に応じた施設(学校・保育所や高齢者施設等)からの情報提供 ・公民館等での食に関する事業・イベント等の実施 ・イベント・事業等での食に関する資料配布等の実施 ・地域事業者等と連携した食に関する情報提供 <p>等</p> | <p>学校・保育所等での取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・SNS等を活用した情報の受信及び発信 ・学校や保育所等における家庭への食に関する普及・啓発 ・給食を活用した食育指導 ・各教科等を通じた食指導の充実 ・掲示物や教材を用いた食育の実施 ・みんなの学校給食展 ・学校における給食試食会 ・「献立集」の配信・配布 ・イベント給食(はやぶさ給食・さがみはら大好き給食・節分豆まめ給食)の実施 ・「食育月間」における食育の推進 ・全国学校給食週間における展示・広報活動 ・相模原市小・中学校食育担当者ネットワークグループ協議会 ・学校における食育の全体計画の作成と共有化 ・学校保健委員会の実施 <p>その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館における食に関する学習機会の提供と啓発 ・地域と連携したイベントにおける食の意識啓発 ・ふれあい親子サロン ・食育フェア ・特定給食施設指導を通じた食育に係る情報発信 | <p>SNSを活用して食や健康に関して発信した情報の年間閲覧数</p> <p>【現状値】 -</p> <p>【目標値】60,000回</p> |

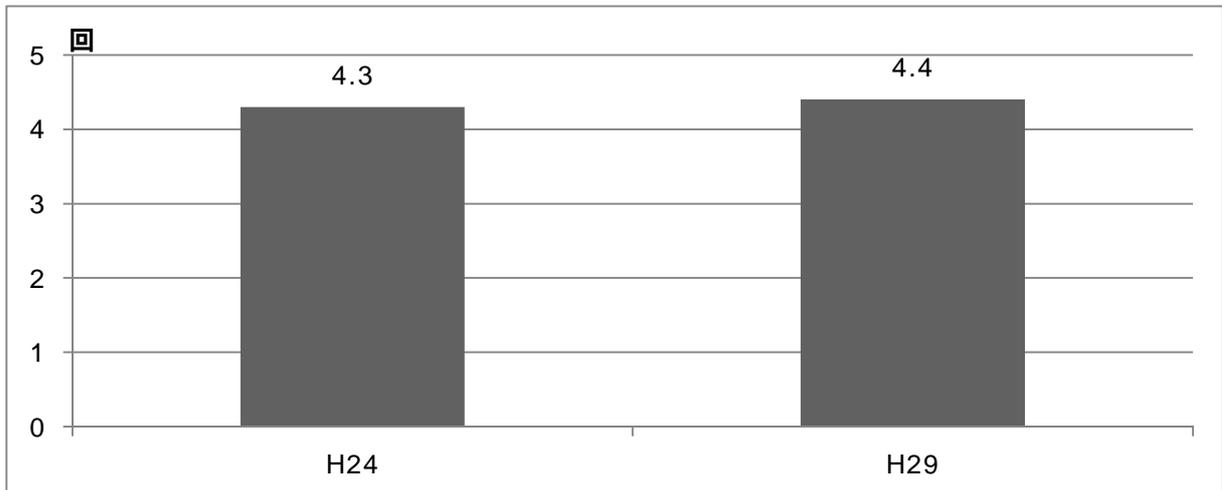
| 取り組みの方向性 | 主な事業 | 数値目標 |
|--|---|---|
| <p>イ 食に関する情報発信を行う人を支援します</p> <p><u><具体的な取り組み></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関するボランティア等の養成・支援の実施 ・食育に携わる人への研修及び情報発信の実施 ・食物選択に必要な情報の充実のための支援 <p style="text-align: right;">等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の養成・育成支援 ・特定給食施設への食に関する情報発信のための支援 ・学校・保育所における食育実施者間の情報共有や知識・スキルの向上に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> 食育推進プロジェクト会議の実施 市小・中学校食育担当者ネットワークグループ協議会 市小・中学校食育担当者会 職員向け研修会等の実施 ・健康づくり普及員の養成・育成支援 ・ふるさとの生活技術指導士の育成支援 ・市立学校栄養職員の特別非常勤講師制度の活用 ・食育推進に関わる校内の組織化の推進 ・学校給食における市内農畜産物の使用拡大に係る情報交換会の運営 ・適切な食品表示のための相談への対応 | <p>特定給食施設における対象者に向けた情報提供の1施設当たりの年平均実施回数</p> <p>【現状値】37.7回</p> <p>【目標値】42.0回</p> |

【ア ライフステージに合わせた充実した情報の受信及び発信を図ります に関連する調査結果 (P.39)】

成果指標に関わる結果(b)

図 - (1)-1 食育の視点を加えた事業の年平均実施回数

(P.39-b)

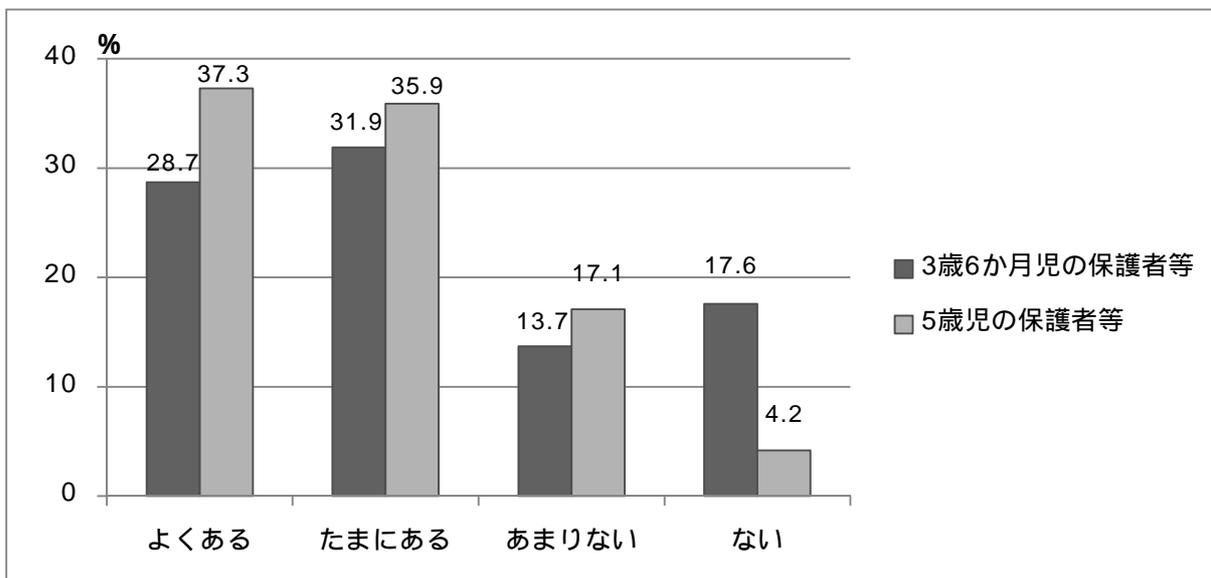


平成30年度公民館資料

・ 4.4 回で前計画策定時とほぼ変わらない。

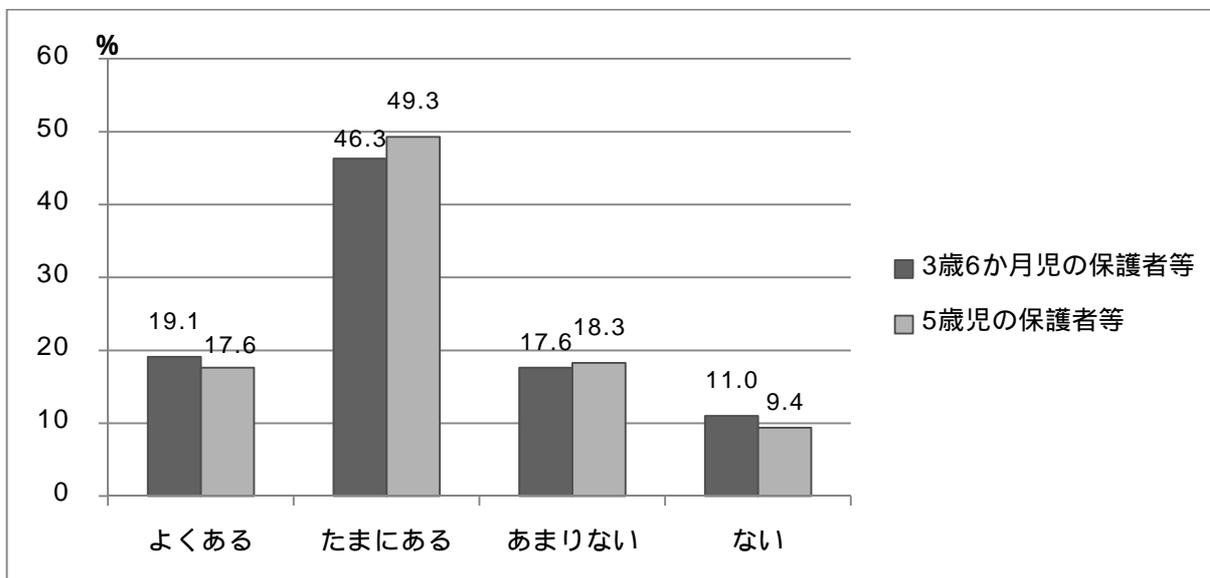
関連する調査等の結果(c)

図 - (1)-2 地域での食に関する取り組み: 保育所等からの便りや献立表から食の情報を得ること
(P.39-c-)



平成28年度母子保健計画アンケート調査

図 - (1)-3 地域での食に関する取り組み: 食品売場や飲食店等から食の情報を得ること
(P.39-c-)



平成28年度母子保健計画アンケート調査

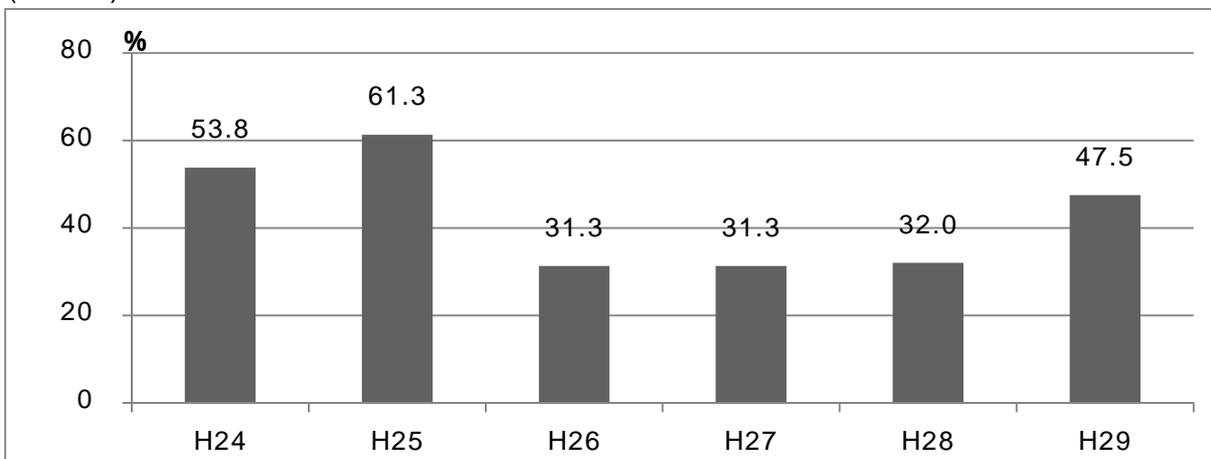
- ・ 「保育所等からの便りや献立表から食の情報を得ること」について「よくある」・「たまにある」と回答した人の合計は、3歳6か月児の保護者等が約6割、5歳児の保護者等が約7割
- ・ 「食品売場や飲食店等から食の情報を得ること」について「よくある」・「たまにある」と回答した人の合計は3歳6か月児の保護者等、5歳児の保護者等ともに7割弱

【イ 食に関する情報発信を行う人を支援します に関連する調査結果(P.40)】

成果指標に関わる結果(b)

図 -(1)-4 相模原市食生活改善推進員養成講座の定員の充足率の推移

(P.40-b)



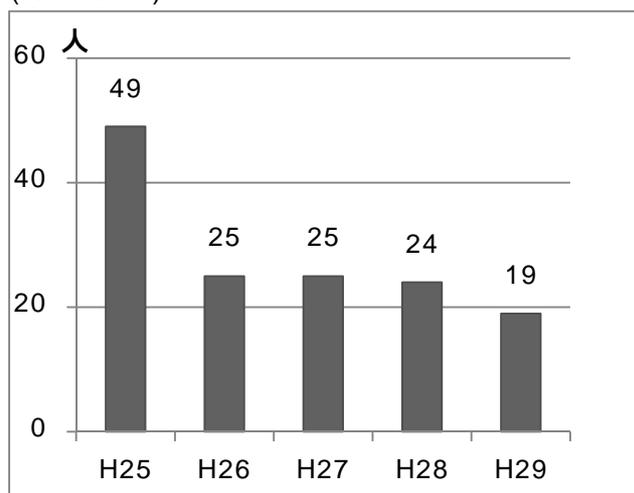
| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|------|------|------|------|-----|------|
| 定員(人) | 80 | 80 | 80 | 80 | 75 | 40 |
| 受講者数(人) | 43 | 49 | 25 | 25 | 24 | 19 |
| 充足率(%) | 53.8 | 61.3 | 31.3 | 31.3 | 32 | 47.5 |

相模原市保健所年報

関連する調査等の結果(c)

図 -(1)-5 相模原市食生活改善推進員養成講座受講者数の推移

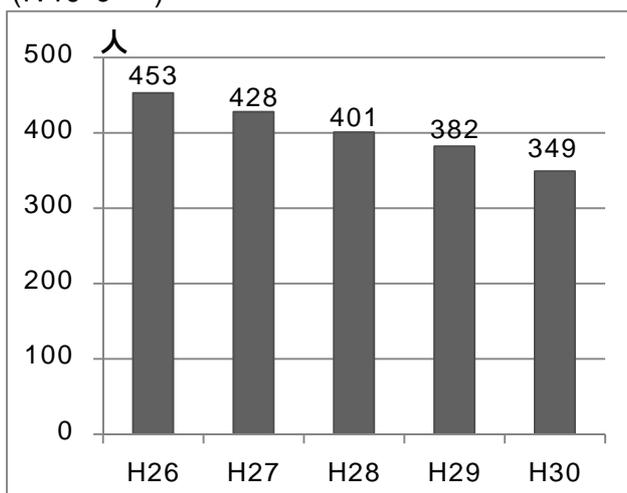
(P.40-c-)



相模原市保健所年報

図 -(1)-6 相模原市食生活改善推進団体わかな会会員数

(P.40-c-)



相模原市食生活改善推進団体わかな会総会資料

- ・ 「食生活改善推進員養成講座の定員の充足割合」は、47.5%と前計画策定時の53.8%より6.3%減少し、養成講座の受講者数も減少している。
- ・ 相模原市食生活改善推進員養成講座受講後に入会する「相模原市食生活改善推進団体わかな会」の会員数も年々減少している。

(2) 目指す姿を達成するための取り組みの視点
「 - (2) より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します 」

毎日の食事において、何を、どのくらい、どのように食べるかという個人の食物選択は、周囲の人やメディア等から得た食に関する知識や考え方などに影響を受け行われていますが、その人の住む地域の生産や流通・販売の状況により、どのような食物を手に入れることができるのかということにも左右されています。

こうした中、学校や保育所等で実施されている給食は、子どもたちに必要な栄養や安全性に配慮された望ましい食事であることだけでなく、地場農産物等や郷土料理・行事食を提供するなど地域の食文化を体験する機会にもなるため、重要な役割を担っています。

また、市民が望ましい食事をする機会を充実させるため、健康づくり応援店や特定給食施設等、適切な食事が提供される場の充実など、生産から消費までの食環境の向上が必要です。

成果指標である「健康づくり応援店」の数は、前計画策定時より増加し、適切な食物選択の場の増加につながりましたが、目標値には達していない状況です。

この状況を踏まえて、以下の点を取り組みの方向性とし、事業を推進します。

【取り組みの方向性】

より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します

〈取り組みの方向性に関わる現状と課題〉

より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します

<現状(前計画の評価結果)>

| | | |
|---|---|---|
| <p>a 事業のアンケート等の結果</p> | <p>学校・保育所等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養管理や安全性に配慮した給食を実施し、望ましい食事をする機会の提供につながりました。 ・行事食や地域で収穫される地場農産物等を取り入れた給食を実施し、子ども達が行事食や地場農産物等を食べる機会の充実につながりました。 |
| | <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な食物の提供の場の増加に向け、健康づくり応援店事業等の取り組みを行った結果、適切な食物選択の場の増加につながりました。 |
| <p>b 成果指標の結果 参照 P.49 図 -(2)-1</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくり応援店の数」の状況は、平成25年度から平成29年度までで48店の新規登録がありましたが、閉店等により32店が登録取消となったため60店となり、前計画策定時より16店増加となりました。 | |
| <p>c 関連する調査等の結果 参照 P.50 図 -(2)-2 図 -(2)-3</p> | <p>学校給食における地場農産物等を使用する割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の全使用品目のうち、地場農産物等(野菜・果物・肉・牛乳・鶏卵等神奈川県内産の食品)が占める割合は、22.2%でした。 <p>「バランスや栄養面に配慮したメニューや惣菜等の提供」の必要性和利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「必要ある」と回答した人は、8割を超えています。 ・利用することが「よくある」・「たまにある」の合計は、約7割となっています。 <p>特定給食施設等への栄養管理に関する指導状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定給食施設に対し、施設種別ごとの状況に合わせた集団講習会及び個別巡回指導を実施しました。 | |

<課題>

学校や保育所等の特定給食施設等での給食や、健康づくり応援店での食事は、栄養のバランスや安全性に配慮した食事をする良い機会となると同時に、給食等での地場農産物等の活用などを通じて地域での食の生産から消費までを知る機会にもなるため、「飲食店や給食施設等に向けた食事のバランスや食品の安全性に配慮した食物提供のために必要な知識や方法の普及」や「地場農産物等や行事食等の提供のために必要な知識や方法の普及」などの取り組みが必要です。

〈市の取り組み〉

- ・学校・保育所等において、適切な栄養管理や食の安全性に配慮した給食の提供を推進します。
- ・学校・保育所等において地場農産物等や郷土料理を取り入れた給食の提供を推進します。
- ・地域の飲食店や特定給食施設等において、市民にとって栄養面や安全面に配慮したより良い食事が提供されるための取り組みを進めます。
- ・地域で生産された食材の販売促進に努めます。

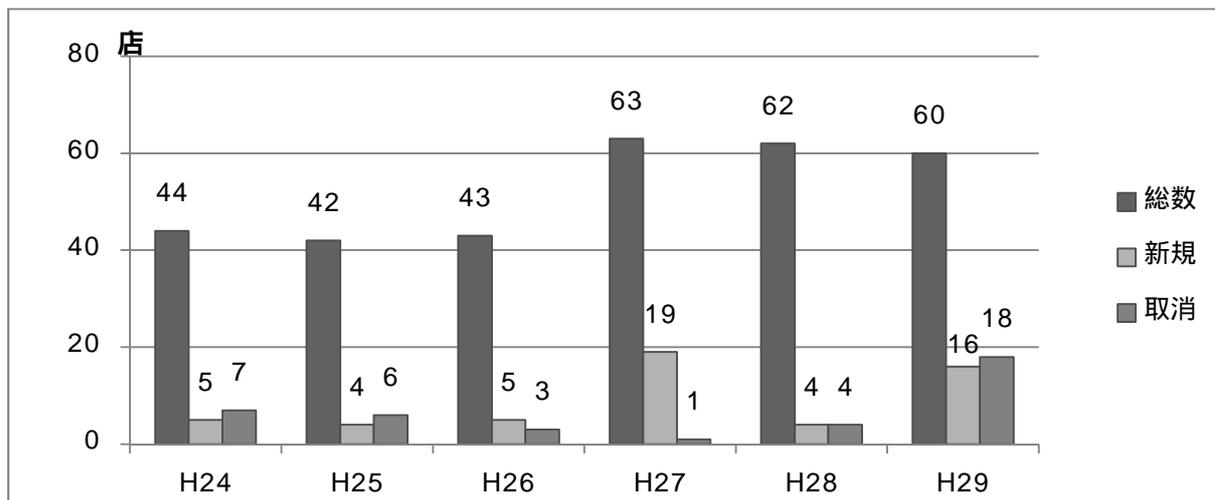
| 取り組みの方向性 | 主な事業 | | 数値目標 |
|---|---------|--|--|
| <p>より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します</p> <p><具体的な取り組み></p> | 学校・保育所等 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の状況に合わせた栄養管理や食の安全性に配慮した給食の実施 ・地場農産物等や地域の行事食等の提供に配慮した給食の実施 | 学校給食の全使用品目のうち地場農産物等が占める割合 【現状値】22.2% 【目標値】24.0% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や給食施設等に向けた食事のバランスや食品の安全性に配慮した食物提供のために必要な知識や方法の普及 ・地場農産物等や行事食等の提供のために必要な知識や方法の普及 ・対象者の状況に合った給食の実施等 | | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり応援店事業 ・特定給食施設等における適切な栄養管理の実施に向けた指導の実施 ・飲食店及び給食施設等での安全な食の提供のための衛生指導の実施 ・相模原産農産物等の販売機会の充実 |

【より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します に関連する調査結果(P.47)】

成果指標に関わる結果 (b)

図 - (2)-1 健康づくり応援店数の推移

(P.47-b)

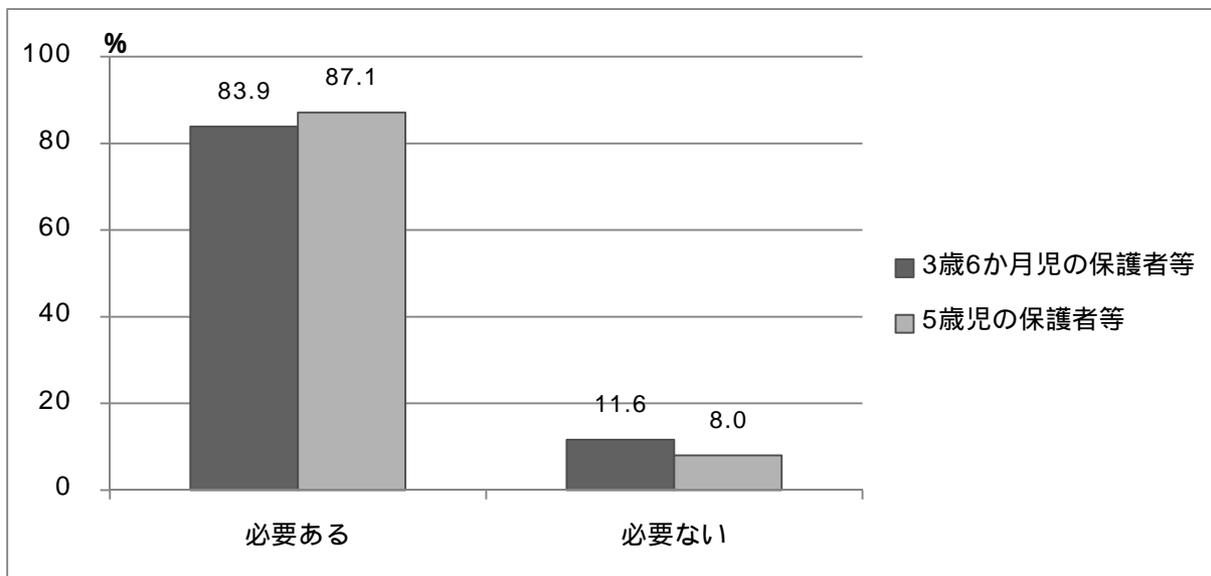


相模原市保健所年報

- ・ 平成25年度から平成29年度までの新規登録は48店(平均9.6店/年)、閉店等による登録取消は32店(平均6.4店/年)
- ・ 登録店の数は、60店となり、平成24年度と比較して16店増加

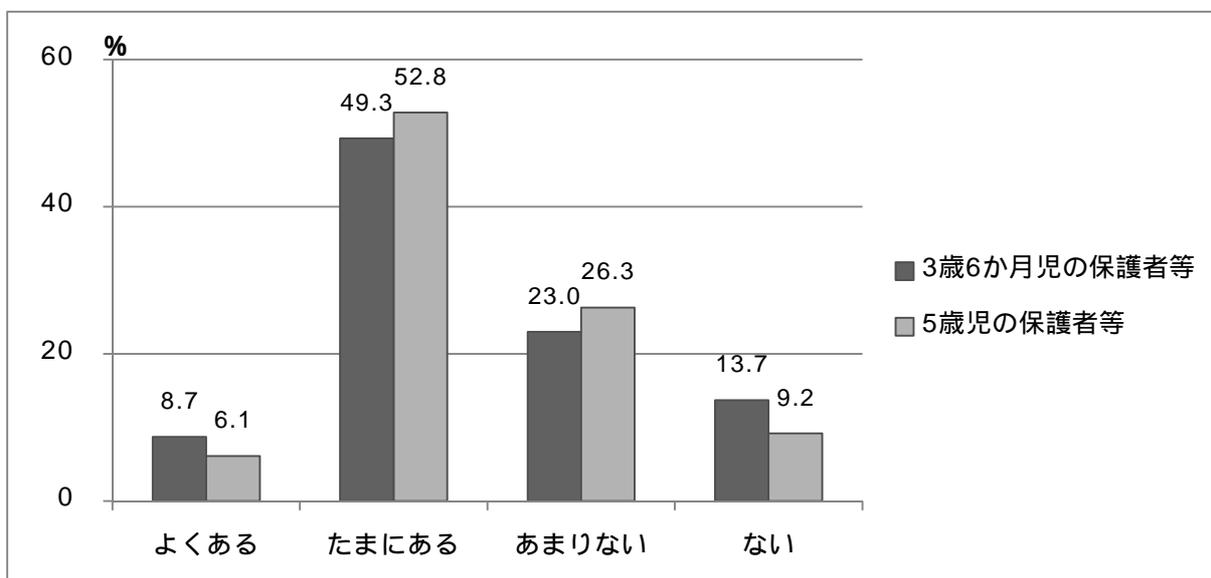
関連する調査等の結果(c)

図 -(2)-2 【必要性】バランスや栄養面に配慮したメニューや惣菜等の提供
(P.47-c-)



平成28年度母子保健計画アンケート調査

図 -(2)-3 【利用状況】バランスや栄養面に配慮したメニューや惣菜等を食べること
(P.47-c-)



平成28年度母子保健計画アンケート調査

- ・ 「必要ある」と回答した人は、3歳6か月児の保護者等、5歳児の保護者等ともに8割を超えている。
- ・ 利用することが「よくある」・「たまにある」の合計は、3歳6か月児の保護者等、5歳児の保護者等ともに約6割

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の確実な推進のため、庁内関係各課により構成している食育推進検討会議において進行管理を行い、学識経験者や関係機関・団体で構成する「相模原市食育推進委員会」において審議を行い、着実な施策の展開を図ります。

2 計画の数値目標

本計画の取り組みについて、進捗状況を明確にし、より実効性のある計画とするため、全体目標と食育の推進状況を図るための10の数値目標を定め、目標の達成度を評価します。

| 計画全体の数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------|-------|
| 食育への関心がある人の割合 | 78.3% | 90.0% |

| | 目指す姿を達成するための取り組みの視点 | 取り組みの方向性 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|------|-------------------------------|-------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 目指す姿 | (1) 望ましい食習慣の形成を推進します | バランスのとれた食生活を推進します | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている市民の割合 | - | 70.0% |
| | | 規則正しい食生活と生活リズムを推進します | 朝食を欠食する市民の割合 | 小学生 4.5% | 小学生 0% |
| | | | | 30歳代以下 22.8% | 30歳代以下 15.0% |
| | (2) 安全・安心な食生活を送るための取り組みを推進します | 食品の安全性についての知識を広めます | 食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民の割合 | 66.5% | 73.0% |
| 目指す姿 | (1) 食を楽しむ大切にする心を育む機会の充実を図ります | 食を通じたコミュニケーションを促進します | 朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数 | 週10.4回 | 週11.0回 |
| | | 食への感謝の気持ちを育む機会の充実を図ります | 食品ロスを軽減するために取り組んでいる市民の割合 | 76.7% | 80.0% |
| | (2) 伝統的な食文化や地域の食の伝承を推進します | 日本や相模原の伝統的な食文化の伝承を推進します | 郷土料理や伝統料理などの料理や箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいる若い世代の割合 | 27.2% | 36.0% |

| | 目指す姿を達成するための取り組みの視点 | 取り組みの方向性 | 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|-------|---------|
| 目指す姿 | (1) 食を通して元気で豊かな人間性を育むために充実した情報の受信及び発信を図ります | ライフステージに合わせた充実した情報の受信及び発信を図ります | SNSを活用して食や健康に関して発信した情報の年間閲覧数 | - | 60,000回 |
| | | 食に関する情報発信を行う人を支援します | 特定給食施設における対象者に向けた情報提供の1施設当たりの年平均実施回数 | 37.7回 | 42.0回 |
| | (2) より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します | より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進します | 学校給食の全使用品目のうち地場農産物等が占める割合 | 22.2% | 24.0% |
| | | | 健康づくり応援店の新規登録店の数 | 35店 | 40店 |

この数値目標を測る調査

| | 調査・出典名 | 現状値 | 目標値 | 内容 |
|----|-------------------------------|---------------|--------|--|
| 全体 | 市政に関する世論調査 | 平成29年度 | 平成33年度 | 食育に「関心がある、どちらかといえば関心がある」市民の割合 |
| | 市民生活習慣実態調査 | - | 平成33年度 | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている一般市民の割合 |
| | 全国学力・学習状況調査 | 平成29年度 | 平成33年度 | 朝食の摂取状況が「週に2～3回食べる」、「ほとんど食べない」と回答した人の割合(小学生) |
| | 市民生活習慣実態調査 | 平成28年度 | 平成33年度 | 朝食の摂取状況が「週に2～3回食べる」、「ほとんど食べない」と回答した人の割合(20歳代～30歳代) |
| | 市政に関する世論調査 | 平成29年度 | 平成33年度 | 食品の安全性に関する基礎的な知識について「ある程度持っている」、「十分に持っている」と回答した人の割合 |
| | 市民生活習慣実態調査 | 平成28年度 | 平成33年度 | 朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(中学生) |
| | 市民生活習慣実態調査 | 平成28年度 | 平成33年度 | 「食品ロスの認知状況」について「よく知っている」、「ある程度知っている」人のうち「食品ロスの取り組み」について「取り組んでいることはない」、「無回答」以外の人を集計 |
| | 市民生活習慣実態調査 | 平成28年度 | 平成33年度 | 郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、作法を受け継いでいると回答した人の割合(30歳以下) |
| | 食や健康に関するSNSの閲覧数 | - | 平成33年度 | SNSを活用して食や健康に関して発信した情報の年間閲覧数 |
| | 特定給食施設栄養報告書 | 平成29年度 | 平成33年度 | 特定給食施設栄養報告書の集団指導実施回数を集計 |
| | 学校保健課での調査 | 平成29年度 | 平成33年度 | 全国学校給食週間における学校給食の全使用品目のうち地場農産物等が占める割合 |
| | 健康づくり応援店の新規登録店数の1年間当たりの平均値×4年 | 平成25年度～平成29年度 | 平成33年度 | 平成30年度～平成33年度健康づくり応援店に新規登録した店の数 |

3 計画の評価

数値目標の評価については、平成33年度に関連調査(P.52参照)の結果に基づいて行います。また、各数値目標につながる取り組みの方向性に位置付いた事業の評価(事業評価)については、事業ごと又は年度ごとに事業の特性に合わせた方法によって、その達成度を評価し、明らかになった課題を次の取り組みに反映します。

このように数値目標の評価結果及び各事業の評価結果を踏まえ、計画期間全体の目標の達成度を評価し、次期計画の策定につなげていきます。

第5章 前計画の成果指標の評価結果

平成26年3月に策定した、前計画の評価を行い、本計画へ反映しました。

1 目標達成状況等の評価一覧

前計画の評価は、目標の策定時と評価時の値を比較して、評価結果を ～ で示しています。
(下図参照)

評価については、各指標の数値を算出し、目標達成の可否について評価を行いました。

統計学的手法(健康日本21の評価と同様)を用いた評価を実施

の方法を採ることができない場合は、目標達成率(実績÷目標値)の増減率によって評価を実施

- : 目標値に達した
- △ : 目標値に達していないが、策定時より改善傾向にある
- : 策定時と数値に変化がない
- ◇ : 策定時より低下

(1) 全体の目標達成状況等の評価

| 評価区分(策定時の値と直近値を比較) | 該当項目数 |
|------------------------------|-------|
| ○ : 目標値に達した | 1 |
| △ : 目標値に達していないが、策定時より改善傾向にある | 2 |
| □ : 策定時と数値に変化がない | 6 |
| ◇ : 策定時より低下した | 4 |
| 合 計 | 13 |

(2) 成果指標達成状況一覧

| 成果指標(計画全体) | 策定時 | 現状値 | 目標値 | 評価 |
|---------------|-------|-------|-------|----|
| 食育への関心がある人の割合 | 79.8% | 78.3% | 90.0% | |

| 視点 | 項目・区分 | 成果指標 | 策定時 | 目標値 | 評価時 | 評価 |
|------------|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|----|
| 個人 | (1) 食事の向上 | 朝食をほとんど毎日食べる小学生の割合 | 94.0% | 増加 | 90.9% | |
| | 食べる楽しさの実感とマナーの向上 | | | | | |
| | 食事内容の向上 | 副菜の摂取頻度 幼児小学生 | 75.2% | 81.0% | 75.3% | |
| | 食事と健康生活リズムとの関わりの向上 | | 80.2% | 86.0% | 82.3% | |
| (2) 食文化の理解 | 生産体験学習を行う小学校の割合 | 72.2% | 75.0% | 84.7% | | |
| | 行事食や郷土料理の理解と伝承 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|--|--|---------|----------|----------|--|
| | 栽培・収穫体験を通じた食への感謝と理解の向上 (3) 食品の安全性の理解 | 学校給食における地場農産物を使用する割合 | 16.9% | 21.0% | 17.5% | |
| | 食の安心・安全に関する理解と適切な選択 食品の衛生管理などへの理解 | 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合 | 59.4% | 90.0% | 52.3% | |
| 仲間 | (1) 共食の実践 家庭・保育所・幼稚園・学校・地域における共食 | 朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(中学生) | 週 9.5 回 | 週 10.5 回 | 週 10.4 回 | |
| | (2) 食を通じた仲間づくり 食を通じた新たな仲間づくり 食を通じた仲間との親睦の推進 | 公民館、保育所・幼稚園などでの料理教室や講習会に参加している子ども(5歳児)と保護者等の割合 | 27.0% | 30.0% | 23.7% | |
| | (3) 食に関するグループ活動やイベント等への積極的参画 | 地域で行っている自主グループ活動やサークル活動に参加している市民の割合 | 17.6% | 21.0% | 14.6% | |
| | 食に関する活動の企画運営 食に関するグループ活動への参加 | | | | | |
| | | | | | | |
| 環境 | (1) 食育に関わる人材育成・ボランティアの支援 | 食生活改善推進員養成講座の定員の充足割合 | 53.8% | 80.0% | 47.5% | |
| | 食育活動グループの支援 食育の推進体制の充実 | 食育の視点を加えた事業の年平均実施回数 | 4.3 回 | 5 回 | 4.4 回 | |
| | (2) 地域における食育の展開 情報の提供 食物の提供 イベントの開催 | 「健康づくり応援店」の数 | 44 店 | 66 店 | 60 店 | |
| | (3) 生産者・食品関連事業者における食育の展開 生産者における食育の推進 食品関連事業者における食育の推進 | | | | | |
| | (4) 食育実践内容を活用するためのネットワークづくり | | | | | |
| | 同一分野における連携と活用のしくみづくり 様々な分野間における連携と活用のしくみづくり | | | | | |
| | | | | | | |

(3) 第2次食育推進計画評価詳細

(全体) 食育への関心がある人の割合(市政に関する世論調査)

| 指標 | 策定時 (平成24年度) | 目標値 | 評価時 (平成29年度) | 評価 |
|-------|---|-------|-----------------|-------|
| | | 79.8% | 90.0% | 78.3% |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より大きな変化は見られませんでした。 ・性年齢別では女性に比べ男性の関心が低く、特に40歳代～60歳代の男性で「関心がない」と回答する割合が高くなっています。 ・食に関する事業やイベント等での食に関する情報提供などの啓発に取り組みました。 ・今後は、働き盛りの男性など関心が低い層の関心が高まるよう、引き続き啓発等の取り組みが必要です。 | | | |

朝食をほとんど毎日食べる小学生の割合(市民生活習慣実態調査)

| 指標 | 策定時 (平成23年度) | 目標値 | 評価時 (平成28年度) | 評価 |
|-------|--|-----|-----------------|----|
| | 94.0% | 増加 | 90.9% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より減少しています。 ・他の年代では、幼児・中学生・高校生については策定時から変化は見られず、一般市民は減少しています。幼児から高校生については、年代が高くなるにしたがい割合が低くなっています。 ・朝食に関する事業の参加者アンケートでは、知識や意識が高まった人の割合が高く、おおむね良い結果でした。 ・朝食を食べる習慣を身につけることが生涯の健康的な生活リズムや生活習慣の確立につながるため、今後も継続した取り組みが必要です。 | | | |

副菜の摂取頻度(市民生活習慣実態調査)

| 指標 | 策定時 (平成23年度) | 目標値 | 評価時 (平成28年度) | 評価 |
|-------|--|-----------------------|-----------------------|----|
| | 幼児 75.2% 小学生 80.2% | 幼児 81.0% 小学生 86.0% | 幼児 75.3% 小学生 82.3% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標である幼児・小学生は、策定時より大きな変化は見られませんでした。 ・他の年代では、中学生と高校生は増加しています。 ・食事のバランスに関する事業の参加者アンケートでは、内容が「分かった」人の割合や実際に「できそう」と思う人の割合が高くなっています。 ・副菜を含め、主食・主菜をそろえて食べることが栄養バランスの向上につながるため、今後も栄養バランスのよい食事の重要性の周知等の取り組みが必要です。 | | | |

生産体験学習を行う小学校の割合(市内)(平成29年度学校の教育活動などの取り組みに関する調査(神奈川県))

| 指標 | 策定時 (平成24年度) | 目標値 | 評価時 (平成29年度) | 評価 |
|-------|--|-------|-----------------|----|
| | 72.2% | 75.0% | 84.7% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より増加し、目標値を達成しています。 ・各学校で教育活動の一環として農林水産物の生産に関する体験活動を実施することにより、子どもたちが自然の恩恵や食に関わる人々の活動についての理解を深めることにつながっていると考えられます。 ・引き続き、保育所や学校などでの栽培・収穫体験や生産者との交流など、食への感謝の気持ちを高めるための取り組みを行うことが必要です。 | | | |

学校給食における地場農産物を使用する割合(学校保健課での調査)

| 指標 | 策定時 (平成24年度) | 目標値 | 評価時 (平成29年度) | 評価 |
|-------|--|-------|-----------------|----|
| | 16.9% | 21.0% | 17.5% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より大きな変化は見られませんでした。 ・学校給食で地場農産物等を使用することで子どもたちが地場農産物等を食べる機会の増加につながり、地域で生産される食についての理解を深めることにもつながっていると考えられます。 ・学校給食は地場農産物等を知り、実際に食べる機会として重要であるため、引き続き学校給食での地場農産物等の使用割合を高めるための取り組みを行うことが必要です。 | | | |

食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合(市政に関する世論調査)

| 指標 | 策定時 (平成24年度) | 目標値 | 評価時 (平成29年度) | 評価 |
|-------|--|-------|-----------------|----|
| | 59.4% | 90.0% | 52.3% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より減少しています。 ・性年齢別では、「持っている」人の割合は、女性の60歳代～70歳代は6割以上と高く、「持っていない」人の割合は、40歳代以下の男性と女性30歳未満で6割を超えています。 ・食品の安全性に関する事業の参加者アンケートでは、内容が「分かった」人の割合や、実際に「できそう」と思う人の割合が高くなっています。 ・安心・安全な食生活を送るためには、食品の安全性について知識を高め、実践することが必要であるため、引き続き食品の安全性を高めるための取り組みが必要です。 | | | |

朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(中学生)(市民生活習慣実態調査)

| 指標 | 策定時 (平成23年度) | 目標値 | 評価時 (平成28年度) | 評価 |
|-------|--|--------|-----------------|----|
| | 週9.5回 | 週10.5回 | 週10.4回 | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標値には達していませんが、策定時より増加しています。 ・家族や友人と一緒に食べない頻度が、幼児から高校生については年代が高くなるにたがって増加しています。 ・地域や所属コミュニティでの共食の機会への参加意欲については、参加意向があるものの参加していない人が約4割となっています。 ・核家族化やライフスタイルが多様化する中、引き続き孤食を防ぎ、食を楽しみ家庭や地域等で食を通じたコミュニケーションを推進するため、「共食」の機会の増加や共食の場の周知等の取り組みが必要です。 | | | |

公民館、保育所・幼稚園などでの料理教室や講習会に参加しているこども(5歳児)と保護者等の割合(母子保健計画に係るアンケート調査)

| 指標 | 策定時 (平成23年度) | 目標値 | 評価時 (平成28年度) | 評価 |
|-------|---|-------|-----------------|----|
| | 27.0% | 30.0% | 23.7% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より大きな変化は見られませんでした。 ・3歳6か月児と保護者等の割合についても策定時より大きな変化は見られませんでした。 ・公民館等での料理教室や講習会に参加する必要があると考えている人は8割以上である一方、実際に参加している人の割合は2割程度であり、低い割合となっています。 ・今後は、参加しやすい場所や時間に配慮するなど参加割合を高めるための取り組みを行う必要があります。 | | | |

地域で行っている自主グループ活動やサークル活動に参加している市民の割合(市民生活習慣実態調査)

| 指標 | 策定時 (平成23年度) | 目標値 | 評価時 (平成28年度) | 評価 |
|-------|---|-------|-----------------|----|
| | 17.6% | 21.0% | 14.6% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より減少しています。 ・主観的健康感が高い人はそうでない人と比較して、自主グループ活動やサークル活動に参加している人が多くなっています。 ・グループ活動やサークル活動として、食に関する活動をしている人は、1割未満と低い割合となっています。 | | | |

食生活改善推進員養成講座の定員の充足割合

| 指標 | 策定時 (平成24年度) | 目標値 | 評価時 (平成29年度) | 評価 |
|-------|---|-------|-----------------|----|
| | 53.8% | 80.0% | 47.5% | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より減少しています。 ・定員数は平成29年度では40名で、平成24年度の80名に比べ減少していますが、修了率は94.7%と高くなっています。 ・食生活改善推進員等の食に関するボランティアは地域での食育を推進するために重要な役割を担っていることから、引き続き支援を行うとともに、修了率の維持・向上を目指す必要があります。 | | | |

食育の視点を加えた事業の年平均実施回数(公民館資料)

| 指標 | 策定時 (平成25年度) | 目標値 | 評価時 (平成30年度) | 評価 |
|-------|---|-----|-----------------|----|
| | 4.3回 | 5回 | 4.4回 | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定時より大きな変化は見られませんでした。 ・公民館等での料理教室や講習会に参加する必要があると考えている人は8割以上である一方、実際に参加している人は2割程度であり、低い割合となっています。 ・あらゆる世代の市民に対し、効率的な情報発信を行うためには、地域の公民館など市民が日常的に利用する場所を活用するとともに、SNSを使った情報提供等ライフステージに合わせた食に関する情報の発信が必要です。 | | | |

「健康づくり応援店」の数

| 指標 | 策定時 (平成24年度) | 目標値 | 評価時 (平成29年度) | 評価 |
|-------|---|-----|-----------------|----|
| | 44店 | 66店 | 60店 | |
| 結果・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標値には達していませんが、策定時より増加しています。 ・平成25年度～平成29年度の5年間に48店の新規登録がありましたが、閉店等により32店が登録取消となったため、策定時より16店の増加となっています。 ・健康づくり応援店は、市民が食に関する情報を得られる場であると同時に、ヘルシーメニューなどの健康に配慮した食事が提供される場として重要であるため、引き続き増加に向けた取り組みをすることが必要です。 | | | |

第6章 資料

1 相模原市の現状

(1) 人口動態

ア 人口

| 年次 | 人口 |
|-------|---------|
| 平成26年 | 721,155 |
| 平成27年 | 722,949 |
| 平成28年 | 721,139 |
| 平成29年 | 721,477 |
| 平成30年 | 722,688 |

各年1月1日における推計人口

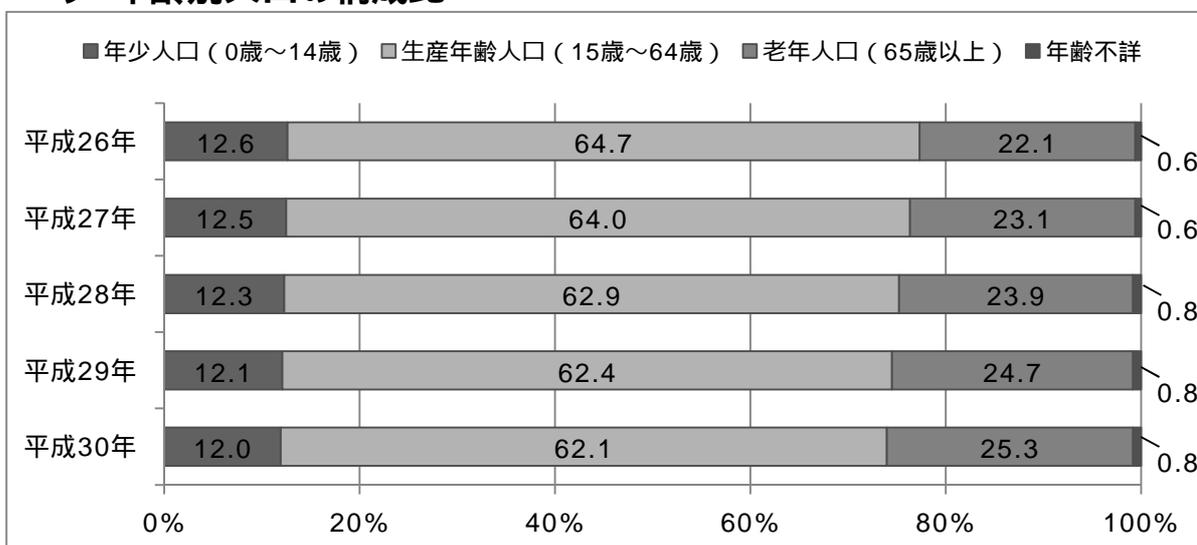
イ 年齢別人口

| 年次 | 総人口 (人) | 平均年齢 (歳) | 年少人口 (0歳～14歳) | 生産年齢人口 (15歳～64歳) | 老年人口 (65歳以上) |
|-------|------------|-------------|------------------|---------------------|-----------------|
| 平成26年 | 721,155 | 44.14 | 91,060 | 466,587 | 159,089 |
| 平成27年 | 722,949 | 44.51 | 90,288 | 461,513 | 166,729 |
| 平成28年 | 721,139 | 44.92 | 88,591 | 453,946 | 172,533 |
| 平成29年 | 721,477 | 45.33 | 87,308 | 450,253 | 177,847 |
| 平成30年 | 722,688 | 45.69 | 86,306 | 448,140 | 182,173 |

各年1月1日における推計人口

総人口には年齢不詳を含む。

ウ 年齢別人口の構成比



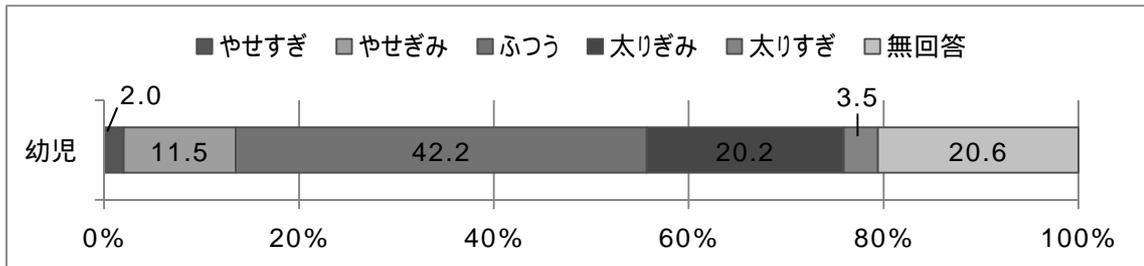
(2) 身長・体重に基づく指数

幼児のカウプ指数は、「ふつう」が42.2%を占めている。

小学生、中学生のローレル指数は、「ふつう」がそれぞれ95.82%、95.46%を占めている。

一般市民のBMIは、「適正体重」が66.7%を占めている一方、「肥満」は21.4%となっている。

幼児(カウプ指数)



カウプ指数：乳幼児の発育指標に用いられる。

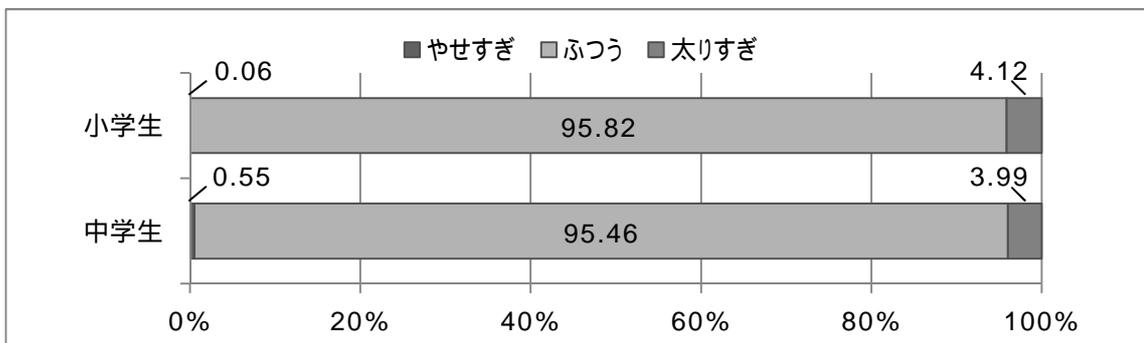
平成28年度生活習慣実態調査

<計算式>カウプ指数 = 体重(g) ÷ 身長(cm)² × 10

<判定基準> 1歳：やせすぎ「14未満」、やせぎみ「14以上15未満」、ふつう「15以上17未満」、
太りぎみ「17以上19未満」、太りすぎ「19以上」

3歳：やせすぎ「13.5未満」、やせぎみ「13.5以上15未満」、ふつう「15以上16.5未満」、
太りぎみ「16.5以上18未満」、太りすぎ「18以上」

小学生・中学生(ローレル指数)



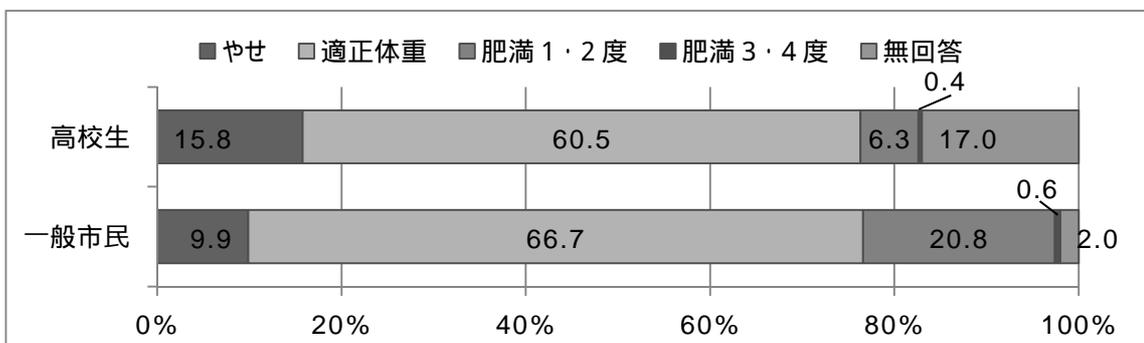
ローレル指数：学童期の肥満判定に利用される体格指数のひとつである。

平成28年度学校保健統計

<計算式>ローレル指数 = 体重(kg) ÷ 身長(m)³ × 10

<判定基準> やせすぎ「90以下」、ふつう「91以上160未満」、太りすぎ「160以上」

高校生・一般市民(BMI)



BMI：国際的に用いられている体格の判定方法

平成28年度生活習慣実態調査

<計算式> BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

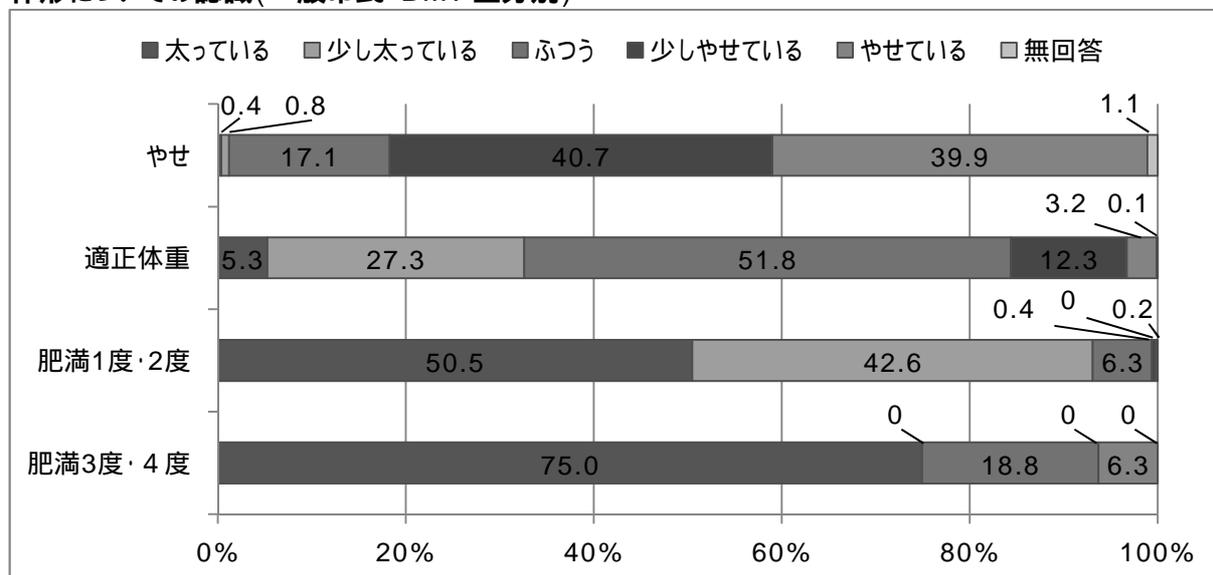
<判定基準> やせ「18.5未満」、適正体重「18.5以上25.0未満」

肥満1度・2度「25.0以上35.0未満」、肥満3度、4度「35.0以上」

(3) 体形についての認識

一般市民をBMI区別で見ると、適正体重の人で「太っている」又は「少し太っている」と認識している人の割合は、32.6%となっている。

体形についての認識(一般市民・BMI区別)

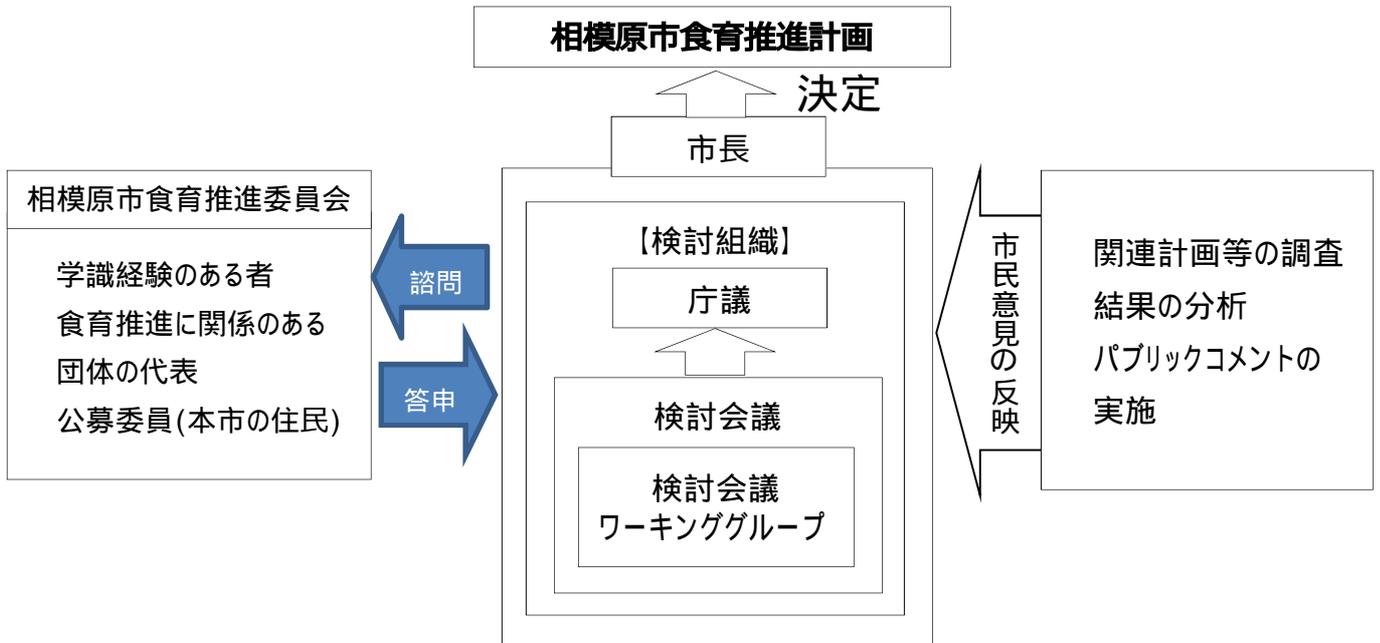


平成28年度生活習慣実態調査

2 計画の策定体制、経過

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、様々な視点から幅広く意見を聞くため、「相模原市食育推進委員会」を設置し、前計画の進行管理(評価検証)や本計画の策定内容を検討しました。



(2) 策定の経過

平成29年度

- 6月30日 平成29年度第1回相模原市食育推進委員会
・第2次食育推進計画推進状況の確認について
- 11月29日 平成29年度第2回相模原市食育推進委員会
・第3次相模原市食育推進計画について(諮問)
- 2月19日 平成29年度第3回相模原市食育推進委員会
・第3次相模原市食育推進計画の策定に向けて

平成30年度

- 7月5日 平成30年度第1回相模原市食育推進委員会
・第3次相模原市食育推進計画の骨子案(計画素案)について
- 9月18日 平成30年度第2回相模原市食育推進委員会
・第3次相模原市食育推進計画の計画(案)について

10月17日 相模原市食育推進委員会から答申

12月15日から パブリックコメントの実施

平成31年1月21日まで

(3) 相模原市食育推進委員会条例

平成 24 年 3 月 27 日条例第 14 号

相模原市食育推進委員会条例

(設置)

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づき本市における食育の推進を図るため、相模原市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食育基本法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 食育の推進に関する情報の収集に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、食育の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 食育の推進に関係のある団体の推薦を受けた者
- (3) 市の住民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、食育推進事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

委員名簿

| 所属団体名など | 氏 名 | |
|--|-----------|-----------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 学識経験者（相模女子大学） | 吉岡 有紀子 | |
| (一社)相模原市医師会 | 大山 宜秀 | 原田 工 |
| (公社)相模原市歯科医師会 | 秋 知 明 | |
| 学識経験者(神奈川県立保健福祉大学実践教育センター 子ども食育支援研修 講師) | 野 渡 祥 子 | |
| 相模原市立小中学校長会 | 若 林 幸 子 | 伊 藤 隆 一 |
| (一社)相模原市幼稚園・認定こども園協会 | 平 本 大 輔 | |
| 相模原市食生活改善推進団体わかな会 | 湯 田 里 子 | |
| (公社)相模原市栄養士会 | 久 喜 美 知 子 | 鶴 野 由 香 |
| 相模原市健康づくり普及員連絡会 | 三 浦 益 美 | |
| 相模原市私立保育園・認定こども園園長会 | 松 岡 裕 | 藤 木 総 宣 |
| 相模原市農業協同組合 | 小清水 忠雄 | 落 合 幸 男 |
| 神奈川つくい農業協同組合 | - | 山 野 和 重 |
| 相模原市立小中学校 PTA 連絡協議会 | 若 林 由 美 | |
| 相模原食品衛生協会 | 助 川 秀 一 朗 | |
| 相模原食品衛生協会・特別委員会 | 柴 田 研 治 | |
| さがみはら消費者の会 | 征 矢 道 子 | 西 田 玲 子 |
| 公募委員 | 佐 藤 輝 美 | 伊 藤 裕 子 |
| 公募委員 | 川 島 道 子 | 久 保 田 淑 恵 |
| 公募委員 | 保 瀬 由 江 | 森 田 麻 里 子 |

(4) 相模原市食育推進検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、相模原市食育推進計画(以下「計画」という。)の推進に当たり、関係各課・機関の調整を図るため、相模原市食育推進計画検討会議(以下「会議」という。)の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、相模原市食育推進計画の進行管理及び推進に関し必要と認められる事項について検討する。

(組織)

第 3 条 会議は、別表 1 に掲げる者で構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、健康増進課長が招集する。

2 会議の進行は、健康増進課長が行う。

(ワーキンググループ)

第 5 条 会議に、計画を具体的かつ専門的に推進するため、ワーキンググループ(以下「グループ」という。)を設置する。

2 グループは、別表 2 に掲げる課・機関に属する職員のうちから、当該課・機関の長が指名するもので構成する。

(設置期間)

第 6 条 会議及びグループの設置期間は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(関係者の出席)

第 7 条 会議及びグループは、その所掌事項の検討に当たり、必要に応じ、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議及びグループの庶務は、健康増進課で処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議及びグループの運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 19 日から施行する。

(略)

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

消費生活総合センター所長 地域保健課長 生活衛生課長 中央保健センター所長 こども・若者政策課長 保育課長 こども家庭課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 商業観光課長 農政課長 廃棄物政策課長 資源循環推進課長 学校保健課長 学校教育課長 生涯学習課長 健康増進課長

別表 2 (第 5 条関係)

消費生活総合センター 生活衛生課 中央保健センター 保育課 こども家庭課 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター 商業観光課 農政課 廃棄物政策課 資源循環推進課 学校保健課 学校教育課 生涯学習課 健康増進課

3 用語解説

あ行

栄養教諭

食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担うため、平成17年度に創設された。食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用するなどして給食と食に関する指導を実施する。栄養教諭の学校教育現場への配置が進むことにより、各学校において、栄養教諭を中心として食に関する指導に係る全体計画が作成されることなどにより、体系的・継続的な学校全体の取り組みとなることが期待されている。

栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分の量及び熱量の表示のこと。平成27年4月1日に施行された食品表示法(平成25年法律第70号)及び食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に基づき、消費者に販売される容器包装された加工食品については、栄養成分表示の表示義務がある。熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量で表示)は、栄養成分表示をする場合に必ず表示しなければならない成分等である基本5項目となっている。

SNS(エスエヌエス)

ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービスのこと。

か行

共食

家族や友人などと一緒に食事をするなど、食行動を共にすること。食を通じてコミュニケーションを深め、箸の持ち方といった食事のマナー、食べ方を大切にすることなど様々なことを学ぶ機会となる。

郷土料理

各地域の産物を上手に活用して、風土に合うように作られ、食べられてきた料理のこと。

行事食

季節ごとの特別な行事やお祝いの日(正月、ひな祭り、お盆など)に食べる特別な料理であり、家族の幸せや健康を願う意味が込められている。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

口腔機能

食べる(かむ、飲み込む)、話すなど、口や口の周辺の筋肉などを使って行う日常生活機能・動作のこと。

孤食

1人で食事をする。近年、核家族化やライフスタイルの多様化により、家族がそろって食事をする団らんの機会が減り、食生活は多様化し、孤食が増加している。

さ行

相模原市健康づくり普及員

地域での健康づくりを推進していくため、健康づくり普及員養成講座を修了した人で、公民館区ごとの健康づくり活動、ウォーキングなどの運動習慣支援活動を行っている。

食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション

消費者、食品等事業者、行政担当者等異なる立場のものが、それぞれ持っている食品の安全の確保に関する情報及び意見を相互に交換すること。

食の循環

食の生産から加工、流通を経て消費までに至る流れのこと。

食品表示

食品表示法に基づき、食品にされる表示のこと。消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択や摂取する際の安全性を確保する上で重要な情報源となる。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本におけるその量は年間646万トンで、そのうち289万トン是一般家庭から出ており(農林水産省平成27年度推計)、食品ロスの削減が社会的な課題となっている。

食物アレルギー

特定の食物を摂取した後にアレルギー反応を介して皮膚、呼吸器、消化器又は全身性に生じる症状のこと。そのほとんどは、食物に含まれるタンパク質が原因で起こる。食物に含まれる物質そのものによる反応や症状は、食物アレルギーには含まない。

生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称

全国学校給食週間

学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食のより一層の充実発展を図ることを目的に文部科学省が定めたもの。毎年1月24日から1月30日までの1週間としており、特別献立の作成及びその実施や、学校給食にちなんだレクリエーション等の実施など様々な給食に関する取り組みを推進している。

た行

地産地消

地域で生産されたものを、その地域で消費すること。生産と消費を結び付け、関係づくりを行う取り組みであり、各地域で盛んに行われている。

デリバリー方式の給食

市の栄養士が作成した献立に従い、学校外の民間事業者の調理場で民間事業者が給食を調理し、ランチボックスを学校へ配送する給食方式。本市では旧相模原市、旧相模湖町及び旧藤野町の中学校(30校)を対象に持参弁当併用の選択性デリバリー方式を導入し、実施している。

伝統料理

地域の伝統的な食文化を受け継ぎ、作られている料理

特定給食施設

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定められ、一定の食数以上の食事を供給する給食施設

喫食者の栄養を確保し、健康の保持・増進を図り、かつ、利用者に対する栄養教育を始め、その家庭や地域社会の食生活改善を図るなどの栄養改善の役割を担う場となっている。

な行

中食（なかしょく、ちゅうしょく）

レストランなどでの食事「外食」と、家庭で素材から調理する手作りの食事「内食（うちしょく、ないしょく）」との中間に当たる食事のことで、市販の弁当や惣菜、デリバリー（宅配・出前）など、家庭外で調理・加工された食品を購入し、家庭や職場・学校・屋外等で食べる形態の食事のこと。

は行

ふるさとの生活技術指導士

太巻き寿司などの行事食、酒まんじゅうなどの郷土食、その地域独自の漬物や味噌などの加工品、また、わら細工や竹細工など、農家・農村地域に受け継がれてきた生活技術を伝承している人で、神奈川県が認定している。地域で開催する講習会などで、講師として郷土に伝わる生活文化の継承を行っている。

ら行

ライフステージ

人生の節目ごとの段階であり、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高年期、老年期等に分類される。

第3次相模原市食育推進計画

発行日 平成31年3月

発行 相模原市

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

042-754-1111(代表)

編集 相模原市健康福祉局保健所 健康増進課

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 7日

| | | | | | | | | | |
|---------------|--|------------------|-----------------------------------|----------|----------------------|-----------------------|------|----|----------|
| 案件名 | 相模原市鳥獣被害防止計画の策定及び事業の実施について | | | | | | | | |
| 所管 | 環境経済 | 局区 | 経済 | 部 | 津久井地域経済 | 課 | 担当者 | 内線 | |
| 概要 | 有害鳥獣による農業被害・生活被害は、様々な対策を講じているにも関わらず、深刻化し、市民の日常生活を脅かしている。このため、被害の抜本的な解消をめざし「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)に基づいた実効性の高い「鳥獣被害防止計画」を策定するもの。 | | | | | | | | |
| 審議内容(論点) | 相模原市鳥獣被害防止計画(案)について 被害防止計画に基づく実施事業について スケジュールについて | | | | | | | | |
| 実施計画の位置付け | なし | 施策番号及び実施計画事業名 | | | | | | | |
| 審議(希望)日 | 関係課長会議 | 平成29年 | 10月 | 15日 | 政策調整会議 | 平成30年 | 11月 | 6日 | |
| | 局・区経営会議 | 年 | 月 | 日 | 政策会議 | 平成30年 | 11月 | 8日 | |
| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | なし | 議会上程時期 | | | 報道への情報提供 | | | 資料提供 |
| | パブリックコメント | あり | 時期 | 平成30年12月 | | 議会への情報提供 | | 部会 | 平成30年12月 |
| | 審議会等、協議会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | | | なし | | | |
| 検討経過等 | 関係部局との調整 | | 関係部局名等 | | 調整項目 | | 調整状況 | | |
| | | | 農林水産省関東農政局 | | 計画の策定について | | 調整済 | | |
| | | | 県自然環境保全課 | | 計画の策定について | | 調整済 | | |
| | | | 水みどり環境課・農政課・津久井地域環境課 | | 計画策定、計画区域、対象鳥獣 | | 調整済 | | |
| | | | 農業委員会事務局・城山まちづくりセンター・津久井まちづくりセンター | | 計画策定、計画区域、対象鳥獣 | | 調整済 | | |
| | 相模湖まちづくりセンター | | 計画策定、計画区域、対象鳥獣 | | 調整済 | | | | |
| | 打合せ・会議の経過 | | | | | | | | |
| | 月日 | | 会議名等 | | | 内容 | | | |
| | H29.10.3 | | 鳥獣対策協議会準備会 | | | 市の鳥獣対策について、被害防止計画について | | | |
| | H29.12.22 | | 関係課長会議 | | | 被害防止計画について | | | |
| H30.1.24 | | 相模原市有害鳥獣対策協議会 | | | 協議会の設立、被害防止計画について | | | | |
| H30.2.15 | | 権限移譲打合せ | | | 鳥獣捕獲許可の権限移譲について | | | | |
| H30.3.12 | | 県自然環境保全課 権限移譲打合せ | | | 鳥獣捕獲許可の権限移譲について | | | | |
| H30.3.22 | | 庁内検討会 | | | 対象鳥獣・鳥獣捕獲許可の権限移譲について | | | | |
| H30.6.18 | | 関係課打合せ | | | 対象鳥獣について | | | | |
| H30.6.19 | | 相模原市有害鳥獣対策協議会 | | | 被害防止計画(検討資料)について | | | | |
| H30.8.30 | | 相模原市有害鳥獣対策協議会 | | | 被害防止計画(素案)について | | | | |
| H30.10.1 | | 相模原市有害鳥獣対策協議会 | | | 被害防止計画(素案)について | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |
| 政策調整会議の結果等 | 原案を | | 上部庁議へ付議する。 | | | (政策会議) | | | |
| これまでの庁議での主な意見 | <p>【関係課長会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産農業者等の被害報告が少なく、自家消費用野菜の被害状況の把握ができないことを踏まえると、実際の被害額は数倍以上と推測される。 ○国交付金については期限はあるのか。現在のところ期限は区切られていない。 ○従来の県費対象事業を国庫対象として実施できないのか。県からは事業の区分を求められているため、実施内容の住み分けを行っていく。 ○ニホンザルやニホンジカの今年度の計画捕獲頭数は。ニホンザルは5群で71頭、ニホンジカは280頭である。 ○パブリックコメントは実施するのか。法で定まった計画であり、各団体への意見照会も行っている。他指定都市でのパブコメ実績もないため、実施については調整が必要と考える。 ○ジビエの利用については、安全面等で課題が多く実施が困難と思われる。計画の策定項目に鳥獣捕獲の食品利用に関する事項もあり、表現については調整したい。 ○鳥獣被害対策実施隊は設置はするのか。計画期間中の設置に向けて検討したい。 <p>【事務事業調整会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの被害面積の推移についても触れた方が良いのではないのか。 <p>【政策調整会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害の軽減目標値を30%とした理由は。国や県との調整により設定したものであり、県内の他自治体も同様に30%としている。計画に掲げる事業を行うことにより、軽減目標を達成できるのか。効果の検証を行いながら取り組むことで、目標の達成を目指していく。 ○費用対効果を明確にした方が良いのではないのか。被害額については、農協等と連携し実態の把握を行う必要がある。また、営農意欲の減退防止や耕作放棄地拡大防止等の効果も期待できる。 | | | | | | | | |

事案の具体的な内容

1 事案の概要

有害鳥獣による農作物被害・生活被害への対策として鳥獣保護管理対策事業交付金(県費)を用いて対策を行っているが、交付額は年々減少し、被害が深刻化している。

「鳥獣被害防止特措法」に基づき鳥獣被害防止計画を策定し、財政支援、権限移譲、人材確保等、国の支援を受けて新たな対策を実施する。

2 相模原市鳥獣被害防止計画の策定内容

- (1) 計画期間 平成31年度から33年度(予定)
- (2) 対象鳥獣 ニホンザル他13種(鳥類及び哺乳類)
- (3) 軽減目標 農業被害額の30%以上を軽減
- (4) 実施内容 捕獲罠購入、広域防護柵の設置検討、自主防衛組織の設置促進、GPSを活用したニホンザルの個体群補足、ドローンを活用したニホンザル追い払い実証実験

3 鳥獣被害対策の取組

- (1) 予防・防止(来させない) →環境整備、防護柵の設置、追上げ、追払いの実施
- (2) 捕獲(増やさない) →罠や銃器による捕獲

4 相模原市鳥獣被害防止計画の策定項目

- (1) 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域
- (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- (3) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- (4) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
- (5) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- (6) 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (7) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- (8) 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
- (9) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

5 財源経費・財源

想定事業費 5,661千円(内訳:国庫交付金3,031千円、一般財源2,630千円)

H31事業費については単年度要因において要求している

国の交付金は、計画の事業実施主体である相模原市有害鳥獣対策協議会(事務局:JA神奈川つくい)へ直接交付

6 今後のスケジュールについて

- 平成30年10月 庁議(計画案)
- 12月 議会(環境経済部会)への説明
パブリックコメント実施
- 平成31年2月 県協議(同意)
- 3月 計画策定
- 4月 新たな対策事業の実施

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成30年度 |
| 計画主体 | 相模原市 |

相模原市鳥獣被害防止計画(案)

<連絡先>

代表担当部署名 相模原市 環境経済局 経済部
津久井地域経済課 農業振興・獣害対策班
所在地 神奈川県相模原市緑区中野633
電話番号 042-780-1416
FAX番号 042-784-7474
メールアドレス tsukui-keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp

計画の策定にあたって

本来、鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、市民の豊かな生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている

しかしながら、近年、農山漁村地域において、野生鳥獣による農林水産業等への被害は深刻な状況にある。

本市においても、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生鳥獣の生息区域の拡大とともに、農作物や市民生活への被害も多く見られるようになってきた。

このことは、特に中産間地域において、営農意欲の低下と少子高齢化による農村環境の減退と相まって、耕作放棄地が拡大する大きな要因の一つとなっている。

このため、本市は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年外法律第134号）」に基づき、市民、関係機関、行政が一体となって取り組む「相模原市鳥獣被害防止計画」を策定する。

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域 | 1 |
| 2 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 | 1 |
| (1) | 被害の現状(平成29年度) | 1 |
| (2) | 被害の傾向 | 3 |
| (3) | 被害の軽減目標 | 4 |
| (4) | 従来講じてきた被害防止対策 | 4 |
| (5) | 今後の取組方針 | 5 |
| 3 | 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 | 6 |
| (1) | 対象鳥獣の捕獲体制 | 6 |
| (2) | その他捕獲に関する取組 | 6 |
| (3) | 対象鳥獣の捕獲計画 | 6 |
| (4) | 許可権限委譲事項 | 7 |
| 4 | 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 | 8 |
| (1) | 侵入防止柵の整備計画 | 8 |
| (2) | その他被害防止に関する取組 | 8 |
| 5 | 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある 場合の対処に関する事項 | 8 |
| (1) | 関係機関等の役割 | 8 |
| (2) | 緊急時の連絡体制 | 9 |
| 6 | 被害防止施策の実施体制に関する事項 | 10 |
| (1) | 協議会に関する事項 | 10 |
| (2) | 関係機関に関する事項 | 11 |
| (3) | 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 | 11 |
| (4) | その他被害防止施策の実施体制に関する事項 | 11 |
| 7 | 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項 | 11 |
| 8 | 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 | 11 |
| 9 | その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 | 12 |

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | | |
|------|---------------|--|
| 対象鳥獣 | 獣類 | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ツキノワグマ |
| | 鳥類 | カラス、ムクドリ、キジ、ドバト、スズメ、カワウ |
| 計画期間 | 平成31年度～平成33年度 | |
| 対象地域 | 神奈川県相模原市 | |

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成29年度) (自家用農作物は除く)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|--------|---------|---------|
| | 品目 | 被害数値 | |
| ニホンザル | 野菜類 | 0.56ha | 2,283千円 |
| | いも類 | 0.10ha | 262千円 |
| | 果樹 | 0.04ha | 80千円 |
| | 合計 | 0.70ha | 2,625千円 |
| イノシシ | 野菜類 | 0.90ha | 1,853千円 |
| | いも類 | 0.23ha | 191千円 |
| | 果樹 | 0.01ha | 6千円 |
| | 豆類 | 0.02ha | 4千円 |
| | 稲 | 0.01ha | 1千円 |
| 合計 | 1.17ha | 2,055千円 | |
| ニホンジカ | 野菜類 | 0.30ha | 654千円 |
| | 豆類 | 0.30ha | 94千円 |
| | 合計 | 0.60ha | 748千円 |
| アライグマ | 野菜類 | 0.01ha | 7千円 |
| | いも類 | 0.01ha | 4千円 |
| | 豆類 | 0.09ha | 86千円 |
| | 合計 | 0.11ha | 97千円 |
| ハクビシン | 野菜類 | 0.15ha | 931千円 |
| | いも類 | 0.01ha | 1千円 |
| | 果樹 | 0.01ha | 14千円 |
| | 合計 | 0.17ha | 946千円 |
| カラス | 豆類 | 0.01ha | 10千円 |
| | 合計 | 0.01ha | 10千円 |
| その他鳥類 | 豆類 | 0.06ha | 25千円 |
| | 合計 | 0.06ha | 25千円 |
| 合計 | | 2.81ha | 6,506千円 |

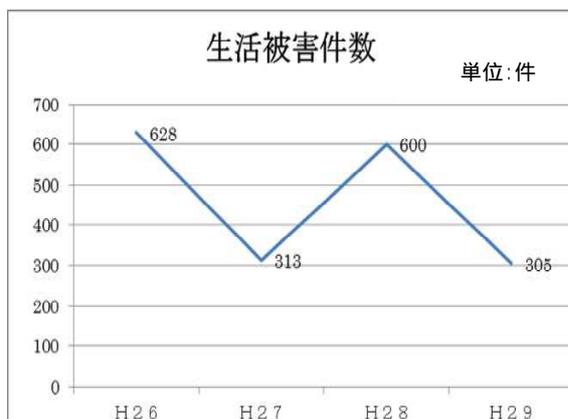
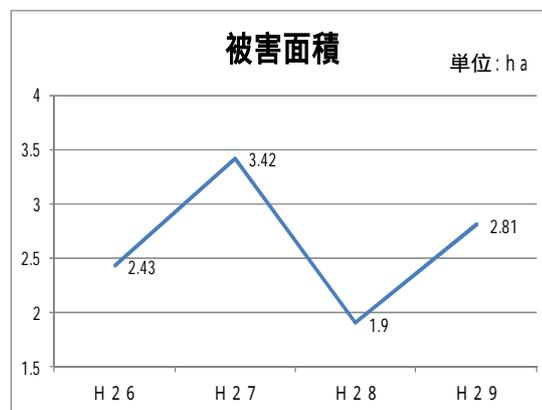
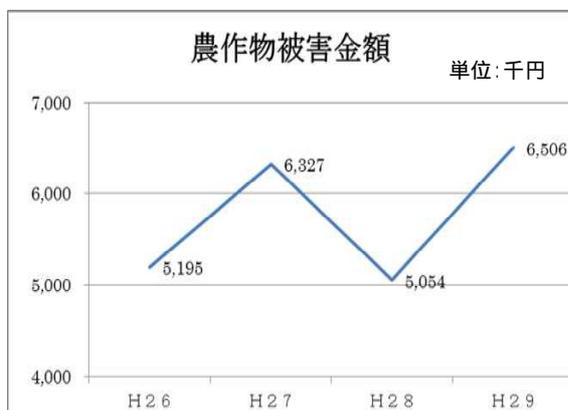
被害数値(面積、金額)については、端数処理の関係から合計金額と一致しない。

(参考1) 自家用農作物被害面積(平成29年度) (ha)

| 動物種 | 野菜 | イモ類 | 豆類 | 果樹 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|
| ニホンザル | 0.68 | 0.11 | | 0.87 | 1.65 |
| イノシシ | 0.18 | 0.45 | 0.01 | 0.05 | 0.68 |
| ニホンジカ | 0.06 | | | | 0.06 |
| 合計 | 0.91 | 0.56 | 0.01 | 0.92 | 2.39 |

(参考2) 生活被害件数(平成29年度)

| 動物種 | 屋外の物品等の損傷 | 屋内の物品略奪 | 人家侵入 | 生活上の脅威 | 騒音 | 飛びかかる等威嚇 | 計 |
|-------|-----------|---------|------|--------|----|----------|-----|
| ニホンザル | 7 | 1 | 4 | 44 | | | 56 |
| イノシシ | 33 | | | 28 | | | 61 |
| ニホンジカ | | | | 3 | | | 3 |
| ハクビシン | 12 | | 23 | 12 | | | 47 |
| アライグマ | 33 | 1 | 15 | 43 | | | 92 |
| タヌキ | | | | 4 | | | 4 |
| カラス | 2 | | | 21 | | 1 | 24 |
| その他獣類 | | | | 2 | | | 2 |
| その他鳥類 | 9 | | | 3 | 4 | | 16 |
| 合計 | 96 | 2 | 42 | 160 | 4 | 1 | 305 |



(2) 被害の傾向

○ニホンザル

本市でのニホンザルによる被害は、年間を通じて津久井地域の中山間地域で発生しており、果樹や野菜類等、農作物被害が拡大している。また、生活上の脅威等の生活被害も発生している。本市においては、南秋川地域個体群（K1、K2、K3、K4、恩方群）と丹沢地域個体群（ダムサイト、ダムサイト分裂、川弟分裂群）の行動域となっており（第4次神奈川県ニホンザル管理計画）、追払い用具により、追払い隊や地域の自主防衛組織等による追払い等を実施しているが、多くの群れが広範囲に出没を繰り返している。

○ニホンジカ

本市でのニホンジカによる被害は、津久井地域で発生している。農作物被害をはじめ、山の中の樹木や木の皮が食害を受ける等、年間を通じて被害があり、近年は出没状況も増加傾向にある。特に餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃されることがあり、最近では市街地にも出没し、生活被害を及ぼしている。また、ニホンジカは、ヤマビルの運搬生物とされており、ヤマビルの生息域が拡大し、農業者、地域住民、観光客等への吸血被害も誘発している。

○イノシシ

本市でのイノシシによる被害は、特に津久井地域の中山間地域の被害が顕著である。農作物の生育期や収穫期には農作物被害が集中しているが、近年においては、人家周辺においても目撃情報が多く、年間を通じて、住宅敷地等の掘り返しなどの生活環境への被害も発生している。また、イノシシは、ヤマビルの運搬生物とされており、ヤマビルの生息域が拡大し、農業者、地域住民、観光客等への吸血被害も誘発している。

○アライグマ

本市でのアライグマによる被害は、ほぼ市内全域において発生しており、農地での出没や住宅侵入等の生活被害も発生し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

○ハクビシン

本市でのハクビシンによる被害は、ほぼ市内全域において発生しており、農地での出没や住宅侵入等の生活被害も発生し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

○アナグマ・タヌキ

本市でのアナグマ、タヌキによる被害は、里山において発生しており、農地や住宅地に出没し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

○鳥類

本市での鳥類による被害は、市内全域において発生しており、群れをなして農地での出没や住宅地での生活被害も発生し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。また、カワウによる被害は、湖を含む相模川流域一円で発生しており、アユ、ワカサギ等を捕食し、魚類の繁殖が危惧されている。特に、4月初旬の稚アユの放流等では深刻な問題になっている。

○ツキノワグマ

本市でのツキノワグマは、主に緑区の山間部において目撃等され、人里においてもしばしば目撃されているが、現状では、農作物や生活被害は発生していない。

(3) 被害の軽減目標

| | | |
|-----------|-----------------|------------------------|
| 指 標 | 現状値 (平成 2 9 年度) | 目標値 (平成 3 3 年度) |
| 被 害 金 額 | 6,506千円 | 4,554千円 |
| 被 害 面 積 | 2.81ha | 1.96ha |
| 被 害 減 少 率 | | 被害金額、被害面積とも 30%以上削減 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>ニホンザル 第 4 次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき対策を実施。 ・ 追払い監視員、猟友会、専門業者、地域住民による自主防衛組織による追い上げ、追払い (動物駆逐用煙火等の追払い用具、銃器等) ・ 箱わな、囲いわな、麻酔銃、銃器 (空気銃を含む) による捕獲。</p> <p>○ニホンジカ 第 4 次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき対策を実施。 ・ くくりわな及び銃器により捕獲。</p> <p>○イノシシ ・ くくりわな、箱わな (一部銃器) ・ 農協が主体となり、地域住民や農業者、猟友会による竹檻、箱わなによる捕獲。</p> <p>○アライグマ 第 3 次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実施。 ・ 専門業者による捕獲。 ・ 住民等による箱わな捕獲。</p> <p>○ハクビシン 市の許可による捕獲を実施。 ・ 住民等により、箱わな捕獲。 ・ 住居侵入等の生活被害については、専門業者による捕獲を実施。</p> <p>○アナグマ、タヌキ 市の許可による捕獲を実施。 ・ 住民等により、箱わな捕獲。</p> | <p>・ 鳥獣被害や高齢化に伴い、農地が荒廃化、鳥獣の住処となっている。 ・ ニホンザルの行動域が広いいため、効率的なわな捕獲が困難である。 ・ 隣接都県とニホンザルの管理や捕獲方法に違いがあり、広域的に連携した対応ができない。 ・ 高齢化等により自主的な追い上げや追払いが困難な地域がある。 ・ 野生動物の生息域が、山間部から人家周辺へと広がってきており、追払いや捕獲が困難となっている。 ・ ニホンジカやイノシシ等の生息拡大に伴い、ヤマビル生息地も拡大している。</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| | <p>○鳥類 市の許可による捕獲を実施。 ・猟友会等による銃器捕獲。</p> <p>○ツキノワグマ 神奈川県等関係機関と連携して対応。</p> | |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>○広域獣害防護柵は平成16年度までに緑区青山、鳥屋、青野原、青根、牧野地区で、シカ柵11.5kmを設置。地域で維持管理し、市は補修や修繕、原材料の支給を実施。</p> <p>○緑区澤井の大日野原にサル柵(2.1km)を設置。</p> <p>○農業者等が農作物の防護のため設置する柵等の設置に要する費用に補助金を交付。</p> <p>○ヤマビル生息地の環境整備事業を実施する団体に対し、活動費の助成を実施。</p> | <p>・市民と協働した維持管理方策。</p> <p>・電気柵の機能維持。</p> |

(5) 今後の取組方針

相模原市における被害対策の実施にあたっては、被害を受けている農業者、地域住民と相模原市有害鳥獣対策協議会や相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会が、市と連携し、一体的な取組を進める。なお、鳥獣被害対策実施隊の設置については今後、検討を進める。

ニホンザル

第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、一部の群れの全頭捕獲を含めた個体数調整を積極的に進める。また、市民自らが積極的に行う追い上げや追払い等、地域による自主防衛組織の設置を推進するとともに、GPSによるニホンザルの個体群の位置情報システムを構築し、農業者や地域住民に周知し、自主的な防衛対策を図ることを検討する。

○ニホンジカ

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。また、侵入防止のための広域防護柵の設置を検討し被害軽減を行う。

○イノシシ

神奈川県イノシシ管理計画に基づき、銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。また、地域による自主防衛組織の設置を推進するとともに、侵入防止のための広域防護柵の設置を検討し、被害軽減を行う。

○アライグマ

第3次神奈川県アライグマ防除実施計画(後継計画を含む。以下同じ。)に基づく捕獲を実施する。また、専門業者による捕獲や住民等による箱わな捕獲を実施する。

○ハクビシン、アナグマ、タヌキ

箱わなによる捕獲を実施する。また、地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の補助等を行う。

○鳥類

銃器や大型捕獲檻等による捕獲を実施する。地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の補助等を行う。

○ツキノワグマ

神奈川県等と連携して対応を行う。

○その他

- ・集落単位での獣害防護組織と協働で設置する広域獣害防護柵の取組を推進する。
- ・ドローン（小型無人飛行機）を活用した野生生物の実態把握や追払い等の実用化に向けた取組を行う。
- ・ヤマビル対策については、大型鳥獣等の捕獲を進めると共に、生息地域の拡大を防止するため、地域ぐるみの環境整備等の取組に対しての支援を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 相模原市有害鳥獣対策協議会
- 相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会
- 猟友会
- 農業協同組合
- 鳥獣被害対策実施隊（計画期間内に検討）

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------|------------------|--|
| 平成31年度 | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲や駆除等の被害防除の取組 ・捕獲に効果的な資機材の導入 ・農業者等の狩猟免許取得の支援 |
| 平成32年度 | アライグマ、ハクビシン、アナグマ | |
| 平成33年度 | タヌキ、鳥類 | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| <p>ニホンザル及びニホンジカについては、第4次神奈川県管理計画に基づいて毎年度策定される管理事業実施計画により捕獲頭数を決定し、管理捕獲を実施する。</p> <p>捕獲の実施にあたっては、野生動物の生息域の変化や被害状況をモニタリングして行う。</p> <p>また、ニホンザルの個体群（K1・K2・K3・K4・恩方・ダムサイト・ダムサイト分裂・川弟分裂）については、個体数が増加傾向にある群れや、地域住民等へ被害を与える恐れがある群れについては、全頭捕獲を含めた個体数調整が行えるように県と協議する。</p> <p>その他の対象鳥獣については、有害鳥獣捕獲を実施する。</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|----------------------|--------|--------|--------|
| | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
| ニホンザル | (50頭) | (50頭) | (50頭) |
| ニホンジカ | (250頭) | (250頭) | (250頭) |
| イノシシ | 300頭 | 300頭 | 300頭 |
| アライグマ | (150頭) | (150頭) | (150頭) |
| ハクビシン アナグマ タヌキ | 100頭 | 100頭 | 100頭 |
| 鳥類 | 300羽 | 300羽 | 300羽 |

- 1 ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画における群れの管理計画（平成30年度の捕獲対象群は、被害が確認できているK1、K2、K3、K4、ダムサイト分裂群）に基づき定めるため目安数とする。
- 2 ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため目安数とする。
- 3 アライグマの捕獲頭数は、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画で設定していないため、過去3か年の捕獲頭数から設定した目安数である。

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| 銃器：年間を通じ、山間部及び山林に隣接している農地を中心に実施する。 わな：年間を通じ、箱わな及びくくりわなを使用して捕獲を実施する。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 該当なし |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|--|
| 市内全域 | <p>該当なし</p> <p>【権限委譲済】タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、バン、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガアライグマ（第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく届出）</p> |

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------------|---------|---------|---------|
| | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| ニホンザル ニホンジカ イノシシ | 対象地域の検討 | 広域防護柵設置 | 広域防護柵設置 |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------------|--------|------------------|
| 31 ~ 33 | ニホンザル | ・里山整備による生息環境整備 |
| | ニホンジカ | ・地域学習会の開催 |
| | イノシシ | ・自主防衛組織の設置推進 |
| | アライグマ | ・農作物被害調査 |
| | ハクビシン | ・放任果樹等の除去指導 |
| | アナグマ | ・ニホンザル追い上げ、追い払い |
| | タヌキ | ・ニホンザルの群れの位置情報提供 |
| 鳥類 | ・捕獲の指導 | |

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

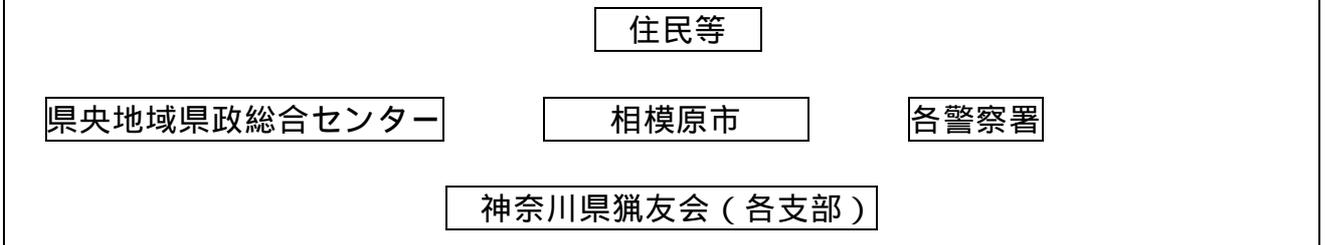
(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 相模原市 | 現地調査、情報の集約、住民等への注意喚起、捕殺依頼 |
| 神奈川県県央地域県政総合センター | 情報の共有 |
| 神奈川県猟友会 (相模原・相模原南・津久井支部) | パトロール、捕殺 |
| その他関係機関 | パトロール等の協力、緊急対応 |

(2) 緊急時の連絡体制

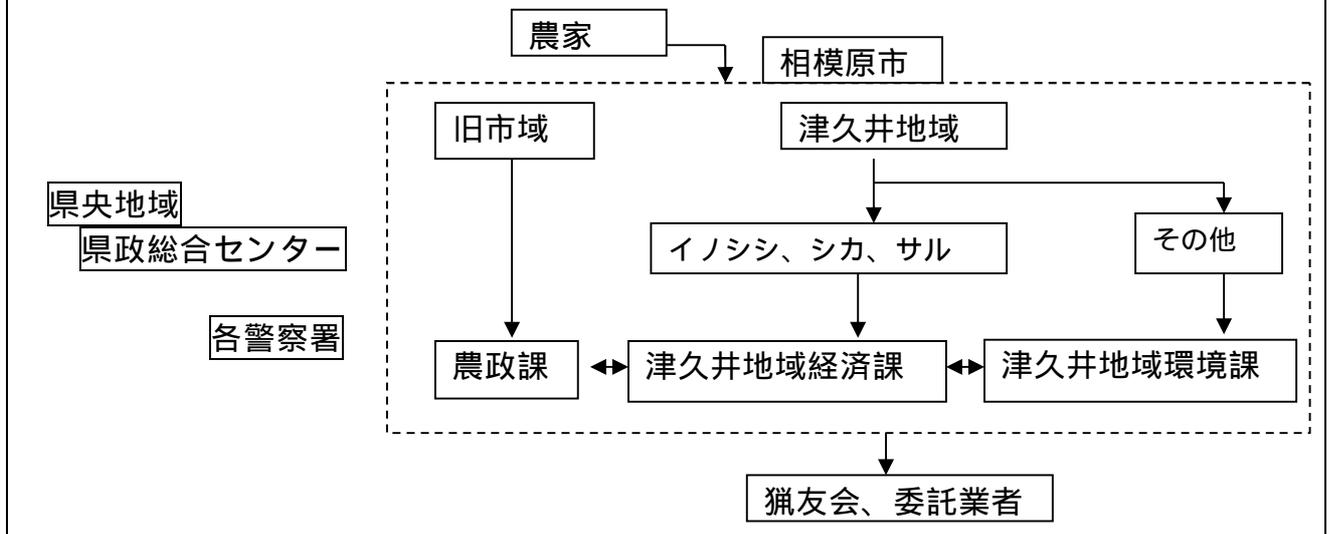
ア 基本事項

○住民等 緊急連絡受信機関（相模原市） 関係機関



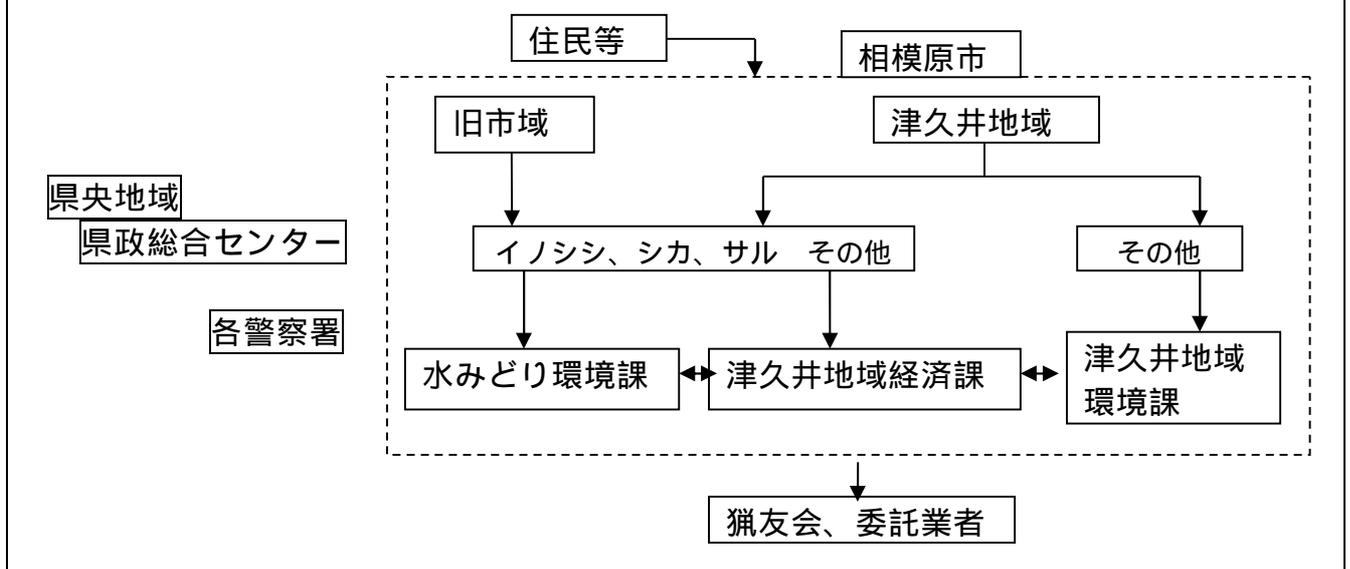
イ 野生鳥獣（ア）農業被害

○農家 緊急連絡受信機関（相模原市） 関係機関

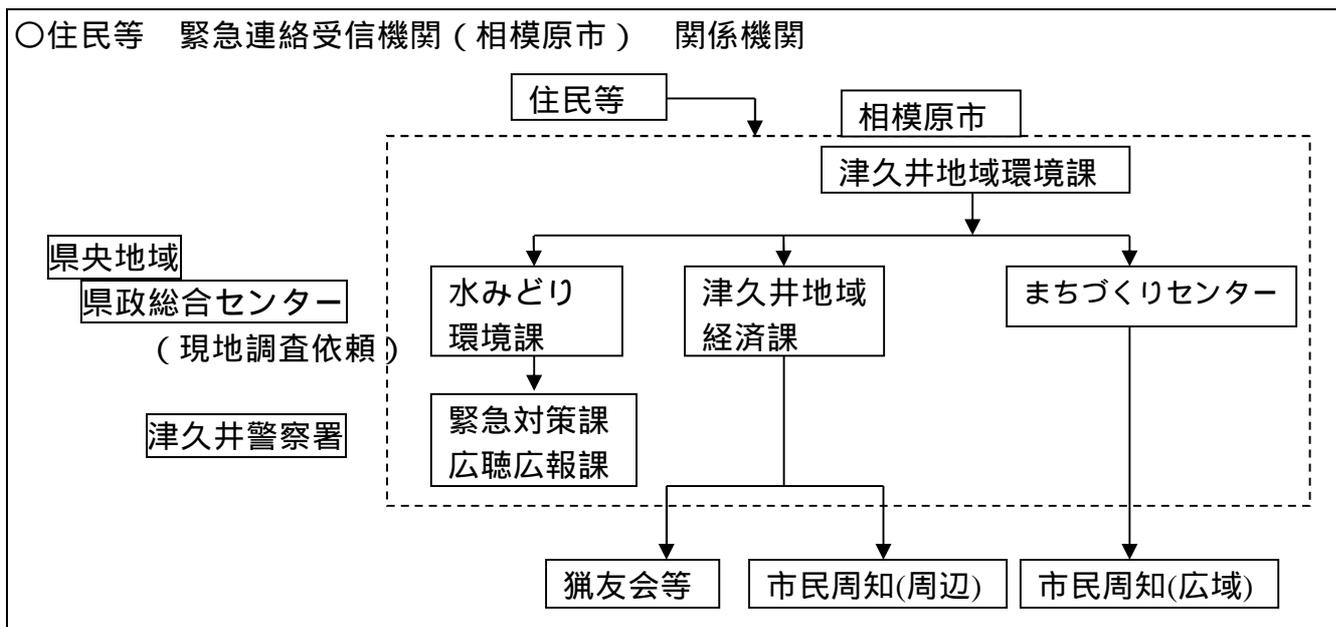


イ 野生鳥獣（イ）生活被害（ツキノワグマを除く）

○住民等 緊急連絡受信機関（相模原市） 関係機関



イ 野生鳥獣（ウ）生活被害（ツキノワグマ）



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 相模原市有害鳥獣対策協議会 | |
|---------------|---|----------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 | |
| 相模原市農業委員会 | 農地の利用における有害鳥獣に係る情報の提供 | |
| 相模原市自治会連合会 | 地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有 | |
| 神奈川県猟友会相模原支部 | 有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 | |
| 神奈川県猟友会相模原南支部 | 有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 | |
| 神奈川県猟友会津久井支部 | 有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 | |
| 鳥獣保護管理員 | 野生鳥獣に係る専門的助言・指導、情報の共有 | |
| 相模原市農業協同組合 | 地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導 | |
| 神奈川つくい農業協同組合 | 地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導、計画に基づく事業の実施、協議会の事務局 | |
| 津久井郡森林組合 | 有害鳥獣に係る情報の共有 | |
| 野生鳥獣に関する有識者 | 適正な野生鳥獣の共生と管理のための助言 | |
| 相模原市 | 津久井地域経済課 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供、協議会の庶務 |
| | 農政課 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供 |
| | 水みどり環境課 津久井地域環境課 | |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役 割 |
|--------------------------------------|---------------------|
| 相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供 |
| 相模原市みどり組合連絡協議会 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供 |
| 神奈川県県央地域県政総合センター環境調整課 | 被害状況の集計、情報提供 |
| 神奈川県農業技術センター北相地区事務所 | 有害鳥獣に係る情報の共有 |
| 神奈川県自然環境保全課野生生物グループ | 被害状況集計、情報提供 |
| 神奈川県自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター） | 対策提案、対策指導、技術支援、情報提供 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市内における鳥獣による農林業等に係る被害の状況を踏まえ、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行う。
また、鳥獣被害防止に関する窓口、取組体制の強化を図る。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○捕獲した有害鳥獣について
捕獲後、速やかに衛生に配慮し、焼却処分又は埋設を行う。
○ニホンザルについて
第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、個体の処分を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

鳥獣の食肉（ジビエ）等について
捕獲方法や食材としての安全性、安定的な供給、流通、販売を含めた事業の採算等の様々な課題について、検討を行う。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 地域住民に野生鳥獣に対する知識と野生生物との共生の重要性の理解を求める。
- この計画に記載した事項以外については、関係機関と連携し、効果的な方法を検討する。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 5日

| | | | | | | | | |
|---------------|---|------------------|------------------|------------------------|--------------------------------------|----------|------|----------|
| 案件名 | 第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の策定について | | | | | | | |
| 所管 | 環境経済 | 局 区 | 資源循環 | 部 | 廃棄物政策 | 課 | 担当者 | 内線 |
| 概要 | 平成20年度に策定した第2次相模原市一般廃棄物処理基本計画(平成20年度～平成30年度)の計画期間の満了にあたり、更なるごみの減量化や資源化を推進することを目的に、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」(平成31年度～平成39年度)を策定するもの。 | | | | | | | |
| 審議内容(論点) | 第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画(案)について | | | | | | | |
| 実施計画の位置付け | なし | 施策番号及び実施計画事業名 | | | | | | |
| 審議日 | 関係課長会議 | 平成30年 | 10月 | 19日 | 政策調整会議 | 平成30年 | 11月 | 1日 |
| | 局・区経営会議 | 年 | 月 | 日 | 政策会議 | 平成30年 | 11月 | 8日 |
| 日程等調整事項 | 条例等の調整 | なし | 議会上程時期 | | | 報道への情報提供 | | 資料提供 |
| | パブリックコメント | あり | 時期 | 平成30年12月～平成31年1月 | | 議会への情報提供 | 部会 | 平成30年12月 |
| | 審議会等、協議会等の設置 | なし | 個人情報の目的外利用等 | | なし | | | |
| 検討経過等 | 関係部局との調整 | 関係部局名等 | | | 調整項目 | | 調整状況 | |
| | 打合せ・会議の経過 | | | | | | | |
| | | 月日 | 会議名等 | | 内容 | | | |
| | | H29.7.25 | 関係課長会議 | | 第3次一般廃棄物処理基本計画の策定に係る検討体制及びスケジュールについて | | | |
| | | H29.8.22 | 廃棄物減量等推進審議会(第1回) | | 基本計画について(審議会に諮問) | | | |
| | | H29.10.12 | 廃棄物減量等推進審議会(第2回) | | フリーディスカッション～ごみを減らすにはどのようにすればよいか～ | | | |
| | | H29.11.10 | 廃棄物減量等推進審議会(第3回) | | フリーディスカッション～ごみを減らすにはどのようにすればよいか～ | | | |
| | | H30.1.19 | 市民アンケート調査 | | 第3次一般廃棄物処理基本計画策定のためのアンケート | | | |
| | | H30.1.23 | 研修会 | | 「潤水都市食品ロスの削減」 | | | |
| | | H30.2.5 | 廃棄物減量等推進審議会(第4回) | | 家庭系廃棄物の減量化・資源化について | | | |
| | | H30.2.5 | 研修会 | | 「相模原市の下水道事業について」 | | | |
| | | H30.3.28 | 廃棄物減量等推進審議会(第5回) | | 事業系廃棄物の減量化・資源化について | | | |
| | | H30.5.21 | 廃棄物減量等推進審議会(第6回) | | ごみ処理体制・災害廃棄物処理体制等について | | | |
| | | H30.6.13 | 計画策定に係るワークショップ | | 大学生12名 ごみの分別や周知啓発についてほか | | | |
| | | H30.7.1 | 計画策定に係るワークショップ | | 18歳～29歳の市民16名 ごみ・資源の分別や食品ロスについて | | | |
| | H30.7.19 | 廃棄物減量等推進審議会(第7回) | | 家庭系・事業系廃棄物の減量化・資源化について | | | | |
| | H30.8.20 | 廃棄物減量等推進審議会(第8回) | | 答申案について | | | | |
| | H30.10.11 | 廃棄物減量等推進審議会(第9回) | | 答申案について | | | | |
| 備考 | 庁内会議(策定会議1回、ごみ処理計画部会8回、生活排水処理計画部会2回、合同部会2回) | | | | | | | |
| 政策調整会議の結果等 | 原案を | | 上部庁議へ付議する。 | | | (政策会議) | | |
| これまでの庁議での主な意見 | <p>【関係課長会議】 将来推計値と施策効果のグラフの中に「施策による削減」とあるが、施策の内容を具体的に想定しているのか。また、具体的な施策を想定している場合は、総合計画の実施計画において、その施策を達成するための進行管理を行う必要があるのご留意いただきたい。</p> <p>具体的な施策の内容については、家庭系ごみの削減については、剪定枝の資源化を考えている。また、事業系ごみの削減についても剪定枝の資源化の拡充や処理手数料の改定、清掃工場でのごみ受入検査の強化、排出事業者がどのようにごみが処理されているのかを把握するマニフェスト制度の導入を考えている。</p> <p>【事務事業調整会議】 生活排水処理基本計画におけるサブ指標5「高度処理型合併浄化槽の人口整備率」の目標値は、現状の整備率と比較すると非常に高い数値となっているが、現実的に達成の見込みはあるのか。 目標値については、進捗状況により平成35年度の間目標年度において改定することも可能であるが、サブ指標5の項目設定については再度検討する。</p> <p>【政策調整会議】 現行計画の目標値より低い目標値としている項目もあるので目標値の設定について検討が必要ではないか。目標数値等については改めて検討する。 審議会からの意見のうち、当該計画に反映させた主な内容は、 市民等の取り組む内容がわかりやすいものとするようにと意見をいただいたことから、市民、事業者、行政に分けて取組の内容を記載した計画とした。また、計画の中で重点事業として掲げている「生ごみ・食品ロスの削減」などについても、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要であると意見をいただき計画に反映させている。 ごみ処理手数料については、市民の負担のみならず、事業系ごみの処理手数料についても触れる必要があるのではないかと検討する。</p> | | | | | | | |

事案の具体的な内容

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定されている法定計画であり、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正処理や4R(発生抑制、排出抑制、再利用、リサイクル)を推進するために長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものである。

(2) これまでの検討経過

< 庁内検討組織 >

平成29年 7月 一般廃棄物処理基本計画策定会議(下部組織にごみ処理計画部会、生活排水処理計画部会)を設置
会議開催数...策定会議1回、部会12回

< 庁外検討組織 >

平成29年 8月 附属機関である「市廃棄物減量等推進審議会」に諮問
審議会開催数 9回のほか、研修会2回

平成30年10月 答申

< その他 >

平成30年 1月 市民アンケート調査の実施

平成30年 7月 若者を対象としたワークショップの開催

(3) 計画の基本的な考え方

ア 基本理念

「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」

イ 目標年度と計画期間

本計画は、「新・相模原市総合計画」や上位計画である「相模原市環境基本計画」と整合を図り、計画期間を平成31年度から平成39年度までの9年間とする。

* 国の「ごみ処理基本計画策定指針」においては、「目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行うことが適切」とされている。

ウ 目標設定項目

< 数値目標 > ごみ総排出量、最終処分量、生活排水処理率

< サブ指標 > 市民1人1日当たりの家庭系ごみ(資源を除く)排出量、食品ロス排出量、事業系ごみ排出量、ダム集水区域の公共下水道整備率

エ 重点的に取り組む事項

(ア) 生ごみ・食品ロスの削減

(イ) 事業系ごみの減量化・資源化

(ウ) 大規模災害への備え

オ 取組み柱・基本施策

取組の柱 ごみの更なる削減

・基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

・基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

取組の柱 ごみの適正な処理

・基本施策1 ごみ処理体制の整備

・基本施策2 不適正処理防止対策

取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

取組の柱 生活排水の適正な処理

取組の柱 大規模災害への備え

・基本施策1 災害廃棄物処理体制の整備

・基本施策2 応援・受援体制の整備

2 今後のスケジュール

| | |
|------------------|----------------|
| 平成30年10月中旬～11月上旬 | 庁議 |
| 12月 | 議会(環境経済部会への説明) |
| 12月中旬～ | パブリックコメント実施 |
| 平成31年 2月 | 審議会へ報告 |
| 3月 | 策定 |

第3次 相模原市

基 本 計 画
処 理
一 般 廃 棄 物

(案)

平成31年3月
相模原市

目 次

第1章 計画の基本的事項

| | |
|-------------|---|
| 1-1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1-2 計画の位置付け | 3 |
| 1-3 計画期間 | 4 |

第2章 ごみ処理の現状

| | |
|------------------------|----|
| 2-1 処理体制等 | 5 |
| (1) ごみ・資源の処理体制等 | 5 |
| (2) し尿・浄化槽汚泥等の処理体制等 | 8 |
| 2-2 処理経費 | 11 |
| (1) ごみ・資源の処理に係るコスト | 11 |
| (2) し尿・浄化槽汚泥等の処理に係るコスト | 11 |

第3章 第2次計画の総括

| | |
|----------------------|----|
| 3-1 第2次計画の概要 | 12 |
| 3-2 人口の推移 | 13 |
| 3-3 事業所の状況 | 14 |
| 3-4 ごみ処理基本計画 | 15 |
| (1) 第2次計画の総括 | 15 |
| (2) ごみ総排出量の推移 | 17 |
| (3) 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成 | 18 |
| (4) 事業系ごみの組成 | 19 |
| (5) 計画の進捗状況 | 20 |
| (6) 施策の進捗状況及び課題 | 22 |
| 3-5 生活排水処理基本計画 | 25 |
| (1) 第2次計画の総括 | 25 |
| (2) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移 | 26 |
| (3) 計画の進捗状況 | 27 |
| (4) 施策の進捗状況及び課題 | 28 |

第4章 将来推計

| | | |
|-----|--------------|----|
| 4-1 | 人口の見通し | 30 |
| 4-2 | ごみ・生活排水の将来推計 | 31 |
| (1) | 家庭系ごみ排出量 | 31 |
| (2) | 事業系ごみ排出量 | 32 |
| (3) | し尿・浄化槽汚泥等排出量 | 33 |

第5章 目指す姿

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 5-1 | 基本理念 | 34 |
| 5-2 | 取組の柱 | 35 |
| 5-3 | 数値目標 | 36 |
| (1) | ごみ処理における数値目標 | 36 |
| (2) | 数値目標達成に向けたごみ量等の推移 | 37 |
| (3) | 生活排水処理における数値目標 | 39 |
| (4) | 数値目標達成に向けた生活排水処理率等の推移 | 40 |

第6章 目標達成に向けた施策

| | | |
|-----|------------|----|
| 6-1 | 施策の展開 | 41 |
| (1) | 施策体系 | 41 |
| (2) | 重点施策 | 42 |
| 6-2 | ごみ処理基本計画 | 43 |
| 6-3 | 生活排水処理基本計画 | 63 |
| 6-4 | 大規模災害への備え | 67 |
| 6-5 | 計画の推進に向けて | 71 |

第7章 資料編

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 7-1 | ごみ処理関連データ | 72 |
| (1) | 全国の政令指定都市との比較 | 72 |
| (2) | 近隣市との比較 | 73 |
| (3) | 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成の内訳 | 74 |
| (4) | 事業系ごみの組成の内訳 | 75 |
| 7-2 | 策定の経緯 | 76 |
| 7-3 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 | 77 |
| 7-4 | 用語集 | 78 |



分別戦隊シゲンジャー
バンピーレッド

第1章

計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

資源循環都市を目指す

これまでの、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招くため、廃棄物を持続可能な形で最大限活用することが求められてきました。

我が国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種個別のリサイクル法などの法体系の整備が進められてきました。

国際的には、平成27年（2015年）に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が国連において全会一致で採択されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、持続可能（サステナブル）な循環型社会の形成に向けた取組が進められています。



持続可能な開発目標（SDGs）



SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

ゴール11の「住み続けられるまちづくりを」とゴール12の「つくる責任 つかう責任」に廃棄物に関するターゲットが設定されています。

食品廃棄物の削減など、喫緊の社会的課題の解消

近年では、食品廃棄物の削減、使用済製品からの有用金属の回収について、より一層の推進が図られており、あわせて、災害時の廃棄物処理システムの強化も進められています。

また、廃プラスチックによる海洋汚染の問題もクローズアップされており、ストローなどの使い捨てのプラスチック製品を他の素材へ転換するなどの対策が図られていますが、プラスチック製品全般に対する更なる対策が求められています。

食品ロスについては、「ゴール 12 つくる責任 つかう責任」のターゲットの中で「食品廃棄を半減させる」ことが掲げられています。



食品ロス

食品ロスとは、食べられる状態であるにもかかわらず、捨てられている食品のことを指します。

家庭から排出される食品ロスの主な原因は、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、賞味期限切れ等による直接廃棄となっています。

農林水産省と環境省がまとめた「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの量の推計値（平成 27 年度）等の公表について」によると、日本で 1 年間に廃棄されている食品由来の廃棄物は、約 2,800 万トンで、このうち食品ロスに当たるものは、約 650 万トンに上り、国民 1 人 1 日当たりに換算すると約 140g（茶碗 1 杯分のご飯の量）に相当します。

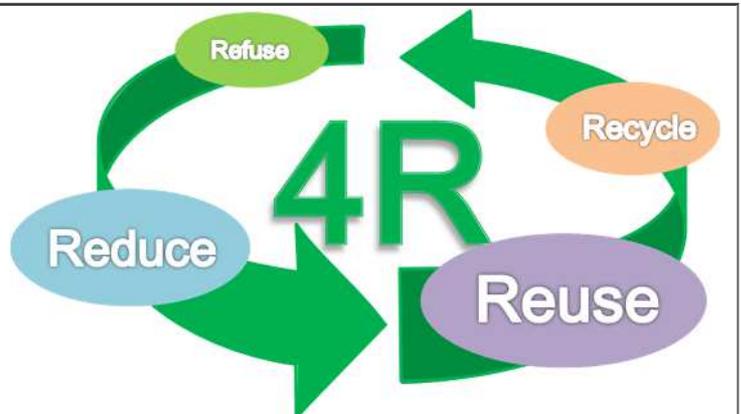
更なる 4 R の推進、廃棄物の適正処理等を掲げた長期的視点に立った計画

相模原市は、今後想定される最終処分場等のインフラ整備や高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの変化に的確に対応して、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいく必要があります。

この基本計画では、4 R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）の更なる推進、一般廃棄物の適正処理、大規模な災害への備え等、持続的かつ長期的視点に立った基本的な方針を明確に示します。

- 4 R とは
- 3 R リデュース (Reduce) 排出抑制
 - リユース (Reuse) 再使用
 - リサイクル (Recycle) 再生利用
 - + 1 R リフューズ (Refuse) 発生抑制

相模原市では 3 R に + 1 R を加えた 4 R を推進しています。

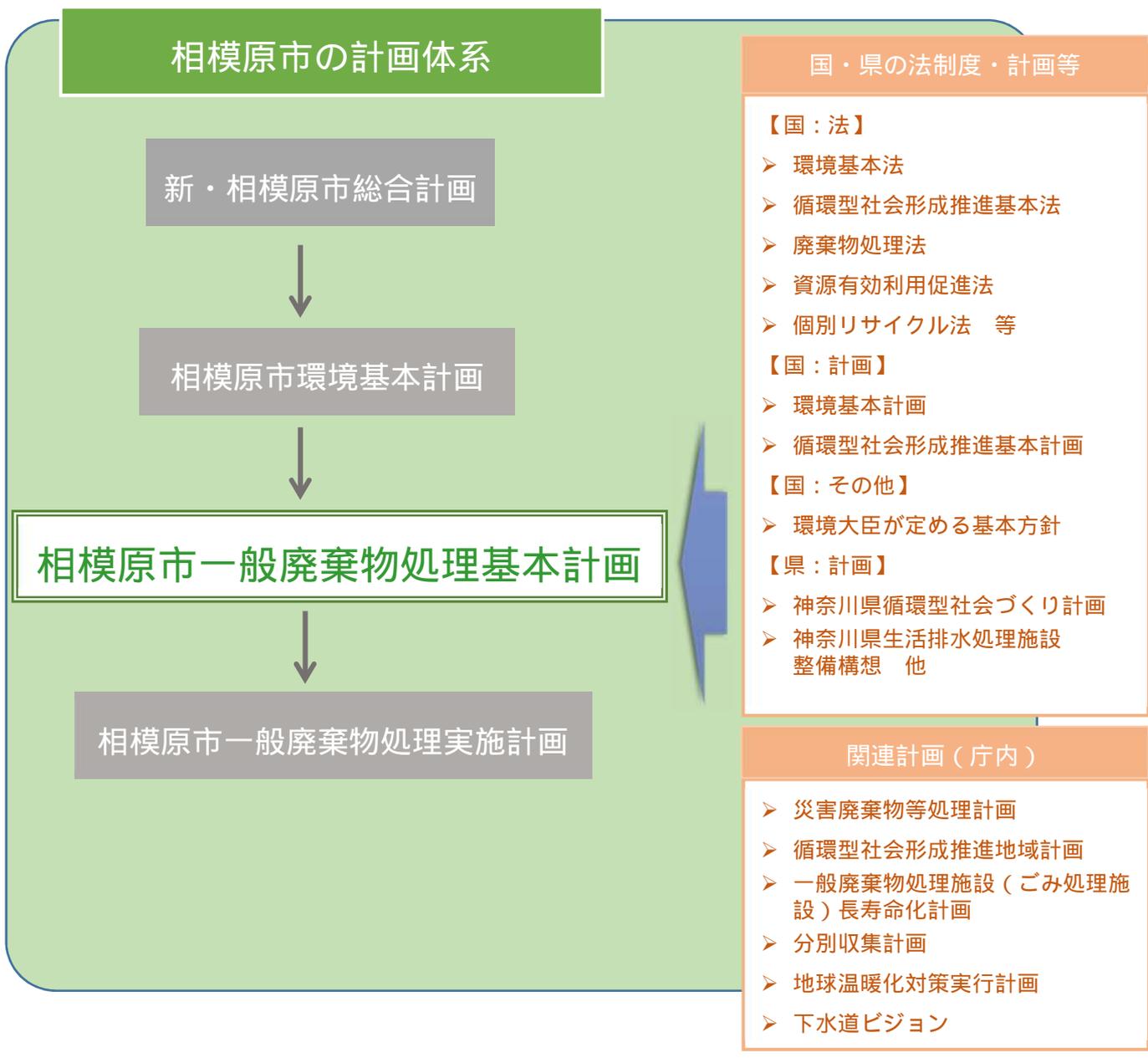


1-2 計画の位置付け

この基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定及び相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和 47 年相模原市条例第 12 号。以下「本市条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、本市の一般廃棄物の処理について中長期的な視点から定める計画です。

なお、「一般廃棄物処理基本計画」としての位置付けに加え、循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す計画として策定します。

図 1 - 1 相模原市一般廃棄物処理基本計画の位置付け





分別戦隊シゲンジャー
ペットイエロー

第2章

ごみ処理の現状

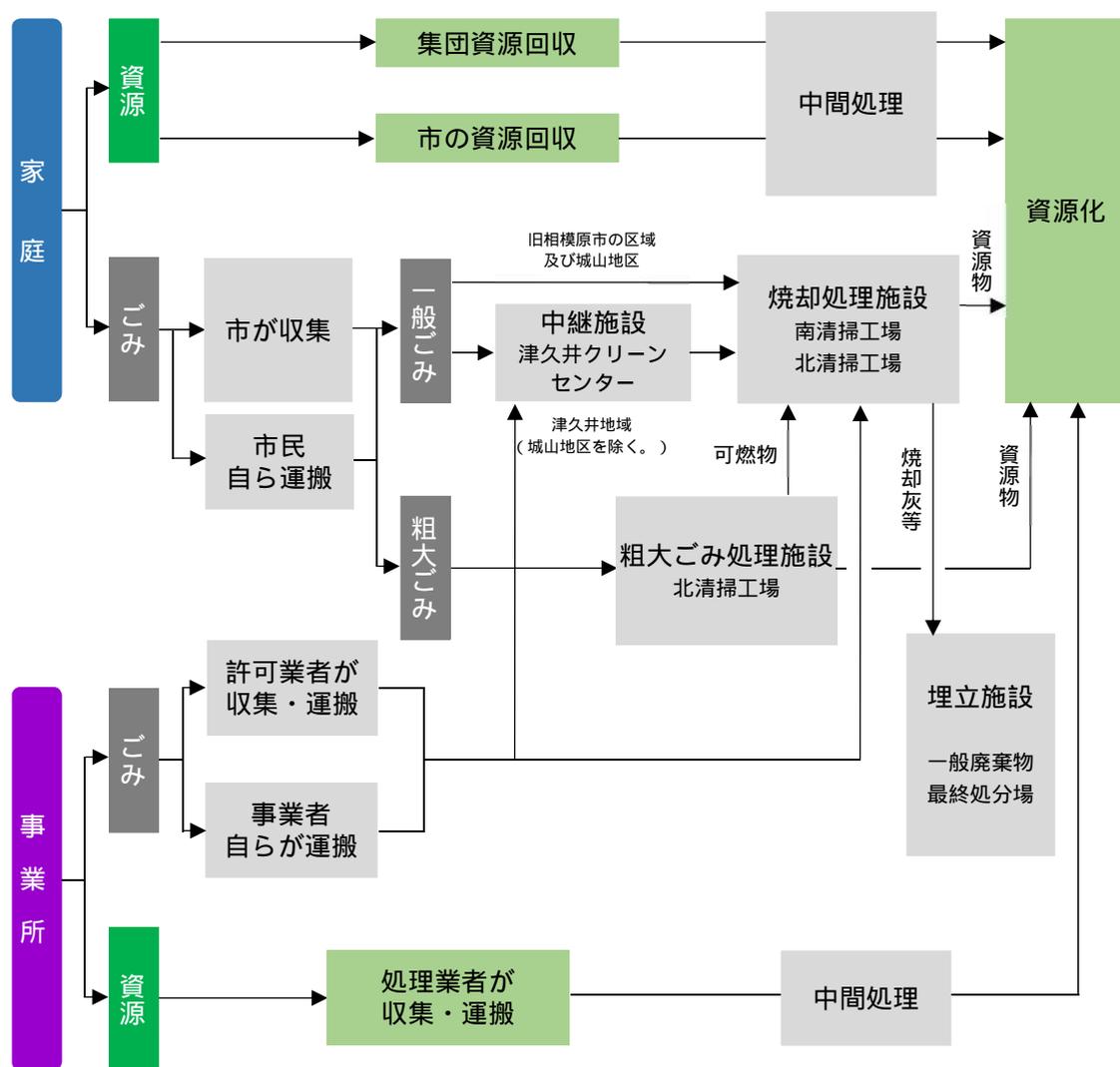
2-1 処理体制等

(1) ごみ・資源の処理体制等

【ごみ・資源の流れ】

ごみ・資源の処理の流れは、図2-1に示すとおりです。

図2-1 ごみ・資源の処理の流れ



【ごみ処理施設等の概要】

ごみ処理施設の概要は、表2 - 1に示すとおりです。

表2 - 1 ごみ処理施設等の概要

| 施設概要 | 施設名称 | 処理能力等 | 竣工年月 |
|-----------|-----------------------|--|---------|
| 焼却施設 | 南清掃工場 | 処理能力：525t/日（175t/日×3炉） 焼却炉形式：流動床式ガス化溶融炉 発電能力：10,000kW | 平成22年3月 |
| | 北清掃工場 | 処理能力：450t/日（150t/日×3炉） 焼却炉形式：連続燃焼式ストーカ炉 発電能力：2,500kW | 平成3年12月 |
| 粗大ごみ処理施設 | 北清掃工場 | 破碎処理能力：85t/日（5時間） 処理方式：横型回転破碎機 | 平成3年8月 |
| ごみ中継施設 | 津久井 クリーンセンター | ごみピット容量：600m ³ 平成22年1月までごみ焼却・ 発電施設として稼働 | 平成10年2月 |
| 粗大ごみ受入施設 | 南部粗大ごみ受入施設 | 倉庫棟：692.07 m ² | 平成29年4月 |
| | 北部粗大ごみ受入施設 | 倉庫棟：873.06 m ² | 平成17年3月 |
| リサイクル啓発施設 | 橋本台リサイクルスクエア | 延床面積：664.36 m ² | 平成18年4月 |
| | 麻溝台リサイクルスクエア | 延床面積：805.41 m ² | 平成29年4月 |
| 最終処分場 | 一般廃棄物最終処分場 | 埋立容量：1,235,300m ³ （覆土含む。） | 昭和54年4月 |
| | 一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設 | 汚水処理能力：300m ³ /日 汚水処理：凝集沈殿処理 砂ろ過処理 除マンガン処理 下水道放流 汚泥処理：重力濃縮 遠心脱水処理 助燃材として焼却処理 | 平成27年2月 |
| 環境事業所 | 麻溝台環境事業所 | | 平成18年3月 |
| | 橋本台環境事業所 | | 平成5年3月 |

図2-2 ごみ処理施設等位置図

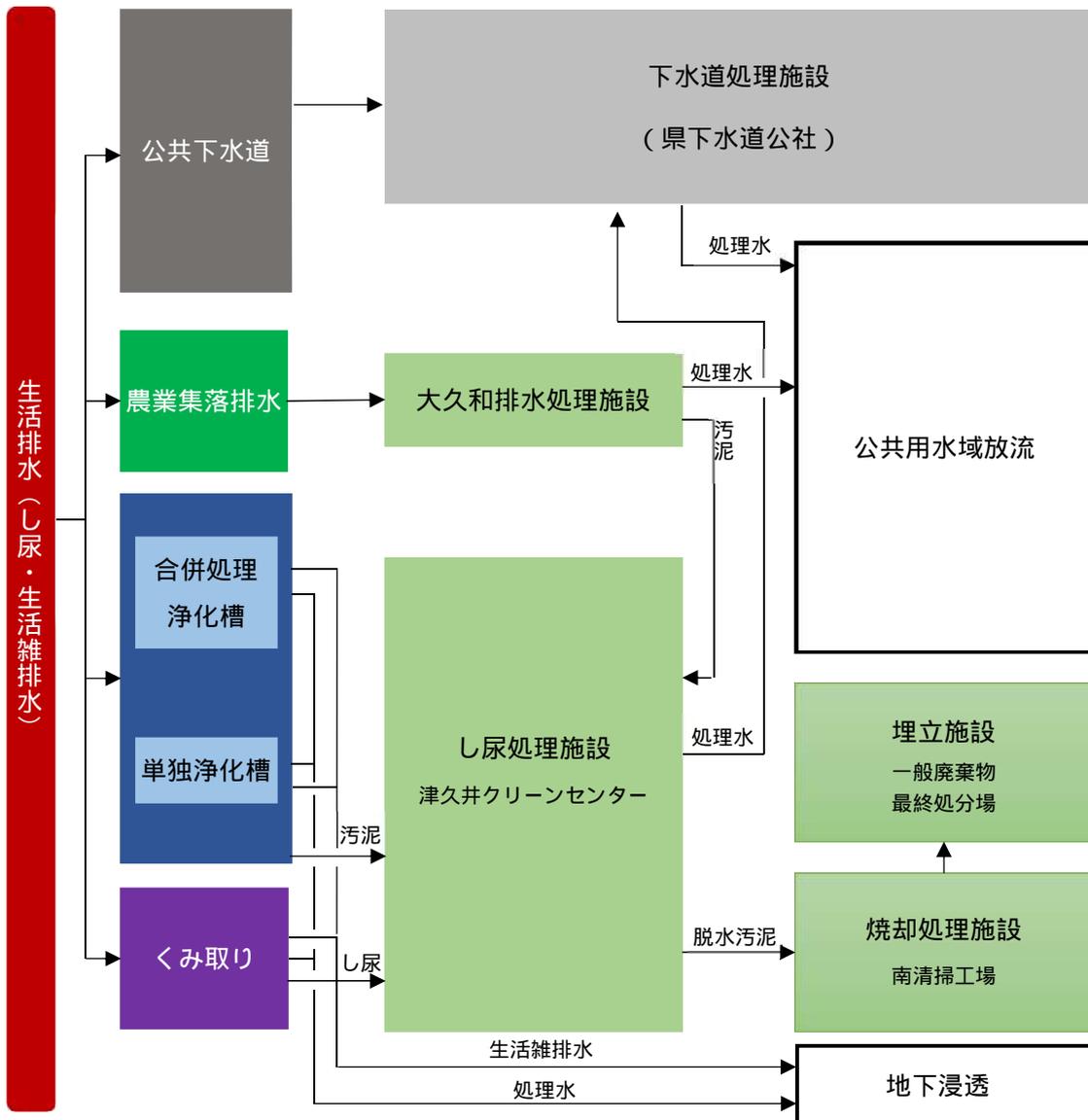


(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理体制等

【し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れ】

し尿・浄化槽汚泥等の処理の流れは、図2-3に示すとおりです。

図2-3 生活排水処理の流れ



津久井地域、相模湖地域、藤野地域において、相模原市道路占用許可基準要綱に基づく占用許可を受けた場合、公共用水域へ放流

【し尿処理施設等の概要】

し尿処理施設等の概要は表 2 - 2 に示すとおりです。

表 2 - 2 し尿処理施設等の概要

| 施設名称 | 処理方式 | 放流先 | 処理能力 | 竣工年月 |
|-------------|--|-----|--------|-------------|
| 津久井クリーンセンター | 固液分離処理方式 直接脱水処理後、下水道に 放流 脱水汚泥は助燃剤として 焼却施設で活用 | 下水道 | 89kl/日 | 平成 28 年 3 月 |
| 相模台収集事務所 | | | | 昭和 58 年 4 月 |

【農業集落排水施設の概要】

農業集落排水施設の概要は表 2 - 3 に示すとおりです。

表 2 - 3 農業集落排水施設の概要

| 施設名称 | 処理方式 | 排除方式 | 計画水量 | 竣工年月 |
|-----------|------------------|------|-----------------------|------------|
| 大久和排水処理施設 | 鉄溶液連続流入間欠ばっ気・砂ろ過 | 分流式 | 130 m ² /日 | 平成 8 年 4 月 |

図 2 - 4 生活排水処理施設位置図



大久和排水処理施設



津久井クリーンセンター



相模台収集事務所

2-2 処理経費

(1) ごみ・資源の処理に係るコスト

ごみ処理に係る経費は、ごみ、資源等の「収集運搬」に係る費用と焼却、資源化、最終処分等の「処分」に係る費用に大別されます。収集運搬に係る費用はおおむね横ばいですが、処分に係る費用は増加傾向にあります。平成29年度の市民1人当たりのごみ処理経費は、年間で9,196円となっています。

表2-5 ごみ処理経費の推移

| 年度 | ごみ処理経費（単位：円） | | ごみ処理原価（単位：円/トン） | | |
|-----------|--------------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 1人当たり | 世帯当たり | 収集運搬 | 処分 | 計 |
| H25（2013） | 8,635 | 19,932 | 14,363 | 22,337 | 36,700 |
| H26（2014） | 8,881 | 20,297 | 14,584 | 23,267 | 37,851 |
| H27（2015） | 9,125 | 21,137 | 14,443 | 24,190 | 38,633 |
| H28（2016） | 9,459 | 21,665 | 14,680 | 26,111 | 40,791 |
| H29（2017） | 9,196 | 20,826 | 14,160 | 25,915 | 40,075 |

(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理に係るコスト

し尿・浄化槽汚泥等の処理に係る経費は、し尿・浄化槽汚泥等の「収集運搬」に係る費用と固液分離、下水道放流等の「処分」に係る費用に大別されます。収集運搬に係る費用は増加傾向にあり、処分に係る費用は減少傾向にあります。平成29年度の1キロリットル当たりのし尿・浄化槽汚泥等の処理経費は、41,267円となっています。

表2-6 し尿・浄化槽汚泥の処理経費の推移

| 年度 | 収集運搬 | 処分 | 計 |
|-----------|--------|--------|--------|
| H25（2013） | 27,274 | 12,698 | 39,972 |
| H26（2014） | 26,547 | 12,377 | 38,924 |
| H27（2015） | 29,900 | 13,666 | 43,566 |
| H28（2016） | 33,239 | 7,916 | 41,155 |
| H29（2017） | 33,229 | 8,038 | 41,267 |



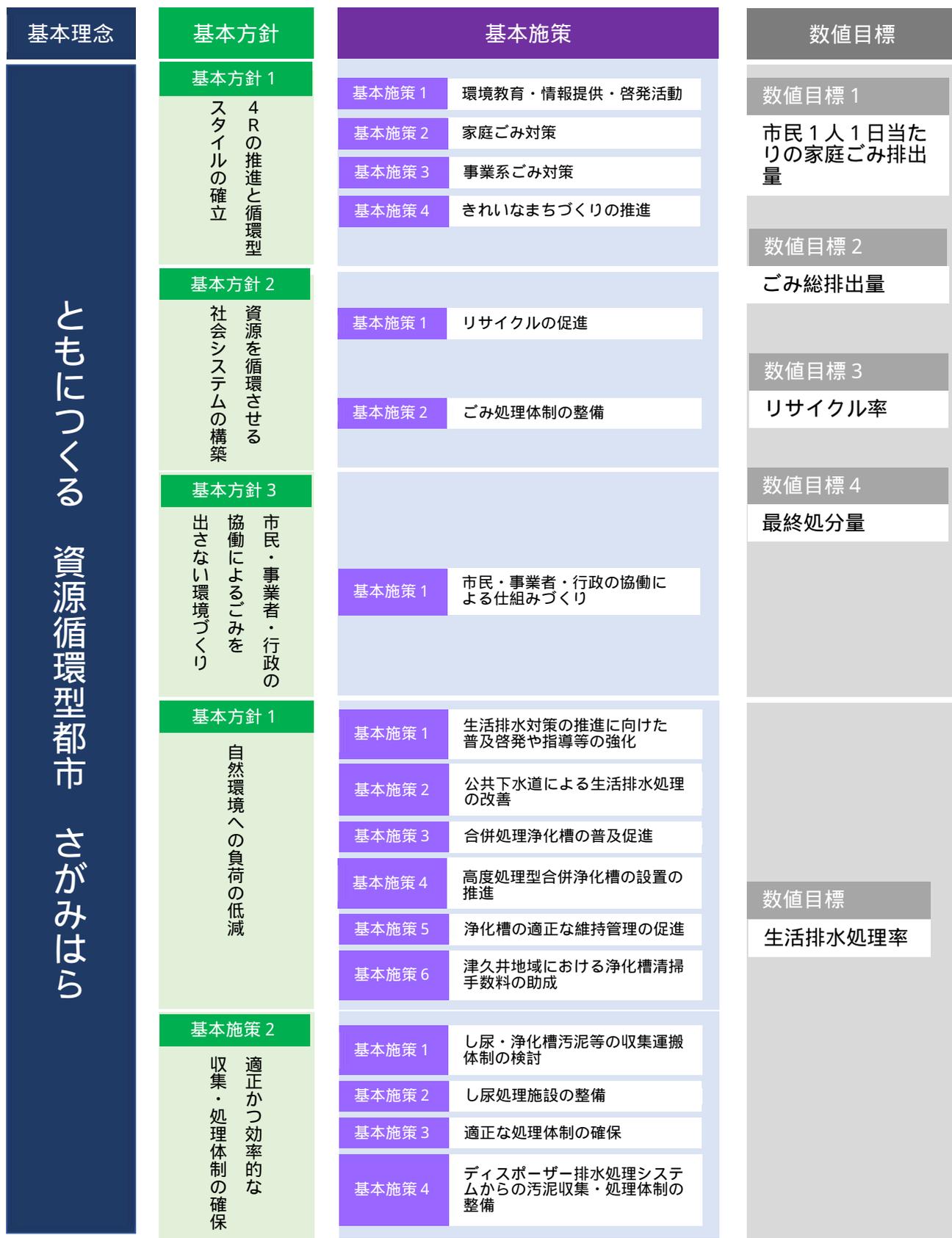
分別戦隊シゲンジャー
カンメタルオレンジ

第3章

第2次計画の総括

3-1 第2次計画の概要

図3-1 施策体系

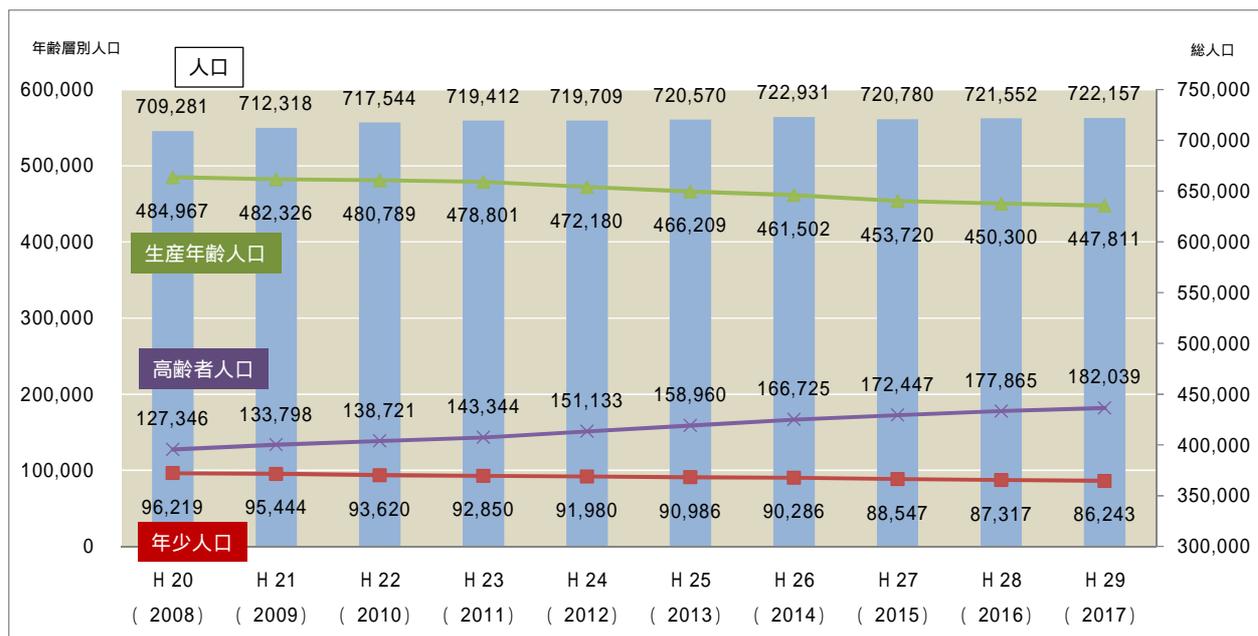


3-2 人口の推移

家庭系廃棄物の排出者である本市の人口の過去10年間の推移を図3-1に示しています。本市の人口は、平成26年度にピークを迎え、平成27年度に一旦減少した後、平成29年度まで微増しています。

また、年齢層別の人口では高齢者人口が年々増加しているのに対し、年少人口及び生産年齢人口は減少しています。平成29年10月1日現在の人口は、722,157人となっています。

図3-1 人口の推移



年齢不明人口がいるため、年齢層人口の合算値と総人口は一致しない。

3-3 事業所の状況

(1) 事業所数の推移

事業系廃棄物の排出者である本市の事業所の過去8年間の推移を図3-4に示しています。

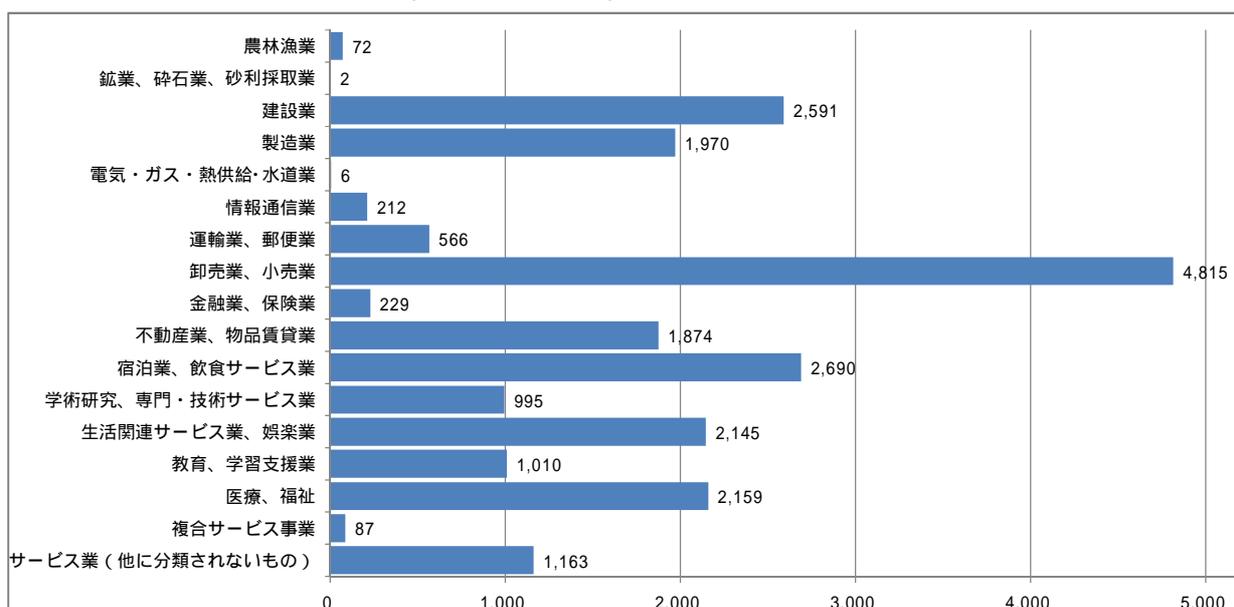
平成21年度以降の事業所数の推移は、平成26年度に増加しているものの、全体としては減少傾向にあり、平成28年度の事業所数は、22,586事業所となっています。

図3-2 事業所数の推移



出典：総務省「経済センサス」

図3-3 産業別の事業所数（平成28年度）



出典：総務省「経済センサス」

3-4 ごみ処理基本計画

(1) 第2次計画の総括

【基本方針1 4Rの推進と循環型スタイルの確立】

第2次計画では、ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行う「4R」に基づき施策を進めてきました。

市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）は、着実に減少しているものの、リサイクル率は横ばいの状況となっていることから、分別の徹底など更なる資源化が課題となっています。

今後、更に「4R」を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や啓発が必要です。外国人を対象とした外国語版パンフレットを活用した啓発や4Rに関心が薄い傾向にある若い世代を対象とした情報発信の充実が必要です。

また、入れ替わりの比較的多い集合住宅については、不動産業者との協力により、入居時等にごみ出しルールの周知啓発を効果的に行うことが必要です。

事業系ごみ排出量は、依然として増加傾向となっていることから、家庭系ごみと同様に、分別の徹底が必要です。

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出については、集積場所の利用者と行政が連携して防止対策を講じることが必要です。

不法投棄量については、減少傾向にありますが、依然として不法投棄が散見されるため、監視カメラの活用、バリケードや啓発看板の設置等の対応が引き続き必要です。

その他、家庭から排出される一般ごみの有料化については、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の向上にもつながる有効な手法の一つであり、一般ごみの排出が増加する場合等に備え、引き続き検討を進めます。

家庭系ごみ・・・一般ごみ＋資源＋粗大ごみ

【基本方針2 資源を循環させる社会システムの構築】

ごみの総排出量とともに資源の収集量については、毎年減少傾向となっていますが、本市で実施したごみの組成調査では、家庭系ごみでは30.4%、事業系ごみでは約11.5%の資源化可能物（紙類、プラ製容器包装等）が依然として含まれています。

更なる資源化を進めるためには、排出・分別ルールの徹底や、木くず・^{せん}剪定枝等の新たな資源化の検討を進めることが必要です。

また、ごみ処理体制の整備については、南・北清掃工場の老朽化に伴う基幹的設備の改修、埋立完了時期を見据えた次期最終処分場の整備等の検討が必要です。

あわせて、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電、蒸気の供給、余剰電力の売電等の有効活用を引き続き推進する必要があります。

さらに、近年各地で発生している大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための体制整備や単身の高齢者等でごみ出しが困難な方について、福祉分野等と連携しながらの支援体制の構築を行う必要があります。

【基本方針3 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり】

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化の保全を担っており、家庭から排出される一般ごみが減少するなど、一定の成果を上げています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施し、協働の輪を広げるとともに連携を強化し、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要があります。

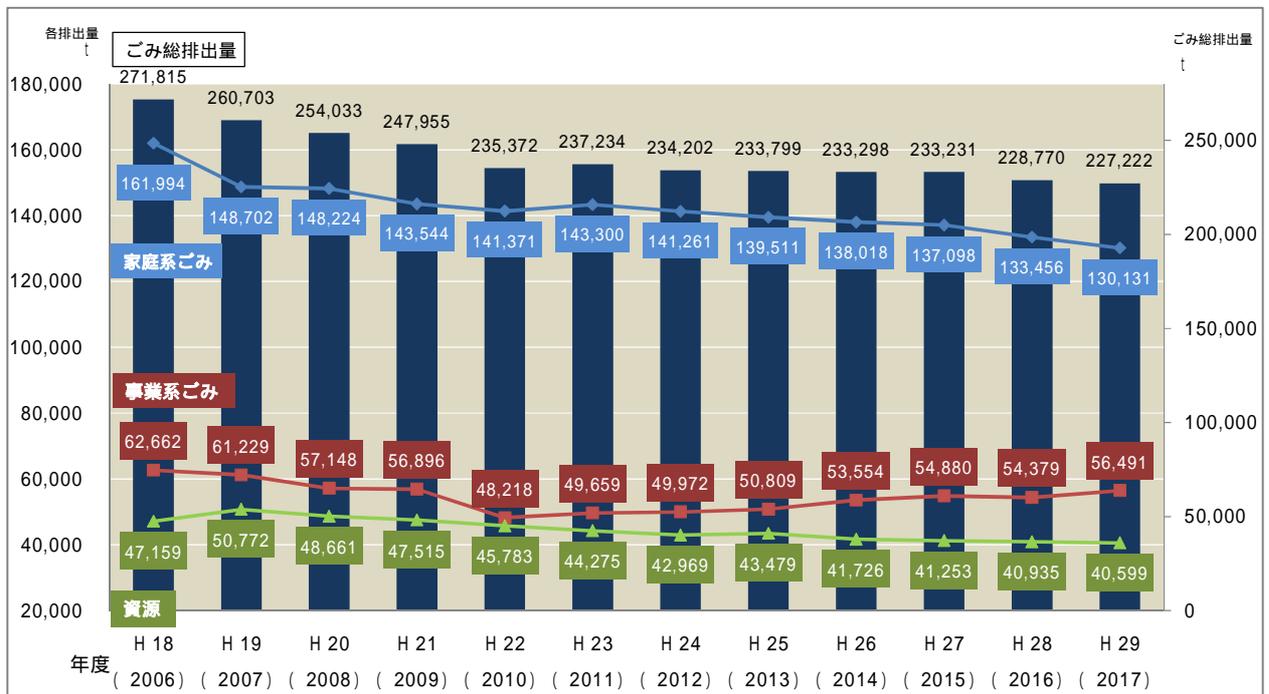
(2) ごみ総排出量の推移

平成29年度のごみ総排出量は227,222トンで、その内訳は、家庭系ごみ(資源を除く。)130,131トン、事業系ごみ56,491トン及び資源40,599トンとなっています。

平成18年度から平成29年度までの状況は、家庭系ごみ(資源を除く。)は31,863トン(19.7%)の減少、資源は6,560トン(13.9%)の減少といずれも減少傾向となっています。

一方、事業系ごみは6,171トン(9.8%)の減少となっていますが、平成23年度以降は、増加傾向となっています。

図3-4 ごみ総排出量の推移



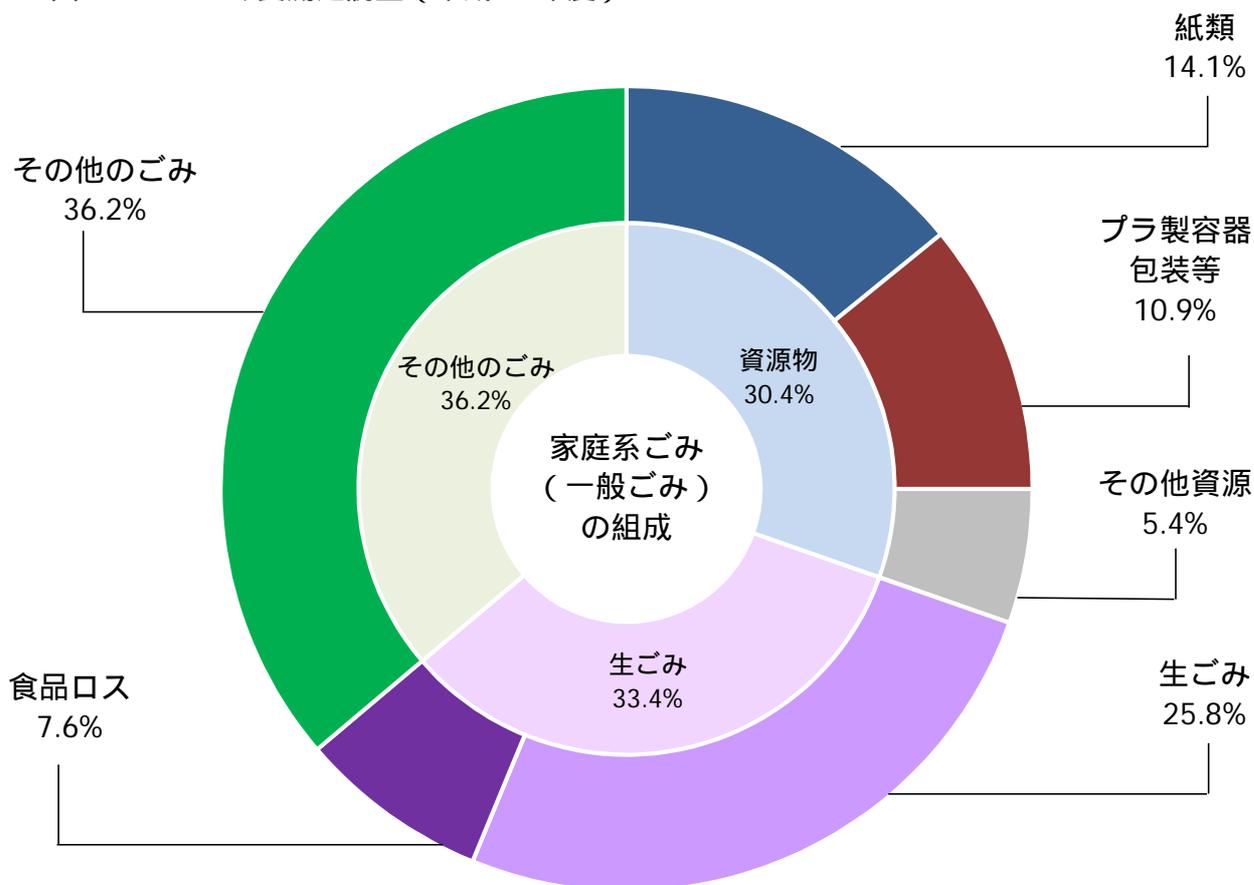
内訳の数字とごみ総排出量は、端数処理により合計値が一致しない。

(3) 家庭系ごみ（一般ごみ）の組成

家庭から排出されたごみの中身を分類すると、分別すれば資源となり得る物が30.4%含まれていました。その主な内容は、広告紙・メモ紙、紙箱類等の紙類が14.1%、お菓子を包んでいるフィルム類、洗剤等を入れているボトル類等のプラスチック製容器包装等が10.9%となっています。

また、生ごみの中には食べ残しや手付かず食品など、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」といわれるものが7.6%含まれていました。

図3-5 ごみ質測定調査（平成29年度）



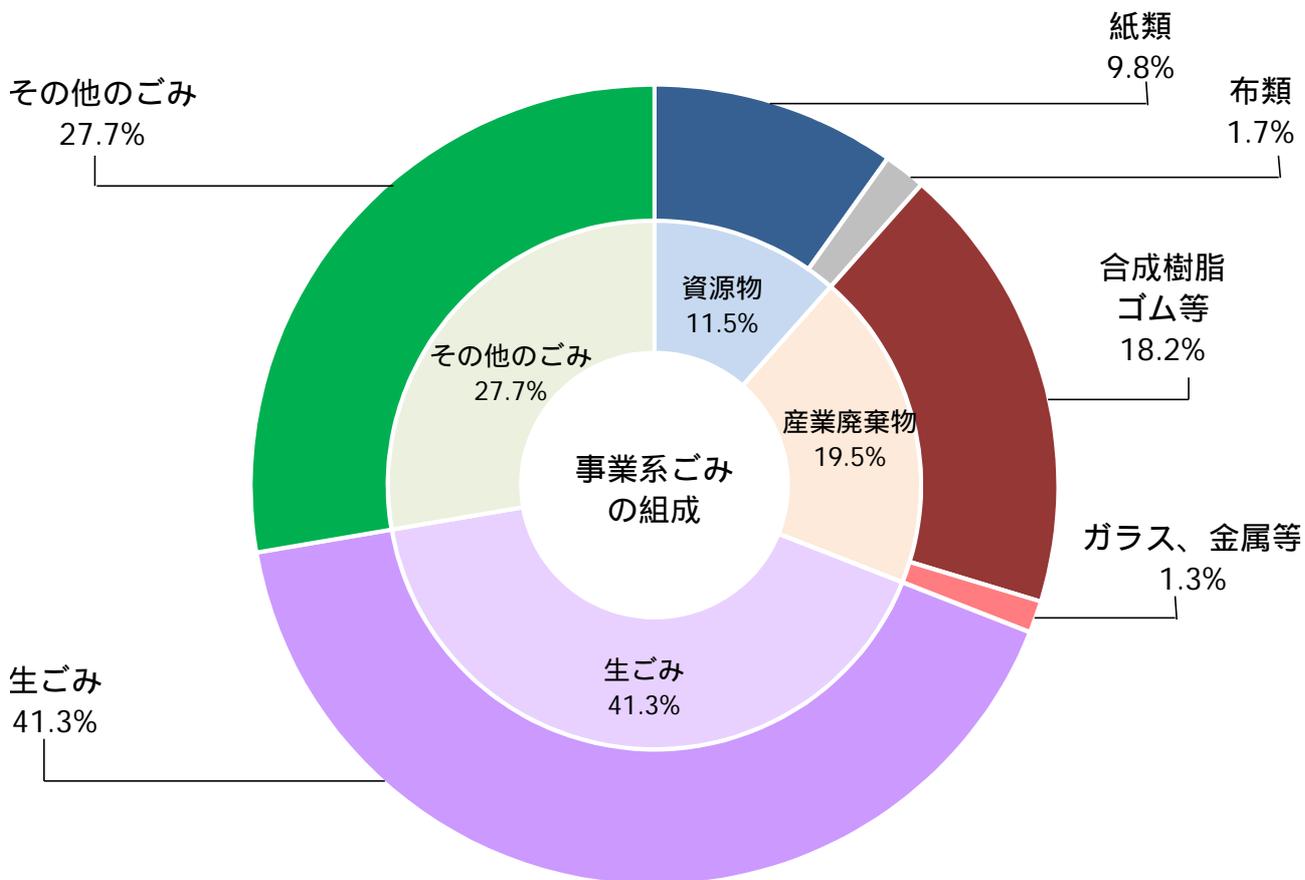
(4) 事業系ごみの組成

事業所から排出されたごみの中身を分類すると、分別すれば資源となり得る物が11.5%含まれていました。その内訳は、オフィス等で使用している紙類が9.8%と、布類が1.7%となっています。

その他に製品等を包むフィルムシート、ペットボトル等の産業廃棄物に該当するものが19.5%含まれていました。

また、生ごみは41.3%と家庭系ごみ（一般ごみ）よりも多くの割合を占めていました。

図3 - 6 事業系一般廃棄物組成分析（平成28年度）



(5) 計画の進捗状況

第2次計画における数値目標の達成状況は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 数値目標の達成状況

数値目標 市民1人1日当たりの家庭ごみ(資源を除く。)排出量

| | | |
|--------------|--------|----------------------------|
| 最終目標(平成30年度) | 480g以下 | |
| 平成29年度実績 | 494g | 目標達成まであと 14g の減量が必要 |

「市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」については、基準年度である平成18年度実績から137gの減量が図られました。計画目標値の達成にはあと14gの減量が必要となります。

数値目標 ごみ総排出量

| | | |
|--------------|-------------|--------------------------------|
| 最終目標(平成30年度) | 223,000トン以下 | |
| 平成29年度実績 | 227,222トン以下 | 目標達成まであと 4,222 トンの減量が必要 |

「ごみ総排出量」については、基準年度である平成18年度実績から44,593トンの減量が図られましたが、計画目標値の達成にはあと4,222トンの減量が必要となります。

数値目標 リサイクル率

| | | |
|--------------|-------|------------------------------|
| 最終目標(平成30年度) | 25%以上 | |
| 平成29年度実績 | 20.0% | 目標達成まであと 5 ポイントの上昇が必要 |

「リサイクル率」については、基準年度である平成18年度実績から1.9ポイント上昇しましたが、計画目標値の達成にはあと5ポイントの上昇が必要となります。

数値目標 最終処分量

| | | |
|--------------|------------|------------------------------|
| 最終目標(平成30年度) | 21,000トン以下 | |
| 平成29年度実績 | 21,796トン以下 | 目標達成まであと 796 トンの減量が必要 |

「最終処分量」については、基準年度である平成18年度実績から11,528トンの減量が図られましたが、計画目標値の達成にはあと796トンの減量が必要となります。

図3-7 数値目標 市民1人1日当たりの家庭ごみ(資源を除く。)排出量の推移

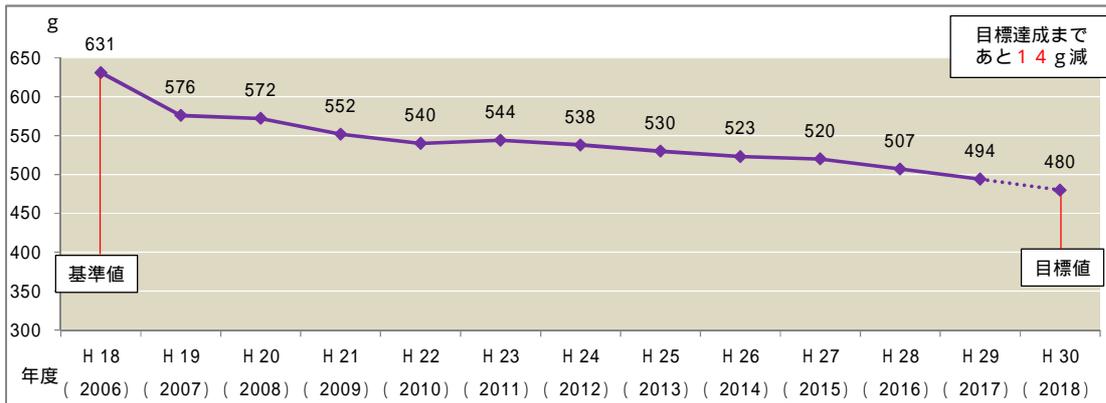


図3-7 数値目標 ごみ総排出量の推移

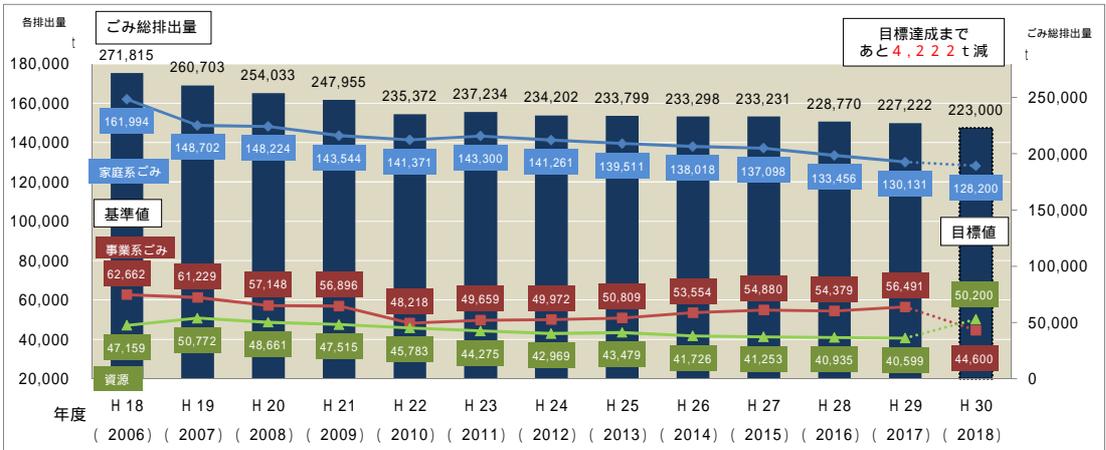
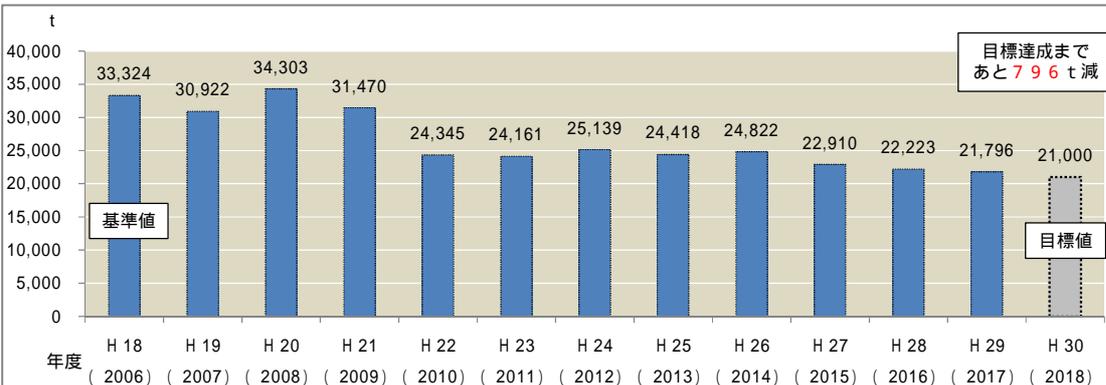


図3-8 数値目標 リサイクル率の推移



図3-9 数値目標 最終処分量の推移



(6) 施策の進捗状況及び課題

基本方針1 4Rの推進と循環型スタイルの確立

基本施策1 環境教育・情報提供・啓発活動

「ごみと資源の日程・出し方」のパンフレットの日本語版及び多言語版を一新するとともに、大学や不動産業者の協力により、学生、集合住宅等の入居者、転入者、自治会未加入者、外国人等に対し、ごみ・資源の分別について、広く周知を行いました。

また、「4R」の発信の場としてリサイクルフェアを開催するとともに、新たな試みとして、橋本台・麻溝台の両りサイクルスクエアにおいてフードドライブを実施しました。

【課題】

「4R」を更に進めるため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や啓発を継続していくことが必要です。

また、環境教育について、主に小学校4年生を対象に実施していますが、対象を拡充し、啓発していく必要があります。

基本施策2 家庭ごみ対策

ごみの減量化・資源化、最終処分場の延命化等を目的として、平成28年10月に一般ごみの収集回数を週3回から週2回へ変更したことにより、ごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民の意識が高まり、一般ごみの量が減少しています。

【課題】

ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行ういわゆる「4R」に基づき施策を進めた結果、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、着実に減少しているものの、リサイクル率は横ばいの状況となっていることから、分別の徹底など更なる資源化が課題となっています。

平成29年度に実施したごみ質測定調査では、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスが一般ごみ全体の7.6%を占めていることから、食品ロスを削減する取組を検討する必要があります。

また、収集回数の変更により、排出量は減少傾向にありますが、今後も推移を注視していく必要があります。

あわせて、更なる市民意識の向上や減量化に向けて、一般ごみの有料化についても検討を進めていく必要があります。

基本施策3 事業系ごみ対策

多量排出事業者については、本市条例に基づき、毎年、減量化等計画書の提出を求めています。

また、中小事業者については、地区別に戸別訪問を実施し、ごみの減量化・資源化の取組事例等を記載したガイドラインを配布するなど、適正排出について指導を行っています。

【課題】

事業系ごみは、平成23年度から平成27年度まで増加し続け、その後も微増傾向にあることから、排出量の削減に向けた取組が必要です。

特に、国内全体の食品ロスのうち外食産業における食品ロスは、約2割に相当することから、食堂、レストラン及び宴会で食べ残されている食品ロスを削減することが必要です。

基本施策4 きれいなまちづくりの推進

相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例（平成9年条例第18号）に基づき、きれいなまちづくりを推進するため、橋本・相模原・相模大野駅周辺のポイ捨て禁止重点地区（空き缶等散乱防止重点地区）においてパトロールを実施し、事業者や市民に対する啓発を図りました。

また、まちの美観の確保や駅前の生活環境の保全を目的として、一部の駅前地区（相模原駅南口地区ほか9地区）において、一般ごみ等の夜間収集を行っています。

不法投棄の防止対策については、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、パトロールの実施及び市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止活動を推進し、津久井地域においては、津久井地域不法投棄防止協議会との共催により、不法投棄撲滅キャンペーンを実施しました。

【課題】

不法投棄回収量は、平成18年度の451トンから平成29年度には164トンへ減少しましたが、依然として不法投棄が散見されるため、監視カメラの活用、バリケードや啓発看板の設置等の対応が必要です。

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出については、集積場所の利用者と行政が連携して対策を講じることが必要です。

基本方針2 資源を循環させる社会システムの構築

基本施策1 リサイクルの推進

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進するため、集団資源回収を行っている団体に奨励金を交付して支援しています。

また、使用済小型家電リサイクル事業では専用の回収ボックスによる回収及びパソコンの対面回収が行われ、「都市鉱山がつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加を呼びかけています。

【課題】

資源の収集量については、減少傾向となっていますが、家庭系ごみの「ごみ質測定調査」（平成29年度実施）では、依然として資源化可能物（紙類、プラ製容器包装等）が30.4%含まれていることから、引き続き、分別の周知徹底が必要です。

また、南・北清掃工場で焼却処理を行っている木くず・剪定枝などの新たな資源化の検討を進めることも必要です。

基本施策2 ごみ処理体制の整備

北清掃工場の長寿命化を図る基幹的設備等改良工事に着手しました。
また、旧南清掃工場を解体した跡地に南部粗大ごみ受入施設及び麻溝台リサイクルスクエアを整備しました。
さらに、国や県の計画や指針の改定に合わせて「相模原市災害廃棄物等処理計画」の見直しを行いました。

【課題】

ごみ処理体制の整備については、南・北清掃工場の老朽化への対応や、埋立完了時期を踏まえた次期最終処分場の整備の検討が必要です。

あわせて、近年各地で発生している大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための体制整備が必要です。

また、単身の高齢者等でごみ出しが困難な方などへの支援体制の整備について、福祉分野等と連携しながら検討を進める必要があります。

基本方針3 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

基本施策1 市民・事業者・行政の協働による仕組みづくり

【課題】

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識や生活環境の美化の向上を図る上で大きな役割を担っています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施し、協働の輪を広げるとともに、更に連携の強化を図りながら「ごみにしない」・「ごみを出さない」環境づくりが求められています。

3-5 生活排水処理基本計画

(1) 第2次計画の総括

【基本方針1 自然環境への負荷の低減】

生活排水対策の推進に向けて、広報さがみはらや市のホームページにおいて、下水道の仕組みや浄化槽の検査、点検、清掃の実施等、啓発活動を進めてきました。

また、公共下水道の整備に努めるとともに、整備された地域については速やかな下水道への接続を指導し、下水道整備の区域外については、くみ取り便槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すとともに、ダム集水区域については高度処理型合併浄化槽の設置の推進を図ってきました。

本市のダム集水区域では、公共下水道の整備率が70.7%であり、公共下水道の整備を更に進めるとともに、高度処理型合併浄化槽の整備を引き続き推進する必要があります。

また、既に設置された浄化槽については適正な維持管理を行うことが必要です。

【基本方針2 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保】

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集件数や収集量が減少していることから効率的な収集運搬体制の検討及び収集コースの見直しを行うとともに、マンション等に設置されているディスポーザー排水システム から生じる汚泥の収集運搬を平成28年4月から許可制に移行しました。

また、し尿・浄化槽汚泥等の処理施設については、東清掃事業所を平成27年9月に閉鎖し、平成28年3月に津久井クリーンセンターし尿処理施設を建替整備したことにより、し尿・浄化槽汚泥等の処理施設の一元化を図りました。

さらに、旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから浄化槽清掃手数料の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽手数料に対する助成を引き続き行いました。

今後は、浄化槽清掃手数料の不均衡を解消するため、適正な収集運搬体制の在り方について検討を進める必要があります。

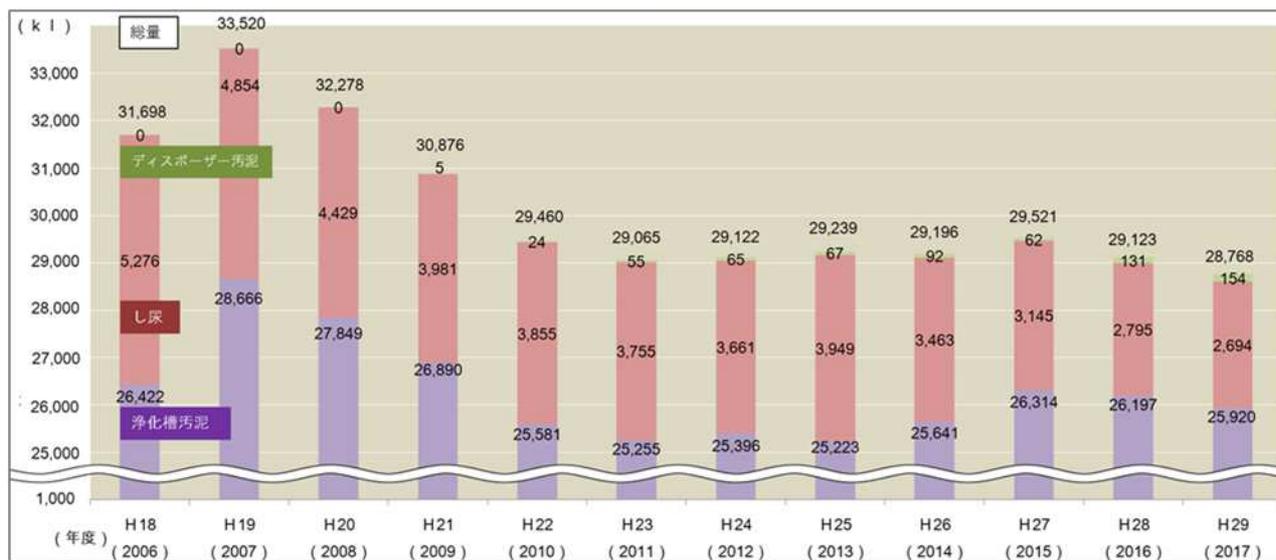
ディスポーザー…家庭の台所等の排水口の下に取り付けて、調理の際に出る野菜くず等の生ごみを細かく砕き、排水と一緒に流す装置
 粉碎した生ごみを、生物処理したり乾燥させたりして水分のみを公共下水道に流すものをディスポーザー排水処理システムという。

(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移

し尿の処理量は、平成25年度から減少を続けていますが、浄化槽汚泥の処理量は平成25年度から平成27年度までにかけて微増し、平成28年度以降は減少しています。

また、マンション等のディスポーザーから排出される汚泥の処理量は、平成27年度を除き増加傾向にあります。

図3-10 し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移



(3) 計画の進捗状況

第2次計画における数値目標の達成状況は、次のとおりです。

表3 - 2 数値目標の達成状況

数値目標 生活排水処理率

最終目標（平成30年度） 99.5%以上

平成29年度実績 97.7% 目標達成まであと**1.8**ポイントの上昇が必要

「生活排水処理率」については、基準年度である平成23年度実績から0.6ポイント上昇しましたが、計画目標の達成にはあと1.8ポイントの上昇が必要となります。

図3 - 1 1 生活排水処理率の推移



(4) 施策の進捗状況及び課題

基本方針 1 自然環境への負荷の低減

基本施策 1 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や指導等の強化

生活排水対策の推進に向けた普及啓発については、広報さがみはらや市ホームページで下水道の仕組みや浄化槽の検査、点検、清掃の実施等について、啓発活動を進めました。

また、公共下水道整備済の区域における下水道未接続の市民に対する接続促進については、平成 22 年度から平成 29 年度までの間に、毎年平均で 562 件の指導を行いました。

基本施策 2 公共下水道による生活排水処理の改善

本市に降雨する水がダム湖に直接流入する「ダム集水区域」とその下流の「ダム集水区域外」に分けて公共下水道の整備状況を見ると、平成 18 年度から平成 29 年度までの整備状況は、「ダム集水区域」では 19.5 ポイント増加の 70.7%で、更に下水道整備を進めていく必要があります。

一方で、「ダム集水区域外」では 1.0 ポイント増加の 99.4%で、下水道整備がおおむね達成している状況にあります。

公共下水道の整備については、生活排水処理施設の未整備区域において、平成 38 年度までに整備完了を目指しています。

基本施策 3 合併処理浄化槽の普及促進

ダム集水区域外の合併処理浄化槽区域の設置補助金制度については、汲み取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、撤去費の一部を補助対象とするなどの制度の見直しを行いました。

基本施策 4 高度処理型合併浄化槽の設置の推進

高度処理型合併浄化槽については、平成 28 年度から工事店が設置申請を行う制度を設け、設置数の向上を図りました。

基本施策 5 浄化槽の適正な維持管理の促進

個人管理である合併処理浄化槽は、適正な維持管理を行うことで、その性能が発揮されることから、広報さがみはらや市ホームページにおいて周知・啓発を行いました。

基本施策 6 津久井地域における浄化槽清掃手数料の助成

旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから、浄化槽清掃手数料の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成を行っています。

【課題】

相模原市のダム集水区域における公共下水道の整備率は、約 71%となっており、更に整備を進める必要があります。

健全な水環境を確保するため、雨水の浸透を進め、地下水や河川水を確保するとともにダム集水区域での公共下水道の更に整備することで自然環境の保全を図る必要があります。

さらに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、窒素・リンが除去できる下水道に代わる施設として整備を進めている高度処理型合併浄化槽の平成 29 年度の整備率が 18.1%であり、更に普及を図っていく必要があります。

なお、下水道整備区域内においていまだ接続がされていない家屋については、河川の水質保全等の観点から速やかに接続するよう積極的に働きかけを行う必要があります。

基本方針 2 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

基本施策 1・基本施策 4

し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬体制の検討及びディスポーザー排水処理システムからの汚泥収集・処理体制の整備

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集量は減少することが見込まれます。また、マンション等に設置されているディスポーザーから生じる汚泥の収集運搬については、平成 28 年 4 月から許可制に移行しました。

基本施策 2・基本施策 3

し尿処理施設の整備及び適正な処理体制の確保

し尿処理施設の整備については、東清掃事業所を平成 27 年 9 月に閉鎖し、平成 28 年 3 月に津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備を行いました。

【課題】

津久井地域の浄化槽清掃に関して、旧相模原市の区域と市民負担等の均衡を図ることや浄化槽の適正管理を促進するため、引き続き助成を行う必要があります。



分別戦隊シゲンジャー
ボトルブルー

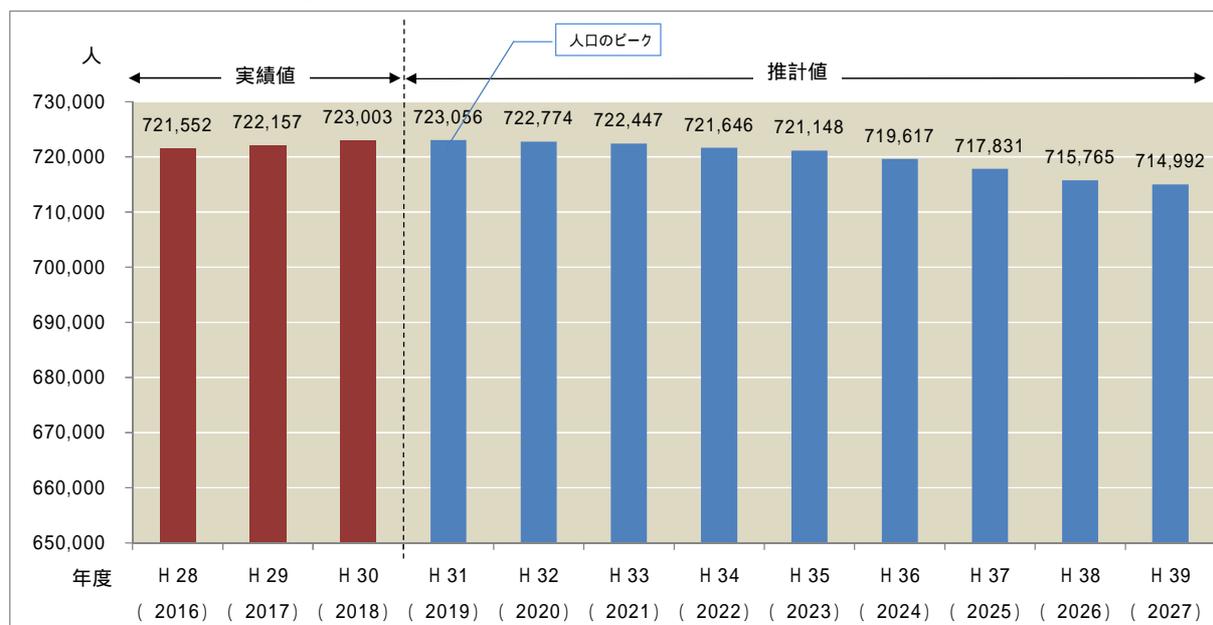
第4章

将来推計

4-1 人口の見通し

本市の人口の将来推計は、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（詳細版）によると、平成31年度の723,056人をピークに減少に転じ、この基本計画の目標年度の平成39年度には714,992人になる見込みです。

図4-1 人口の将来推計



出典：さがみはら都市みらい研究所
「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（詳細版）」（平成30年）

4-2 ごみ・生活排水の将来推計

(1) 家庭系ごみ排出量

人口が平成31年度をピークに減少していく見込みであるため、一般ごみ及び粗大ごみ排出量と資源排出量は微減傾向で推移していくことが予測されます。

図4-2 一般ごみ及び粗大ごみ排出量の将来推計

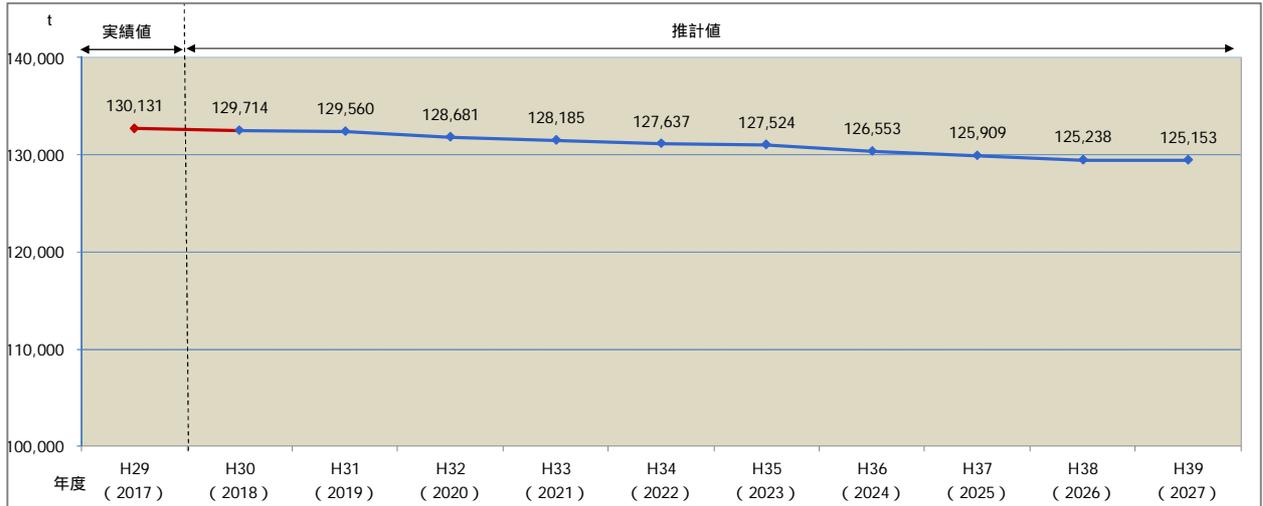
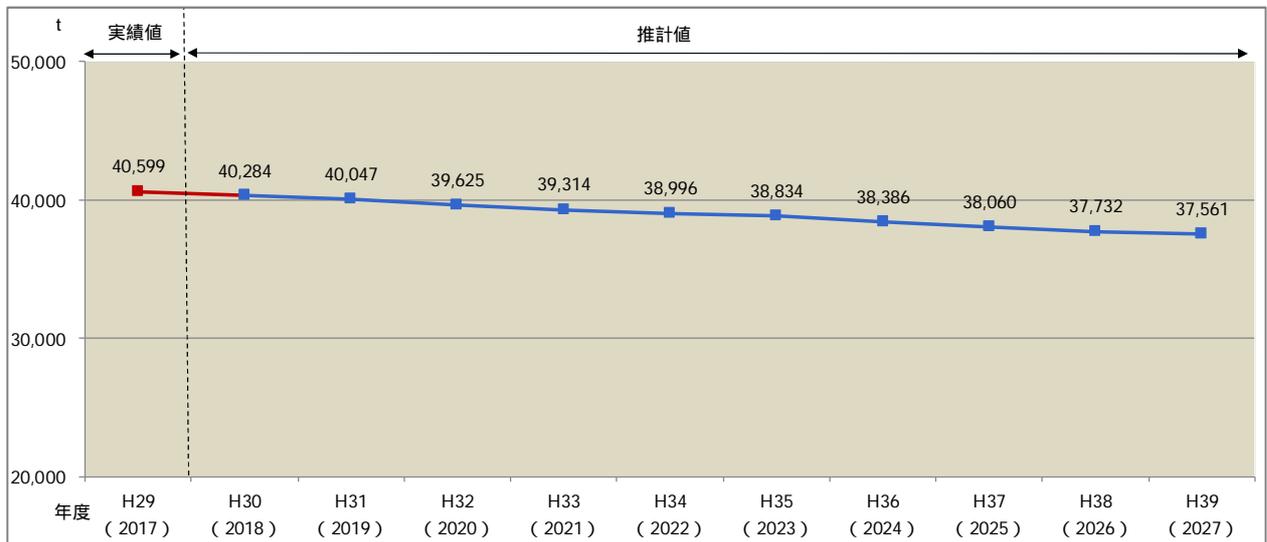


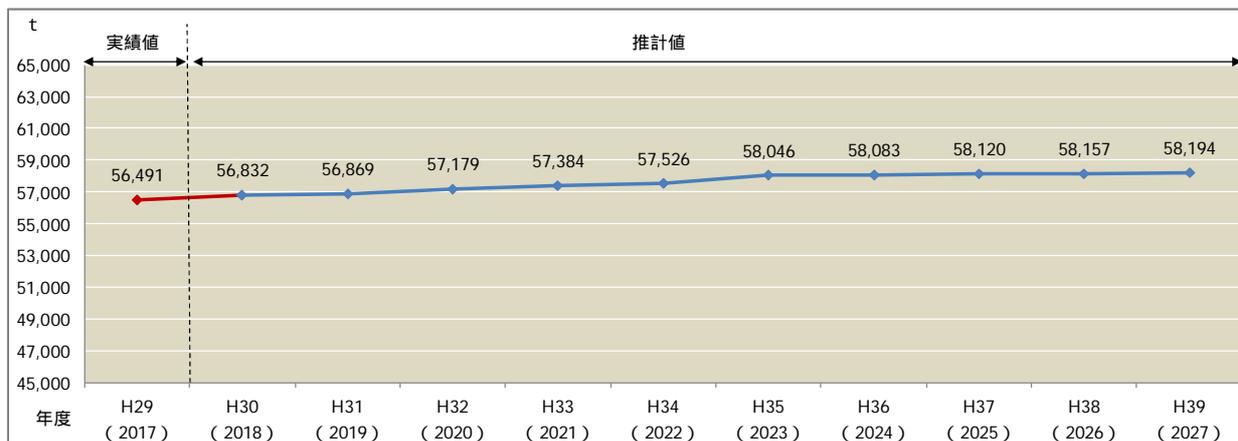
図4-3 資源排出量の将来推計



(2) 事業系ごみ排出量

近年、増加傾向にある事業系ごみは、今後、開発による事業者数の増加が見込まれるため、微増傾向で推移していくことが予測されます。

図4-4 事業系ごみ排出量の将来推計



(3) し尿・浄化槽汚泥等排出量

過去の排出量や将来人口推計から、し尿排出量は減少傾向、浄化槽汚泥排出量とディスポーザー汚泥は増加傾向で推移していくことが予測されます。

図4-5 し尿排出量の将来推計

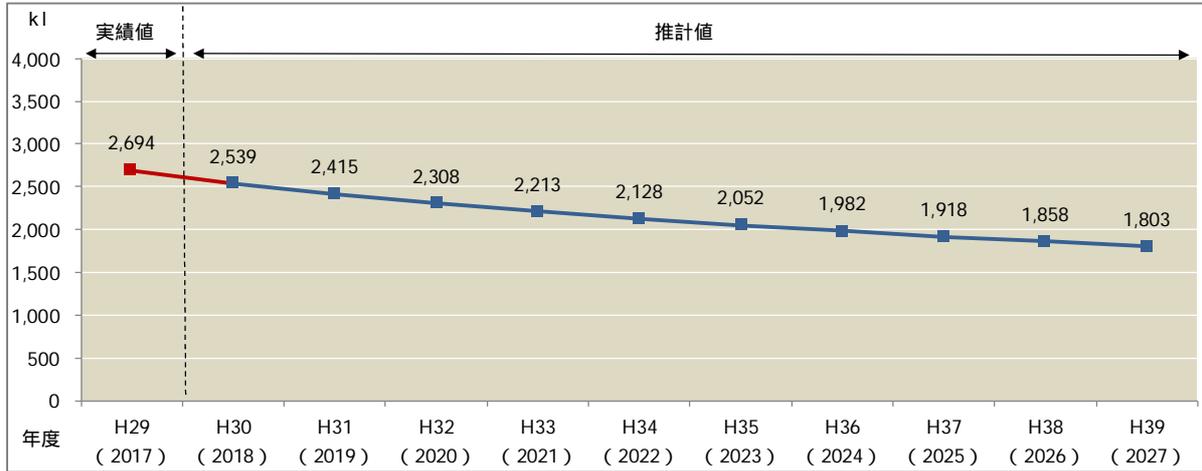


図4-6 浄化槽汚泥排出量の将来推計

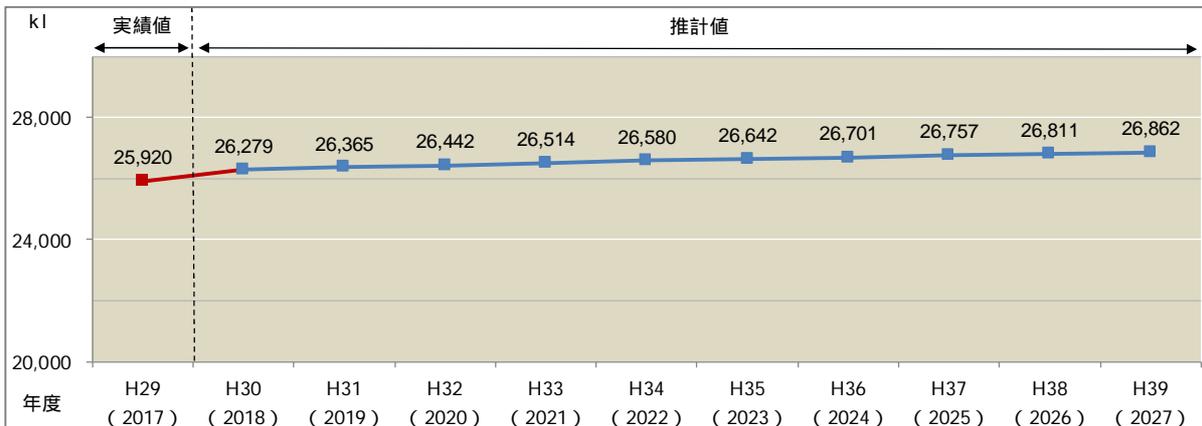
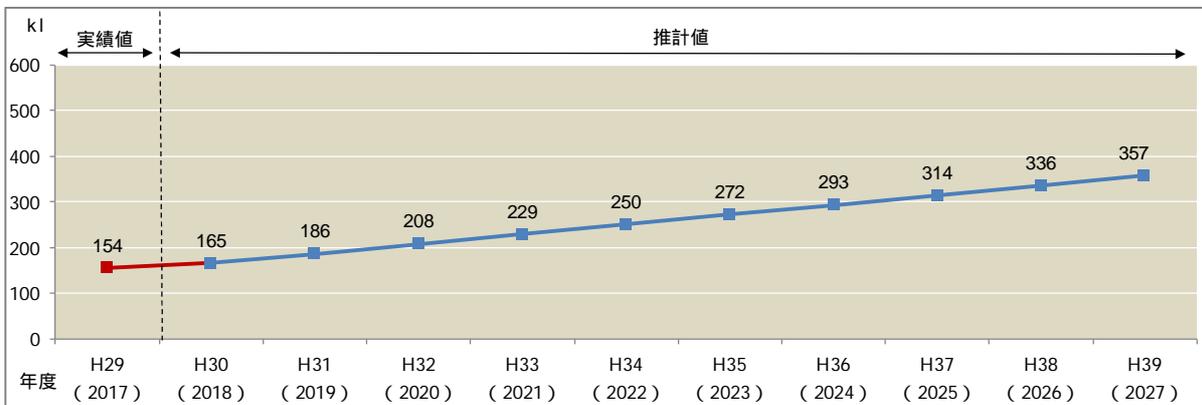


図4-7 ディスポーザー汚泥排出量の将来推計





分別戦隊シゲンジャー
ペーパーピンク

第5章

目指す姿

5-1 基本理念

基本理念



第3次計画では、第2次計画の取組を継承し、安心して生活できる環境を築くために、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を基本理念として掲げます。

相模原市では、これまで「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の理念を掲げ、私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルへ転換することを目指し、様々な施策に取り組んできました。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、第3次計画においては、三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

5-2 取組の柱

取組の柱 ごみの更なる削減

ごみ総排出量は、第2次計画の基準年度である平成18年度の27.2万トンに比べて約16%削減されましたが、まだ、多量のごみが排出され、事業系ごみについては、増加傾向にあります。

更にごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。

取組の柱 ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努めます。

取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェア、各種キャンペーン等の事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化の保全に大きな役割を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少などの成果につながっています。

今後も、市民・事業者・行政がより積極的に連携の強化を図るとともに、それぞれが独自に啓発活動や美化活動に取り組むことにより、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めます。

取組の柱 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を推進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進めます。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進します。

取組の柱 大規模災害への備え

東日本大震災や熊本地震で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進めます。

5-3 数値目標

ごみ及び生活排水の基本となる「数値目標」を3項目設定するとともに、重点的な取組が必要な分野について「サブ指標」を4項目設定します。それぞれの数値については、過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して設定しています。

なお、生活排水処理基本計画における数値目標等は、策定中の神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図り設定しています。

(1) ごみ処理における数値目標

- ア 資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。
- イ ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用（溶融スラグの有効活用等）による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。
- ウ 総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」、「食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。
- エ ごみ総排出量に含まれる効果指標のうち事業系ごみの減量化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。

表5-1 ごみ処理における数値目標

数値目標1 ごみ総排出量

| | | |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 基準年度 | 平成29(2017)年度 | 227,222 t |
| 中間目標 | 平成35(2023)年度 | 220,000 t 以下 |
| 計画目標 | 平成39(2027)年度 | 216,000 t 以下 |

数値目標2 最終処分量

| | | |
|-------------|---------------------|--------------------|
| 基準年度 | 平成29(2017)年度 | 21,796 t |
| 中間目標 | 平成35(2023)年度 | 21,000 t 以下 |
| 計画目標 | 平成39(2027)年度 | 20,000 t 以下 |

サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）

| | | |
|-------------|---------------------|-----------------|
| 基準年度 | 平成29(2017)年度 | 494 g |
| 中間目標 | 平成35(2023)年度 | 480 g 以下 |
| 計画目標 | 平成39(2027)年度 | 465 g 以下 |

サブ指標2 食品ロス排出量

| | | |
|-------------|---------------------|-------------------|
| 基準年度 | 平成29(2017)年度 | 9,326 t |
| 中間目標 | 平成35(2023)年度 | 8,500 t 以下 |
| 計画目標 | 平成39(2027)年度 | 7,900 t 以下 |

サブ指標3 事業系ごみ排出量

| | | |
|-------------|---------------------|--------------------|
| 基準年度 | 平成29(2017)年度 | 56,491 t |
| 中間目標 | 平成35(2023)年度 | 55,000 t 以下 |
| 計画目標 | 平成39(2027)年度 | 54,000 t 以下 |

(2) 数値目標達成に向けたごみ量等の推移

図5-1 数値目標1 ごみ総排出量の推移

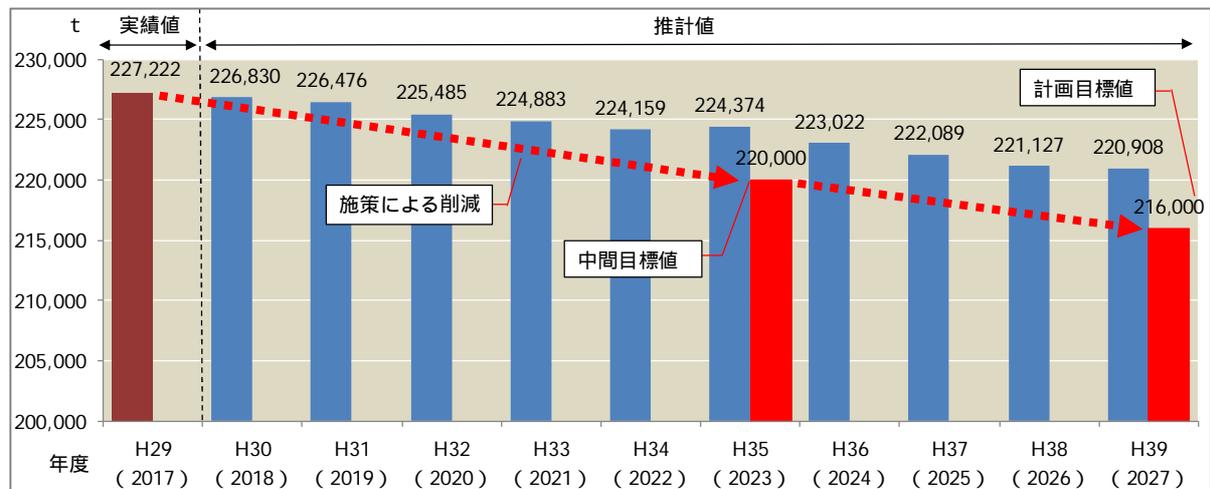


図5-2 数値目標2 最終処分量の推移

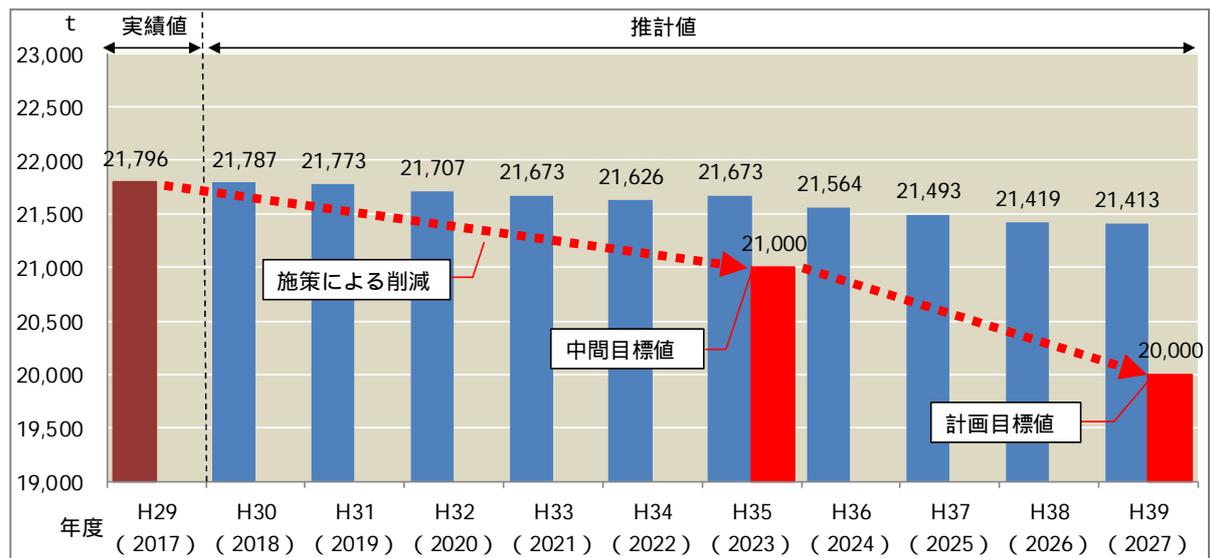


図5-3 サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く。)の推移

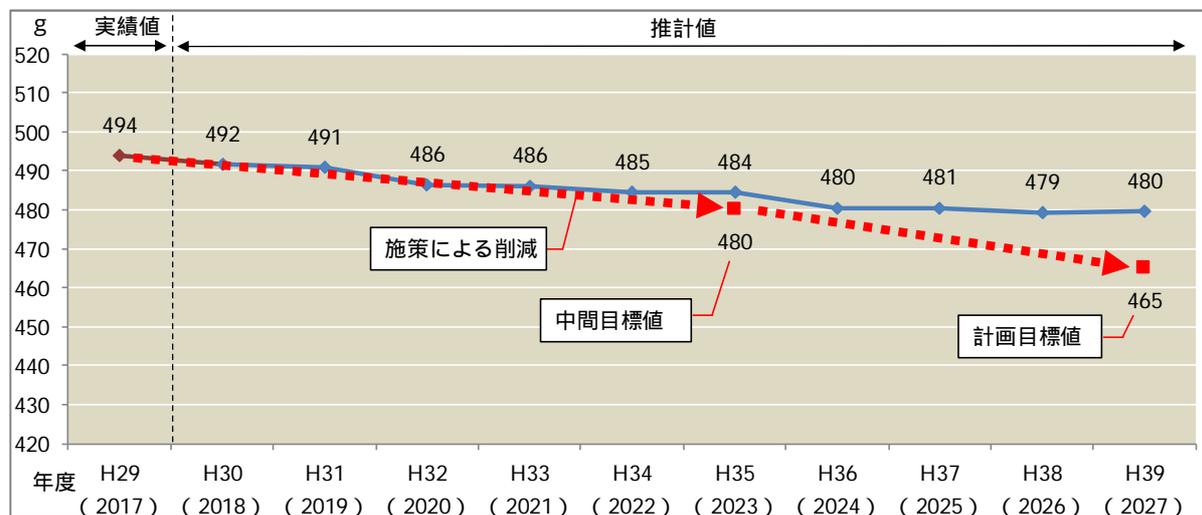
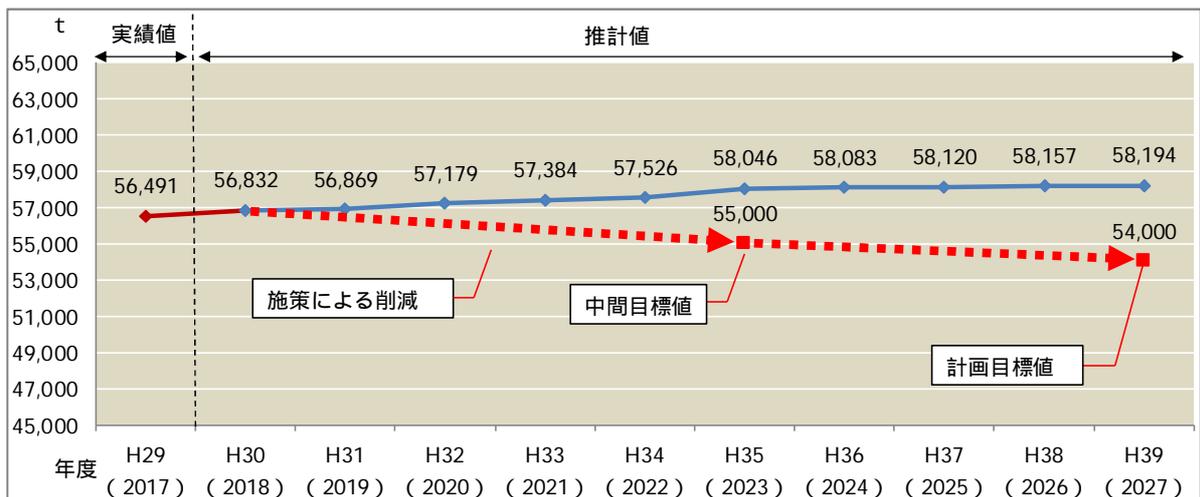


図5-4 サブ指標2 食品ロス排出量の推移



図5-5 サブ指標3 事業系ごみ排出量の推移



(3) 生活排水処理における数値目標

ア 下水道整備や高度処理型合併浄化槽による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。

イ ダム集水区域における生活排水の適正処理の推進状況を把握するため、「ダム集水区域の公共下水道整備率」をサブ指標として設定します。

表5 - 2 生活排水処理における数値目標

数値目標1 生活排水処理率

基準年度 平成29(2017)年度 97.7%

中間目標 平成35(2023)年度 98.8%

計画目標 平成39(2027)年度 99.6%

サブ指標1 ダム集水区域の公共下水道整備率

基準年度 平成29(2017)年度 70.7%

中間目標 平成35(2023)年度 88.3%

計画目標 平成39(2027)年度 100%

(4) 数値目標達成に向けた生活排水処理率等の推移

図5-6 数値目標3 生活排水処理率

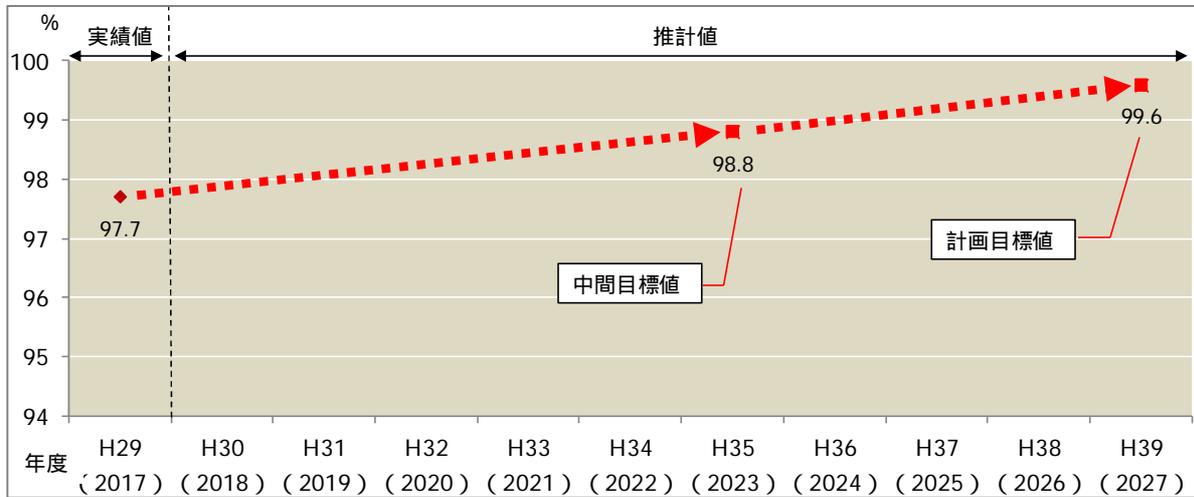
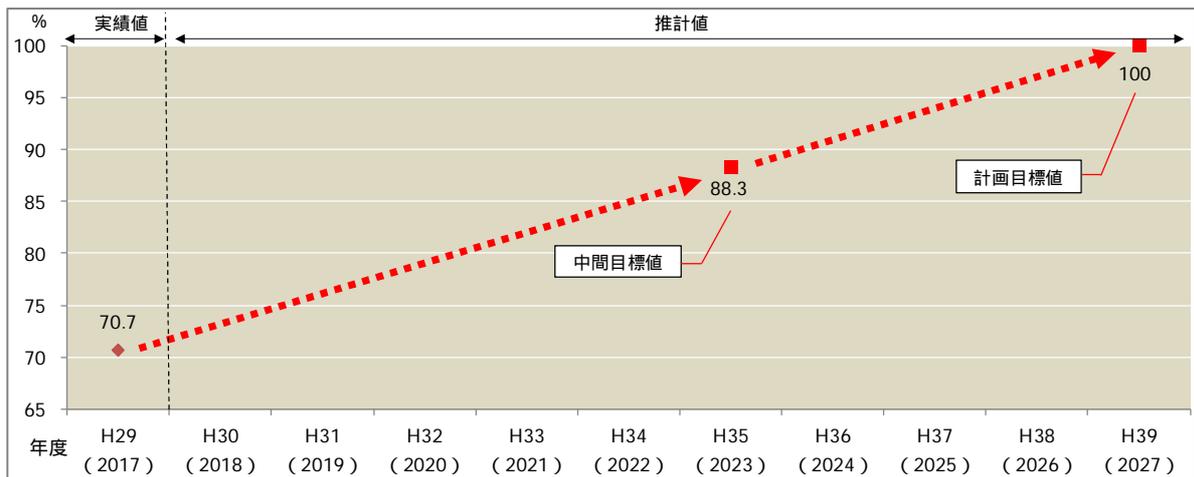


図5-7 サブ指標5 ダム集水区域の公共下水道整備率





分別戦隊シゲンジャー
ブラホワイト

第6章

目標達成に向けた施策

6-1 施策の展開

(1) 施策体系

| 基本理念 | 取組の柱 | 基本施策 | 実施事業 |
|--|---------------|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ともにつくる 資源循環都市 さがみはら</p> | 取組の柱 | <p>基本施策 1</p> <p>家庭系ごみの減量化・資源化</p> | <p>1 生ごみ・食品ロスの削減</p> <p>2 過剰包装やレジ袋等の削減</p> <p>3 ごみの資源化の拡大</p> <p>4 リユースの促進</p> <p>5 4Rに関する情報発信や環境教育の推進</p> <p>6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究</p> |
| | ごみの更なる削減 | <p>基本施策 2</p> <p>事業系ごみの減量化・資源化</p> | <p>1 生ごみ・食品ロスの削減</p> <p>2 ごみの資源化の拡大</p> <p>3 適正排出の推進</p> <p>4 4Rに関する情報発信</p> <p>5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究</p> |
| | 取組の柱 | <p>基本施策 1</p> <p>ごみ処理体制の整備</p> | <p>1 一般廃棄物処理施設の整備</p> <p>2 エネルギーや資源の有効活用</p> <p>3 収集運搬体制等の整備</p> |
| | ごみの適正な処理 | <p>基本施策 2</p> <p>不適正処理防止対策</p> | <p>1 不法投棄防止対策の推進</p> <p>2 持ち去り行為対策の推進</p> <p>3 不用品の違法回収対策の推進</p> |
| | 取組の柱 | | <p>1 きれいなまちづくりの推進</p> <p>2 生ごみ・食品ロスの削減</p> <p>3 ごみの資源化の拡大</p> <p>4 不法投棄防止対策の推進</p> |
| | ごみゼロに向けた協働の推進 | | |
| 取組の柱 | 生活排水の適正な処理 | | <p>1 公共下水道の整備の推進</p> <p>2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進</p> <p>4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進</p> <p>5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築</p> <p>6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理</p> |
| 取組の柱 | 大規模災害への備え | <p>基本施策 1</p> <p>災害廃棄物等処理体制の整備</p> | <p>1 災害廃棄物等の処理への備え</p> <p>2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し</p> <p>3 災害時のごみの排出方法等の広報</p> |
| | | <p>基本施策 2</p> <p>応援・受援体制の整備</p> | <p>1 他自治体との相互支援体制の強化</p> <p>2 民間事業者との協力関係の強化</p> <p>3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化</p> |

計画の基本的事項

ごみ処理の現状

第2次計画の総括

将来推計

目指す姿

目標達成に向けた施策

資料編

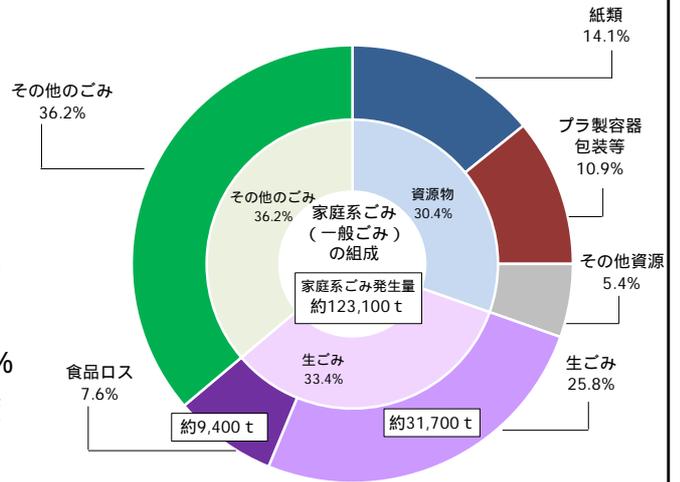
(2) 重点施策

本市の喫緊の課題及び国内外で取組が求められている課題から、重点的に取り組むべき3つの項目を設定します。

生ごみ・食品ロスの削減

家庭系ごみの排出量は、毎年減少してきているものの、「ごみ質測定調査」では、ごみの中に、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスが家庭から排出される一般ごみの7.6%（約0.9万トン）を占めていることから、生ごみの減量と併せて食品ロス削減の対策など更なる取組を進めます。

また、事業系ごみについても、生ごみが41.3%（約2.3万トン）を占めており、家庭系ごみ対策と同様に生ごみ・食品ロスの削減の取組を進めます。なお、サブ指標として「食品ロス排出量」を設定し、進行管理を行います。

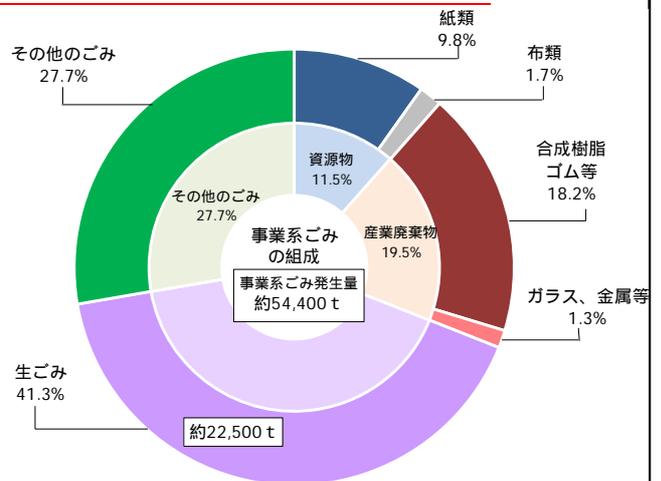


家庭系ごみの組成
ごみ質測定調査 (平成 29 年度)

事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみは、近年増加傾向にあります。

この事業系ごみについては、市内事業所数など、経済状況による外的な要因の影響を受ける傾向にあります。この事業系ごみについては、「事業系一般廃棄物組成分析調査」では、産業廃棄物や紙類などの資源化可能物も含まれている状況があることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていきます。なお、サブ指標として「事業系ごみの排出量」を設定し、進行管理を行います。



事業系ごみの組成
事業系一般廃棄物組成分析調査 (平成 28 年度)

大規模災害への備え

大規模災害時において、災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

また、熊本地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。



6-2 ごみ処理基本計画



基本施策 1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、市が毎年実施しているごみ質測定調査では、家庭から排出されたごみの30.4%（約3.7万トン）は、資源化が可能な紙やプラ製容器包装であることが明らかになっています。この資源を分別することにより更なるごみの減量化が可能です。

また、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の7.6%（約0.9万トン）を占めており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロスの対策など、更なる取組が必要です。

実施事業 1 生ごみ・食品ロスの削減

| | |
|-------|-------|
| リフューズ | リデュース |
| リユース | リサイクル |

本市の家庭から出されるごみのうち、全体の33.4%（約4.1万トン）が生ごみで、さらにこの生ごみの約80%（約3.3万トン）を水分が占めています。また、市内の事業所から出されるごみのうち、全体の41.3%（約2.3万トン）が生ごみです。

また、家庭から出される一般ごみの全体の7.6%（約0.9万トン）は、まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスとなっていることから、ごみの中でも大半を占める生ごみや食品ロスの削減について、取組を強化する必要があります。

生ごみを減らすためには、「排出する際に水切りを行う」、「食材を使い切る」、「作ったものを食べきる」こと等の取組が重要です。

また、最近では、各家庭や各事業所において、生ごみの堆肥化など、食品のリサイクルに関する取組が広がっています。

さらに、新たな取組として、家庭から食品を提供してもらい、子ども食堂などに届ける、「フードドライブ」が全国的に広がっており、食品ロス削減の観点からも重要な取組となっています。

フードドライブ…家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動

市民の取組

「水切り」の徹底

「食品の食べきり」の徹底

「食材の使い切り」の徹底

「食材の有効活用（エコクッキング）」の実施

消費期限や賞味期限の正しい理解

食べられる量をもとにした買物や調理

フードドライブへの協力

生ごみ処理容器などを活用した生ごみの堆肥化の実施

事業者の取組

消費者のニーズに合わせた量り売りや小分け売りの実施

店舗での食品ロス削減のPR活動

行政の取組

食品ロス削減のPR活動

食品ロス削減のための講座の開催

生ごみ処理容器の利用促進

「水切り」の促進

市内の循環に向けたフードドライブの推進

他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組

実施事業2 過剰包装やレジ袋等の削減

リフューズ リデュース
リユース リサイクル

家庭系ごみの中には、商品を包む包装紙やスーパーのレジ袋等も排出されています。商品の製造段階では、簡易包装の商品が開発され、安価な設定とされているものもあります。

また、多くのスーパー等の小売店では、レジ袋の有料化や使用しない場合のポイント付与などにより、レジ袋の削減に取り組んでいます。

レジ袋等は、ごみの発生につながるとともに、海洋生物への影響が問題となっており、プラスチック製品そのものの利用削減の動きが、国内外で活発化しています。

市民の取組

- 簡易包装、詰め替え商品等の選択
- 割り箸、プラスチック製品のスプーン・ストロー等の利用削減
- 物を大切に長く使う生活スタイルへの転換
- マイバッグの利用によるレジ袋の利用削減
- マイボトルの利用によるペットボトル等の利用削減

事業者の取組

- 簡易包装の導入の推進
- 容器、包装材等の回収の推進
- 簡易包装商品やマイバッグ・マイボトル利用時の割引等の取組の推進

行政の取組

- マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進
- マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化
- レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化
- 不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供

実施事業3 ごみの資源化の拡大



資源化を進めるためには、適切なおみの分別が欠かせません。

びん、缶、紙類などの資源の回収は、ごみ・資源集積場所での行政による回収のほか、子ども会や自治会等の団体が行っている「集団資源回収」があります。「集団資源回収」は、身近な環境教育の場や地域のコミュニティづくりとしての機能も有しています。集団資源回収の取組の拡大により、地域に根ざしたごみの減量化と資源の有効利用が進むことが期待されます。

また、更なる資源化を図る観点から、^{せん}剪定枝等の新たなリサイクルシステムの構築に向けて取組を進めるとともに、使用済の小型家電製品に含まれる金、銀、銅等の有用金属のリサイクルについても、さらに拡大を図っていく必要があります。

市民の取組

ごみ排出ルールに基づく分別の徹底
「集団資源回収」の取組の拡大

事業者の取組

資源化が可能な容器や包装材等の開発・利用の推進
容器、包装材等の回収・資源化の取組の推進

行政の取組

「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援
「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」と連携した使用済小型家電回収の取組の推進
使用済小型家電の資源回収ボックスの効果的な設置の検討
事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進
ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度や割引制度導入の促進
家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討
新たな資源化に関する調査研究
「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ

実施事業4 リユースの促進

リユース リサイクル
リユース リサイクル

近年、フリーマーケット、リサイクルショップ及びフリマアプリの利用など、モノを大切に、繰り返し使うという暮らしの文化も定着してきました。自分が不用になったモノでも使ってくれる人を探してみる、壊れたモノも修理して使うこと等は、ごみの減量化につながるだけでなく、資源や環境にやさしい行動でもあります。

本市には、リユース・リサイクルに取り組む拠点として、「橋本台リサイクルスクエア」と「麻溝台リサイクルスクエア」の2つの施設があり、粗大ごみとして排出された家具の一部を清掃・修理し、市民に提供しています。

また、ごみの減量化・資源化に係る各種の情報を提供しており、今後も4Rに関する事業や情報の提供を強化していきます。

市民の取組

- フリーマーケット、リユースショップ等の活用
- リサイクルスクエアの掲示板等によるリユース品の活用
- リターナブル（再利用できる）容器を使用した商品の選択

事業者の取組

リユース品の活用

行政の取組

卒業や転居の際に排出される家具等のリユースの促進

橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具提供の継続

リサイクルスクエアにおける情報発信の強化

フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPRの推進

ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討

実施事業 5 4 R に関する情報発信や環境教育の推進

リフューズ リデュース
リユース リサイクル

多くの市民が4 Rに関する理解を深め、日常生活でごみの減量化・資源化に取り組んでいくためには、様々な機会を捉えて4 Rの大切さを発信することが必要です。

特に、本市の分別ルールに慣れていない転入者、外国人及びごみの減量化・資源化への関心が低い若い世代を中心に情報提供を行っていきます。

また、ごみ・資源の収集量、集団資源回収の実績及び資源の行方など、現状や取組の効果について、写真・イラスト、映像等により分かりやすく「見える化」し、情報提供の充実を図るとともに、入れ替わりの比較的多い集合住宅や大学生への情報提供については、不動産業者や大学との連携により、個別に情報が届くような工夫を行っていきます。

さらに、地域のコミュニティづくりとしての機能も有している「集団資源回収」への参加などを通じて、ごみの減量化・資源化の大切さについて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で学び、行動することを目指します。

市民の取組

「集団資源回収」の取組の拡大

事業者の取組

「集団資源回収」への参加

行政の取組

ごみ排出ルールの周知・啓発

ごみ・資源集積場所のルールの徹底

継続的な環境教育の推進

不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供

外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発

学校や企業への出前講座の拡大

若い世代を対象としたワークショップ等の実施

ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進

不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討

環境に配慮した消費活動に関する情報の提供

「さがみ風っ子 ISO」の取組の推進

実施事業 6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

リフューズ リデュース
リユース リサイクル

家庭から排出される一般ごみの処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の向上にもつながるとされています。

現状では、市民の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）は減少傾向であり、ごみの中には紙類、プラ製容器包装等の資源化できるものが30.4%含まれていることから、ごみの削減効果の大きい資源の分別排出に優先的に取り組む必要があります。

一般ごみの処理の有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、一般ごみの排出量が増加する場合などを想定し、引き続き検討を進めます。

行政の取組

ごみ処理手数料の適正な在り方の検討

一般ごみの有料化に関する他自治体の動向の調査研究

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向があります。平成28年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が11.5%（約0.6万トン）、廃プラスチック類、金属くず等、本来、産業廃棄物として処理する必要があるものが19.5%（約1.1万トン）含まれていることから、分別や適正排出を推進することによりごみの減量化・資源化が可能です。

特に、事業系ごみでは生ごみの排出量が大きな割合を占めることから、家庭系ごみ対策と同様に生ごみや食品ロスの削減の取組が重要となっています。

あわせて、新たな資源化に関する調査研究を進めます。

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減

リフューズ リデュース
リユース リサイクル

本市の事業系ごみのうち全体の41.3%（約2.3万トン）は生ごみであり、大きな割合を占めていることから生ごみの削減について、重点的に取り組んでいきます。

生ごみを減らすためには、「排出する際には水切りを行う」、「食材を使い切る」こと等が大切です。

飲食店における食品ロスを削減するためには、「3010運動」の実施、小盛メニューの導入、持ち帰り希望者への対応を行うこと等、食品廃棄物を減らす取組を促進していきます。

また、消費期限・賞味期限前に廃棄される食品、災害用備蓄品等の食品を、フードバンクにつなげる取組を進めるとともに、市内の学校給食で発生する残さについても、引き続き飼料化を進めることにより生ごみ・食品ロスの削減に取り組んでいきます。

市民の取組

飲食店における適量の注文

会食時における「3010 運動」の実施など、「食べきり」の徹底

事業者の取組

食品残さの資源化事業者への排出等による減量化

「3010 運動」の実施

小盛メニューや持ち帰り希望者への対応

フードバンクへの食品の提供

食べられる部分まで取り除く過剰除去の削減

賞味期限前の返品等に係る商慣習の改善

飲食店及び大学、社員食堂等での食べきりの促進

行政の取組

公共施設における食品廃棄物削減の推進

会食時における「3010 運動」の実施及び啓発

学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進

フードバンク等との連携

小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけ

生ごみ処理容器の利用促進

実施事業2 ごみの資源化の拡大



事業者から排出される食品残さ、木くず及び^{せん}剪定枝については、一部は堆肥などへの資源化が図られていますが、多くは清掃工場に搬入され、焼却処理されているため、更なる資源化の拡大に向けて取り組んでいきます。

また、資源（古紙等）が少量の場合は、事業者が回収できない場合があるため、少量でも排出できる仕組みを検討するとともに、新たな資源化に関する調査研究を進めます。

事業者の取組

木くずや^{せん}剪定枝の資源化の拡大

食品残さの資源化の拡大

行政の取組

木くずや^{せん}剪定枝の資源化の拡大（排出者）

^{せん}剪定枝の受入先拡大の検討

学校給食で発生する残さの資源化の拡大

少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討

新たな資源化に関する調査研究

実施事業3 適正排出の推進

リデュース リユース
リデュース リサイクル

事業系廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されますが、市の清掃工場で処理を行っているのは、事業系一般廃棄物です。家庭系ごみとは異なり、ごみ・資源集積場所に排出することはできないため、許可を受けた事業者が収集運搬を行っています。

清掃工場では、搬入されるごみの中に、資源や産業廃棄物が混入していないかを確認するため、目視検査やごみ袋を開封して確認する展開検査を随時行っていますが、今後は、排出事業者が処理の流れを自ら把握し、適正に排出する仕組みづくりを進めます。

また、地域によっては、小規模な事業所によるごみ・資源集積場所への不法投棄が見られることから、適正排出の指導を強化していきます。

あわせて、商店会などが主体となって、地区単位又は事業団体単位で事業系ごみを収集運搬許可業者に委託する「共同排出」の取組を引き続き促進します。

事業者の取組

ごみと資源の分別及び適正な排出の実施

共同排出事業の活用

行政の取組

事業系ごみの搬入物検査の強化

事業系ごみのマニフェスト制度の導入

減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化

排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化

共同排出事業の支援

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止

実施事業4 4Rに関する情報発信

リフューズ リデュース
リユース リサイクル

事業者が4Rの取組を推進するためには、4Rに関する優良な事例や取組について、積極的に情報を発信し、市民にも広く認知されることが重要です。

また、環境配慮への取組を促進するため、現在実施している「エコショップ等認定制度」については、インセンティブの付加など、事業者への支援について、更なる制度の充実が課題となっています。

このため、優良な取組を行っている事業者の表彰やその取組を電子媒体などで情報発信を行う体制を構築します。

行政の取組

ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体による効果的な情報発信の推進

事業者の優良な取組の表彰

「エコショップ等認定制度」の見直し・充実

環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信

実施事業5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

リフューズ リデュース
リユース リサイクル

事業系ごみの発生量は、平成23年度以降、増加傾向にあり、受益と負担の適正化を図りつつ、事業者が排出する事業系ごみの処理手数料の在り方について、検討を進めます。

行政の取組

ごみ処理手数料の在り方や他自治体の動向の調査研究



取組の柱

ごみの適正な処理

基本施策1 ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要があります。施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進めます。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図ります。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに環境負荷の低減に配慮することが必要です。ごみ収集車については、引き続き、低公害車を導入するとともに、市民サービスの向上に向け、収集運搬体制の見直しを進めます。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、亡くなった方の遺品整理に伴い発生したごみや火災などの災害時に発生するり災ごみの収集運搬体制について実情に合った方策を検討します。

実施事業1 一般廃棄物処理施設の整備

北清掃工場では、ごみの処理を安定的に継続するため、長寿命化及び二酸化炭素排出量の削減を図る基幹的設備等の改良工事を平成29年9月から実施しており、南清掃工場についても本計画期間中に長寿命化への取組に着手する必要があります。

また、改良工事後の南・北清掃工場の建て替えについても、将来的なごみ処理量の推移を踏まえ、計画的な整備の検討を行います。

なお、現行の最終処分場の埋立完了時期は、当初平成44年3月を予定していましたが、ごみの減量化・資源化が進んだことにより、5年程度の延命化を見込んでおり、その後の埋立完了を見据えた取組を進めます。

行政の取組

- 北清掃工場基幹的設備等改良事業の推進
 - 最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進
- 最終処分場の計画的な整備
- 清掃工場の計画的な整備等

実施事業2 エネルギーや資源の有効活用

清掃工場ではごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電、蒸気供給、余剰電力の売電等の有効活用を継続します。（南清掃工場は、再生可能エネルギー発電施設の認定を受けています。）

ごみの焼却段階においても資源化を進めるとともに、南清掃工場においては、ごみ処理の過程で生成される溶融スラグを道路用資材等へ利用することにより、最終処分量の減量化を推進し、一層の最終処分場の延命化を図ります。

再生可能エネルギー発電施設...ごみを焼却処理した際に発生した熱を利用して発電するなど、再生可能エネルギーを活用して発電をする施設
再生可能エネルギーを活用した発電することにより、化石燃料を用いた発電よりCO₂の排出を抑えることができる。

行政の取組

- 北清掃工場基幹的設備等改良事業の推進（発電効率の向上）
- 清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用
- ごみの処理過程で生成される溶融スラグの有効活用

実施事業3 収集運搬体制等の整備

住居が山間部にあること、あるいは、狭あい道路に面していること等により、ごみ・資源集積場所が遠い場合や単身の高齢者等で自力でのごみ出しができない場合など、いわゆる「ごみ出し困難者」への支援が求められています。

あわせて、亡くなった方の遺品整理に伴うごみや火災等でり災した場合に発生するり災ごみの収集運搬体制についても、実情に合った対応が必要です。

また、家庭から出されるバッテリーや農薬などの有害性・危険性のあるものや破碎・焼却できないものなど、市が処理できないものについては、販売店等が自ら適切な回収・リサイクルを行うような仕組みが必要です。

収集運搬業務の民間委託における事業者の選定において、価格だけではなく、ごみの減量化・資源化などの啓発に係る提案等を含めて選定することについて調査研究します。

事業者の取組

- バッテリーなどの焼却処理に適さない廃棄物に関する関連業界による自主回収ルートの整備

行政の取組

- ごみ出しが困難な方への対応の検討
- 「り災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討
- 効率的な収集運搬体制の検討
- 「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する、国、事業者等への働きかけ

基本施策2 不適正処理防止対策

不法投棄については、市民との協働による不法投棄防止活動、パトロール、監視カメラの設置等により、減少傾向にありますが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進める必要があります。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応する必要があります。

実施事業1 不法投棄防止対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所を中心とした監視カメラの設置やパトロールを実施するとともに、自主的な不法投棄防止活動を行う市民団体との協働による不法投棄防止対策を引き続き実施します。

市民の取組

地域でのパトロールや啓発活動の実施
不法投棄パートナーシップ制度の活用

事業者の取組

地域でのパトロールや啓発活動への積極的な参加

行政の取組

不法投棄防止パトロールの継続実施
監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続
不法投棄パートナーシップ制度を活用した取組の促進
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進

実施事業2 持ち去り行為対策の推進

資源の持ち去り行為は、本市条例により禁止されており、パトロール、所轄の警察署との連携、GPSによる持ち去り古紙の追跡調査等、資源の持ち去り防止対策を引き続き実施します。

市民の取組

持ち去り行為発見時の通報

資源の排出時間の徹底

行政の取組

パトロールの実施

近隣自治体や警察署との連携

GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

「無料で不用品を回収します」などとテレビや冷蔵庫などの不用品を回収する事業者が見受けられます。家庭から出る不用品が廃棄物に該当する場合、それを収集運搬するには、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となりますが、現在、本市では許可しておりません。

このような事業者を利用したことで、高額な料金を請求されたなどといったトラブルも発生していることから、違法な不用品回収業者を利用しないよう市民に呼び掛けるとともに、パトロールや事業者への直接指導を行うなど、取組を強化します。

市民の取組

違法な不用品回収業者の利用回避

行政の取組

違法な不用品回収業者の指導

違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供



取組の柱

ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化の保全に大きな役割を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少などの成果につながっています。

今後も、市民・事業者・行政の連携の強化を図るとともに、それぞれが独自に啓発活動や美化活動に取り組むことにより、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境をつくることが求められています。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」には、多くの観光客が訪れることから、相模原市が「4R」を推進していることをこの大会を通じ、国内外に広く発信していきます。

実施事業1 きれいなまちづくりの推進

ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、市で定めた5月30日の「きれいなまちづくりの日」を中心とした地域清掃や市内駅における啓発事業を引き続き実施するとともに、相模原市美化運動推進協議会が実施している美化運動推進功労者表彰、美化ポスター・美化標語コンクールへの支援等を通して、美化意識の向上を図ります。

また、ごみ・資源集積場所は、利用者で協力して管理されており、多くは、自治会や廃棄物減量等推進員が中心となって、清掃当番等のルールが決められ、管理されているため、引き続き、自治会や廃棄物減量等推進員と共に、ごみ・資源集積場所の適切な管理に努めます。

市民の取組

- 地域清掃による環境美化活動の実施
- 市民団体等によるまち美化に関する積極的な提案
- ごみ・資源集積場所の利用ルールの徹底による適切な維持管理

事業者の取組

- 地域の環境美化活動への積極的な取組
- 共同排出事業の実施

行政の取組

- 自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化
- 市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信
- 良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討
- 若い世代の美化活動への参加促進
- 一般ごみの夜間収集の継続

実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減

食品ロスは、家庭や市民が利用する小売店、飲食店等から発生していることから、市民・事業者・行政が一体となり食品ロスの削減に取り組む必要があります。

具体的には、食品ロス削減の取組を市全体の活動に発展させるための仕組みづくりの検討を進めます。

また、「3010運動」については、会食時に発生する食品ロスを削減するために有効な取組であることから、飲食店がこの取組に協力し、利用者が積極的に実践できるよう推進します。

市民の取組

フードドライブへの協力（再掲 - 1 - 1）

事業者の取組

「3010運動」の実施（再掲 - 2 - 1）

行政の取組

市内の循環に向けたフードドライブの推進（再掲 - 1 - 1）

会食時における「3010運動」の実施及び啓発（再掲 - 2 - 1）

フードバンク等との連携（再掲 - 2 - 1）

実施事業3 ごみの資源化の拡大

びん、缶、紙類等の資源の回収は、ごみ・資源集積場所で行う行政による回収のほか、地域における子ども会、自治会等が自主的に「集団資源回収」として実施しており、引き続き、この取組について支援していきます。

市民の取組

「集団資源回収」の取組の拡大（再掲 - 1 - 3）

事業者の取組

「集団資源回収」への参加（再掲 - 1 - 3）

行政の取組

「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援（再掲 - 1 - 3）

実施事業4 不法投棄防止対策の推進

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、不法投棄撲滅キャンペーンを実施するなど、市民団体との協働により、不法投棄防止の取組の充実を図ります。

市民の取組

不法投棄パートナーシップ制度の活用（再掲 - 2 - 1）
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の推進

事業者の取組

津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の推進

行政の取組

不法投棄パートナーシップ制度を活用した取組の促進（再掲 - 2 - 1）
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進
（再掲 - 2 - 1）

6-3 生活排水処理基本計画



取組の柱

生活排水の適正な処理

本市では、相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖など、神奈川県民の水がめである水源地域を有しており、健全な水環境を確保していくためには、この水源を維持していくことが重要です。

このため、本市に降雨する水がダム湖に直接流入するダム集水区域における公共下水道の整備の推進が必要です。

さらに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置の推進や浄化槽の適正な維持管理が図られるよう、積極的な啓発を行う必要があります。

また、し尿・浄化槽汚泥等の適切な処理を継続するとともに、公共下水道が整備された地域においていまだ浄化槽により生活排水処理をしている世帯に対しては、法令に基づき公共下水道への接続がされるよう接続促進等の強化を図ります。

実施事業 1 公共下水道の整備の推進

公共下水道の整備を推進し、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図ります。

市民の取組

公共下水道整備後の速やかな接続
油やごみなどを下水道に流さないなどの適正な生活排水の処理

事業者の取組

公共下水道整備後の速やかな接続
油やごみなどを下水道に流さないなどの適正な生活排水の処理

行政の取組

地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全
公共下水道の整備及び維持管理
適正な生活排水の処理についての周知・啓発

実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び 合併処理浄化槽の普及促進

ダム集水区域における水質汚濁を防止する対策として、窒素・リンの除去に効果がある高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。

また、ダム集水区域外の公共下水道の整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置補助制度の活用を図りながら普及促進を行います。

市民の取組

- 単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換
- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽への転換

事業者の取組

- 単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換
- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽への転換

行政の取組

- ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理のための周知・啓発
- 適正な生活排水の処理についての周知・啓発（再掲 - 1）

実施事業3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や 公共下水道への接続の促進

神奈川県の水源地域として良好な水環境を保全するため、市ホームページ等を用いた適正な生活排水処理に関する周知啓発を行うとともに、市民の意識向上を図り、湖沼や河川の水質汚濁の原因となる生活排水の適正処理を促進します。

また、公共下水道が整備され、供用開始された地域では、未接続の世帯に対し接続に向けた指導を強化します。

行政の取組

- 地下水・河川水を含めた健全な水環境の保全（再掲 - 1）
公共下水道への接続の促進

実施事業4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽は適切な維持管理を行うことで、その性能を十分に発揮することから、使用者に対し正しい知識や、適正な維持管理の必要性の周知を図っていきます。

市民の取組

- 合併処理浄化槽の法定点検や清掃などの適正な維持管理
- 油やごみなどを合併処理浄化槽に流さないなどの適正な生活排水の処理

事業者の取組

- 合併処理浄化槽の法定点検や清掃などの適正な維持管理
- 油やごみなどを合併処理浄化槽に流さないなどの適正な生活排水の処理

行政の取組

- 地下水・河川水を含めた健全な水環境の保全（再掲 - 1）
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発（再掲 - 2）

実施事業5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集件数や収集量は減少することが見込まれることから、引き続き効率的な収集運搬体制の検討を進めます。

また、旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから、市民負担の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成を引き続き行うとともに、この不均衡を解消するため、適正な収集運搬体制の在り方について検討を進めます。

行政の取組

- し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築
- 津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成

実施事業6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的に処理を行うため、津久井クリーンセンターを適正な維持管理に努めます。

行政の取組

- し尿処理施設の適正な維持管理

6-4 大規模災害への備え



「熊本県第一次仮置場」(環境省)

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)を加工して作成

基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、市民・事業者・行政が協力し、災害廃棄物等処理体制を構築することが必要であるため、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

特に、避難所のごみやし尿を含む災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための処理体制の整備について検討を進めます。

実施事業1 災害廃棄物等の処理への備え

大規模災害の発生に備え、他市町村との相互援助協定や業界団体との支援協定の拡充を図るとともに、災害発生時には情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図ります。

あわせて、市民・事業者・行政による災害時を想定した訓練を実施するなど、総合的な災害廃棄物等処理体制の構築を図ります。

市民の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施

事業者の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討

行政の取組

- 災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保
- 仮置場の確保に向けた検討
- 災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し

近年、発生した災害における他自治体の災害廃棄物等の処理状況を把握し、本市で定める「災害廃棄物等処理計画」における仮置場の運営方法や処理フロー等の見直しを行います。

また、本市の「災害廃棄物等処理マニュアル」について、訓練の実施結果等を踏まえ、見直しを行います。

行政の取組

- 仮置場の確保に向けた検討（再掲 - 1 - 1）
- 災害廃棄物等の収集・処分体制の構築（再掲 - 1 - 1）
- 災害時におけるごみ排出方法等の検討
- 災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討

実施事業3 災害時のごみの排出方法等の広報

災害廃棄物等の処理を適正に進めるためには、市民や事業者の理解と協力は欠かせません。

このため、平時から災害廃棄物等の排出ルールについて、市民や事業者の理解を得られるよう周知・啓発していきます。

特に、大量に発生する片付けごみについては、災害時の公衆衛生の確保や道路上の安全確保の観点から、仮置場への排出方法等を適切に案内できるよう検討を進めます。

市民の取組

- 平時からの片付けごみや生活ごみの排出方法の理解

事業者の取組

- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲 - 1 - 1）

行政の取組

- 大量に発生する片付けごみと生活ごみの処理方法等の検討
- 平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供
- 災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲 - 1 - 1）
- 災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討（再掲 - 1 - 2）

基本施策 2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、他自治体及び民間団体等との協力や迅速な情報共有が必要となります。

あわせて、熊本地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。

実施事業 1 他自治体との相互支援体制の強化

他自治体との連携及び相互援助体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

行政の取組

- 他自治体との相互援助体制の強化
- 災害時の情報共有体制の強化

実施事業 2 民間事業者等との協力関係の強化

災害時におけるごみの収集・処分及び家屋を解体した際に生じるがれき等の災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう民間事業者等との協力体制の構築を図ります。

行政の取組

- 民間事業者等との協力体制の強化

実施事業 3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化

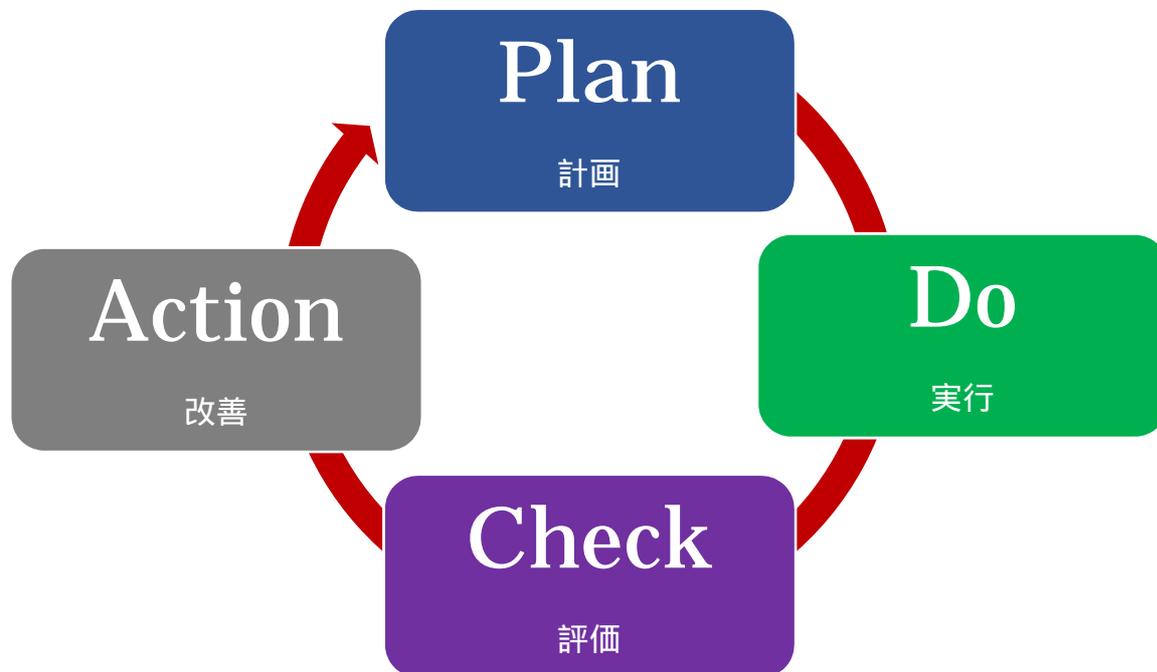
災害時に迅速に市内の被災状況、り災証明の発行状況等の情報を収集するため、スマートフォン、タブレット等の各種情報端末を用いた情報共有体制の強化を図ります。

行政の取組

- 情報端末を活用した被災状況の迅速な情報共有体制の整備

6-5 計画の推進に向けて

この基本計画では、計画に基づく施策(Plan)、実施(Do)、評価(Check)及び改善(Action)からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。



計画の策定(Plan)

○ ごみの減量化・資源化等の目標を定め、その目標を達成するために、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

施策の実行(Do)

○ 9年間の計画期間において、一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

進行管理・評価・公表(Check)

○ この基本計画の進行に当たっては、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を作成し、進捗状況を評価・検証し、単年度の見込量を設定します。

○ 進捗状況を検証するため、ごみ質測定調査などを実施します。

○ 進捗状況については、毎年、相模原市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、市ホームページなどを通じて広く周知します。

改善(Action)

○ 一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への到達に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。

○ 中間目標年度である平成35(2023)年度に、相模原市廃棄物減量等推進審議会に基本計画の改定について諮問を行い、施策の進捗等を総合的に検証するとともに、答申を踏まえて施策・事業や数値目標の改定を行います。



分別戦隊シゲンジャー
アブラブラウン

第7章

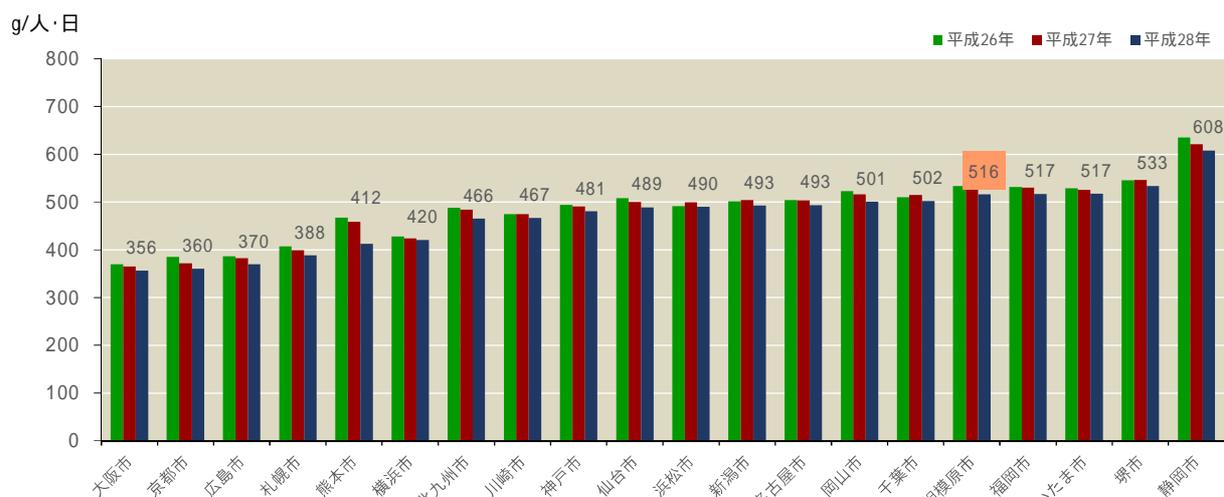
資料編

7-1 ごみ処理関連データ

(1) 全国の政令指定都市との比較

全国の政令指定都市のごみ排出状況を整理すると、市民1人1日当たりのごみ排出量では本市は516g、神奈川県内の横浜市は420g、川崎市は467gとなっています。リサイクル率では、本市は20.0%、横浜市は25.0%、川崎市は19.5%となっています。

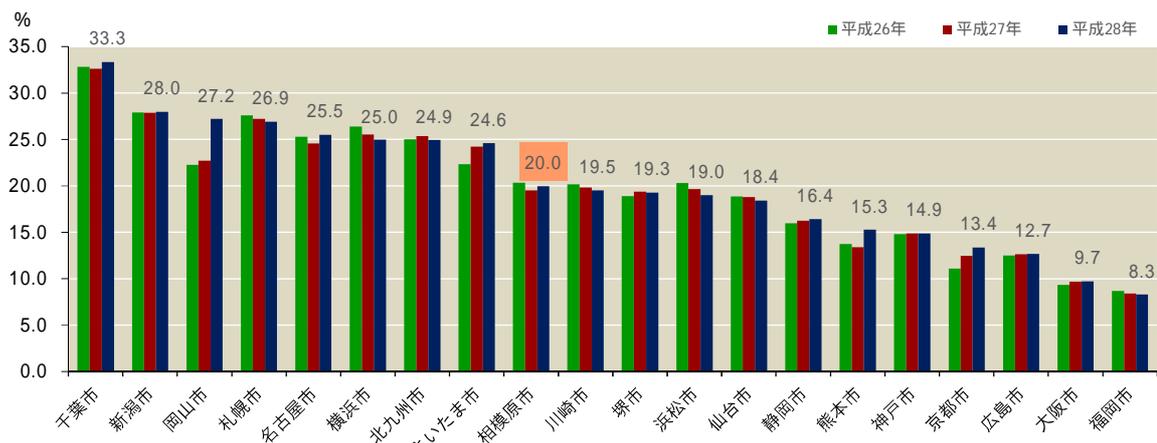
図7-1 政令指定都市の市民1人1日当たりのごみ排出量（H26～H28）



(資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省)

【計算式】(生活系ごみ搬入量-資源ごみ)÷総人口÷365日
本市の数値目標とは計算式が異なるため、合致しません。

図7-2 政令指定都市のリサイクル率（H26～H28）



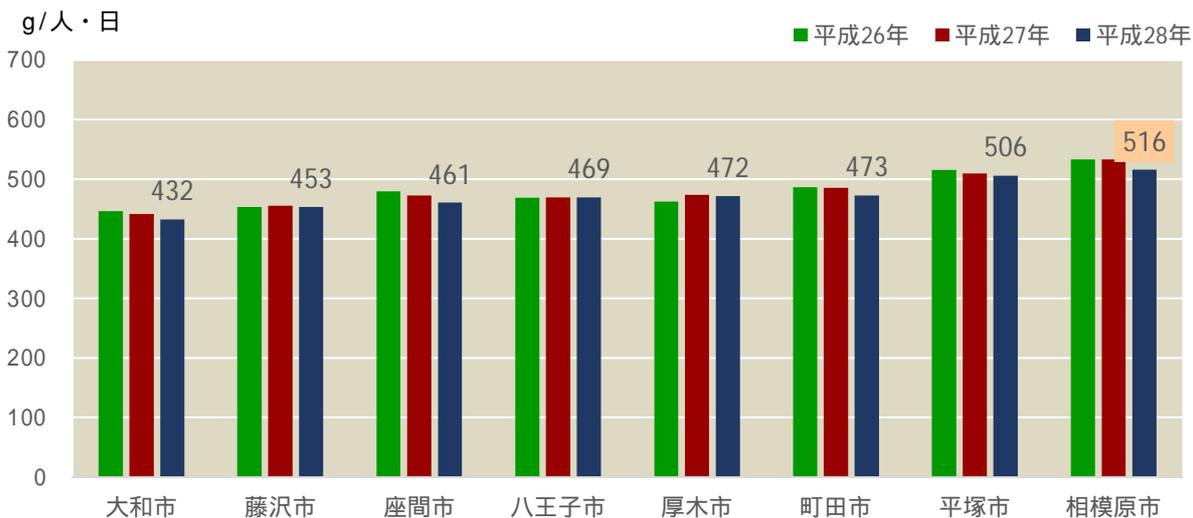
(資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省)

(2) 近隣市との比較

近隣市のごみ排出状況を整理すると、市民1人1日当たりのごみ排出量では本市は516gで近隣市の432g～506gより多い状況となっています。

リサイクル率では、本市は20.0%で近隣市の23.8%～33.9%より低い状況となっています。

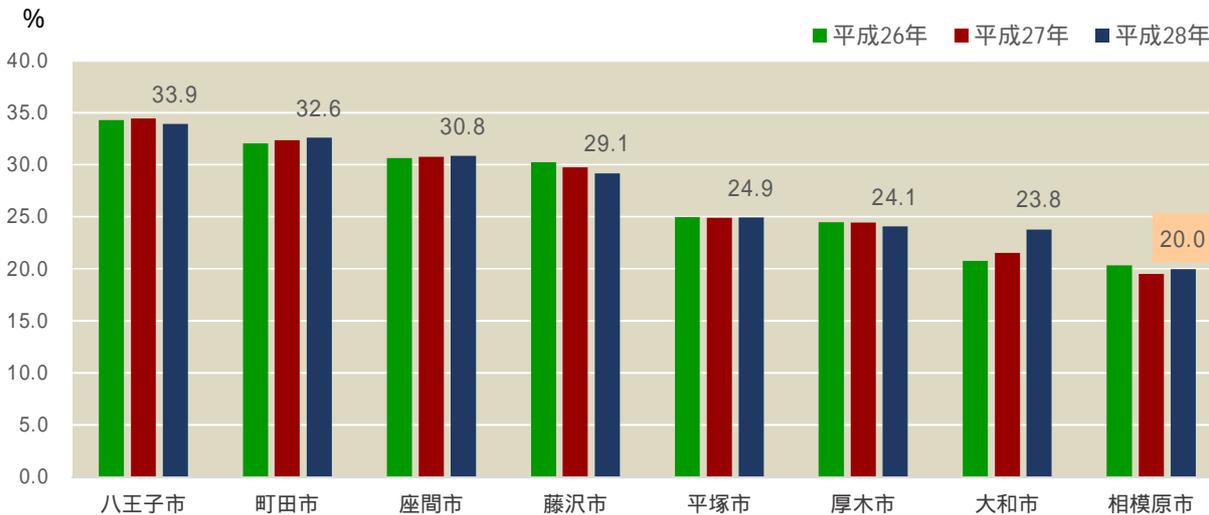
図7-3 近隣市の市民1人1日当たりのごみ排出量（H26～H28）



（資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省）

【計算式】（生活系ごみ搬入量-資源ごみ）÷総人口÷365日
本市の数値目標とは計算式が異なるため、合致しません。

図7-4 近隣市のリサイクル率（H26～H28）



（資料：平成26～平成28年度 一般廃棄物処理実態調査 環境省）

(3) 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成の内訳

表7-1 ごみ質測定調査結果(平成29年度)

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 重量(kg) | 湿重量比(%) | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 重量(kg) | 湿重量比(%) | | |
|------------------|-------------------|-----------------|--------------------|---------|----------------|-----------------------|-------------------------|--------|---------|-------|------|
| 紙・布類 | 紙 | 紙バック容器 | 1 | 1.92 | 0.94 | 厨芥類 | 厨芥類 | 23 | 68.37 | 33.39 | |
| | | 新聞紙 | 2 | 2.79 | 1.36 | | (内数)調理くず | 51.55 | 25.17 | | |
| | | (内数)リサイクル可 | 0.38 | 0.19 | (内数)食べ残し | | 8.42 | 4.11 | | | |
| | | (内数)リサイクル不可 | 2.41 | 1.18 | (内数)手付かず食品 | | 7.09 | 3.46 | | | |
| | | 雑誌・本類 | 3 | 2.26 | 1.10 | | (内数)食品外生ごみ | 1.31 | 0.64 | | |
| | | 段ボール | 4 | 1.62 | 0.79 | | 使用済食用油 | 24 | 0.27 | 0.13 | |
| | | 広告紙・雑がみ | 5 | 12.41 | 6.06 | | (内数)テンプル等で固めたもの | 0.20 | 0.10 | | |
| | | 紙製容器包装 | 6 | 10.17 | 4.97 | | (内数)ペットボトル等に入れてあるもの(液体) | 0.07 | 0.03 | | |
| | | その他の紙類(リサイクル不可) | 7 | 14.85 | 7.25 | | 合 計 | 68.64 | 33.52 | | |
| | | 小 計 | 46.02 | 22.47 | 木・竹・わら類 | | 木・竹・わら | 25 | 1.26 | 0.62 | |
| | 布 | 8 | 11.79 | 5.76 | | その他の木・竹・わら | 26 | 6.88 | 3.36 | | |
| | (内数)リユース可 | 7.25 | 3.54 | 合 計 | | 8.13 | 3.97 | | | | |
| | (内数)リユース不可 | 4.54 | 2.22 | 不燃物類 | | ガラス | 活ビン(リターナブルびん) | 27 | 0.00 | 0.00 | |
| | 合 計 | 57.81 | 28.23 | | その他のビン 白 | 28 | 1.36 | 0.66 | | | |
| ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 | 合成樹脂 | フィルム・シート | 9 | | 1.79 | 0.87 | その他のビン 茶 | 29 | 0.31 | 0.15 | |
| | | フィルム・シート(容器包装) | 10 | | 11.03 | 5.39 | その他のビン その他 | 30 | 0.08 | 0.04 | |
| | | ごみ袋 | 11 | | 1.66 | 0.81 | ガラス | 31 | 0.63 | 0.31 | |
| | | レジ袋 | 12 | | 5.86 | 2.86 | (内数)蛍光管・体温計(割れているもの) | 0.00 | 0.00 | | |
| | | (内数)排出用ごみ袋として利用 | 1.55 | | 0.76 | (内数)蛍光管・体温計(割れていないもの) | 0.03 | 0.01 | | | |
| | | (内数)ごみを入れて排出 | 3.60 | | 1.76 | (内数)その他のガラス | 0.59 | 0.29 | | | |
| | | (内数)そのまま排出 | 0.71 | | 0.35 | 小 計 | 2.37 | 1.16 | | | |
| | | プラスチック成型品 | 13 | | 5.28 | 2.58 | 缶 | スチール缶 | 32 | 0.58 | 0.28 |
| | | 容器包装に関わる成型品 | 14 | | 7.73 | 3.77 | アルミ缶 | 33 | 0.46 | 0.22 | |
| | | 容器(ペットボトル) | 15 | | 2.09 | 1.02 | 小 計 | 1.04 | 0.51 | | |
| | 容器(トレイ) | 16 | 0.61 | | 0.30 | 金属(食缶以外) | 金属類(リサイクル可) | 34 | 0.90 | 0.44 | |
| | (内数)白色以外のトレイ | 0.41 | 0.20 | | その他金属(リサイクル不可) | 35 | 1.39 | 0.68 | | | |
| | (内数)白色トレイ | 0.21 | 0.10 | | 小 計 | 2.29 | 1.12 | | | | |
| | 容器(その他)(リサイクル不可品) | 17 | 0.21 | | 0.10 | 陶器・磁器 | 36 | 0.95 | 0.46 | | |
| | 発泡スチロール | 18 | 0.21 | | 0.10 | 電池 | 筒型 | 37 | 0.09 | 0.04 | |
| | 紙おむつ・生理用品 | 19 | 13.90 | | 6.79 | ボタン型 | 38 | 0.00 | 0.00 | | |
| | その他の合成樹脂 | 20 | 1.17 | | 0.57 | 小 計 | 0.09 | 0.04 | | | |
| | 小 計 | 51.53 | 25.16 | | その他の不燃物 | 39 | 1.91 | 0.93 | | | |
| | ゴム・皮革 | ゴム | 21 | 2.04 | 1.00 | 合 計 | 8.65 | 4.22 | | | |
| | 皮革 | 22 | 1.17 | 0.57 | その他 | その他(可燃物) | 40 | 6.82 | 3.33 | | |
| 小 計 | 3.21 | 1.57 | 合 計 | 204.79 | 100.00 | | | | | | |
| 合 計 | 54.74 | 26.73 | 黄色の網掛けは資源物を示しています。 | | | | | | | | |

(4) 事業系ごみの組成の内訳

表7-2 事業系一般廃棄物組成分析調査(平成28年度)

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 重量(kg) | 構成比(%) | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 重量(kg) | 構成比(%) | |
|------------------|------|------------------|--------|--------|---------|---------|-------------------|--------|--------|-----|
| 紙・布類 | 紙 | 紙バック容器 | 13.89 | 0.8 | 厨芥類 | 厨芥 | 厨芥 | 675.63 | 41.3 | |
| | | 新聞紙 | 18.71 | 1.1 | 木・竹・わら類 | 木・竹・わら類 | 木製品・木材 | 12.91 | 0.8 | |
| | | 雑誌・本類 | 14.12 | 0.9 | | | その他の木・竹・わら | 21.65 | 1.3 | |
| | | ダンボール | 22.23 | 1.4 | | | 小計 | 34.56 | 2.1 | |
| | | 広告紙 | 11.83 | 0.7 | 不燃物類 | ガラス | 活ビン (リターナブルビン) | 白 | 0.00 | 0.0 |
| | | 紙製容器 | 79.35 | 4.9 | | | | 茶 | 0.26 | 0.0 |
| | | その他の紙 | 290.31 | 17.7 | | | | その他 | 0.00 | 0.0 |
| | 布 | 布 | 27.01 | 1.7 | | | その他のビン | 白 | 0.45 | 0.0 |
| | 小計 | 477.45 | 29.2 | 茶 | | | | 4.55 | 0.3 | |
| | | | | その他 | | | | 0.00 | 0.0 | |
| ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 | 合成樹脂 | フィルム・シート | 20.51 | 1.3 | | | その他のガラス | 0.57 | 0.0 | |
| | | 容器包装に関わるフィルム・シート | 109.40 | 6.7 | | | 缶 | スチール缶 | 5.78 | 0.4 |
| | | ごみ袋 | 35.30 | 2.2 | | | | アルミ缶 | 3.51 | 0.2 |
| | | レジ袋 | 19.10 | 1.2 | | | 金属 | 鉄類 | 3.67 | 0.2 |
| | | プラスチック成型品 | 25.87 | 1.6 | 非鉄金属 | 1.51 | | 0.1 | | |
| | | 容器包装に関わる成型品 | 55.47 | 3.4 | 金属箔 | 1.50 | | 0.1 | | |
| | | ペットボトル | 12.58 | 0.8 | 陶器・磁器 | 陶器・磁器 | 0.00 | 0.0 | | |
| | | プラスチックボトル | 0.00 | 0.0 | | 乾電池 | 筒型 | 0.35 | 0.0 | |
| | | トレイ | 5.87 | 0.4 | ボタン型 | | 0.02 | 0.0 | | |
| | | 容器(その他) | 4.07 | 0.2 | その他不燃物 | その他不燃物 | 2.39 | 0.1 | | |
| | | 発泡スチロール | 1.64 | 0.1 | 小計 | 24.56 | 1.5 | | | |
| | | スポンジ | 0.11 | 0.0 | その他 | その他 | 16.92 | 1.0 | | |
| | | 紙おむつ・生理用品 | 110.28 | 6.7 | 合計 | 1635.70 | 100.0 | | | |
| | | その他合成樹脂類 | 1.97 | 0.1 | | | | | | |
| | | ゴム・皮革 | ゴム | 3.31 | 0.2 | | | | | |
| | | | 皮革 | 1.10 | 0.1 | | | | | |
| | | 小計 | 406.58 | 24.9 | | | | | | |

注) 端数処理の関係上、合計と一致しない場合があります。

7-2 策定の経緯

| 年 | 月日 | 会議名 | 内 容 |
|-------|--------------|-------------------------------------|---|
| 平成 29 | 8.22 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 1 回) | ・相模原市一般廃棄物処理基本計画 について(諮問) |
| | 12 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 2 回) | ・開催スケジュールについて ・「ごみ」や「生活排水」に係る提案 について |
| | 10 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 3 回) | ・「ごみ」や「生活排水」に係る提案 について |
| 平成 30 | 1.19 ~2.9 | 市民アンケート調査 | ・対象者：3,000 人 (住民基本台帳から等間隔系統抽出) ・回答数：1,619 件 ・回収率：54.0% |
| | 2.5 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 4 回) | ・家庭系廃棄物の減量化・資源化 について |
| | 3.28 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 29 年度 第 5 回) | ・事業系廃棄物の減量化・資源化 について |
| | 5.21 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 1 回) | ・生活排水処理の適正処理について ・災害廃棄物処理体制整備について ・ごみ処理体制の整備について |
| | 7.1 | SAGAMIHARA ごみ減量ワークショップ | 【テーマ1】ごみの減量化及び資源化 【テーマ2】食品ロス減量 |
| | 7.19 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 2 回) | ・家庭系廃棄物の減量化・資源化 について(まとめ) ・事業系廃棄物の減量化・資源化 について(まとめ) |
| | 8.20 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 3 回) | ・第 3 次相模原市一般廃棄物処理 基本計画 答申(案)について |
| | 10.11 | 相模原市廃棄物減量等推進審議会 (平成 30 年度 第 4 回) | ・第 3 次相模原市一般廃棄物処理 基本計画 答申(案)について |
| | 10.15 | 第 3 次相模原市一般廃棄物処理基 本計画 答申の手交 | |
| | 12 | パブリックコメント | |
| 平成 31 | 3 | 一般廃棄物処理基本計画策定 | |

ごみ処理の現状

第 2 次計画の総括

将来推計

目指す姿

目標達成に向けた施策

資料編

7-3 相模原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(平成30年10月現在・五十音順・敬称略)

| | 氏名 | 所属等 |
|----|---------|-----------------------|
| 1 | 安西 優花 | 公募 |
| 2 | 安藤 正義 | 相模原市老人クラブ連合会 |
| 3 | 池田 珠三子 | さがみはら消費者の会 |
| 4 | 猪俣 聡 | 神奈川県立学校長会議 相模原地区会議 |
| 5 | 内山 尚美 | さがみはらリサイクル連絡会 |
| 6 | 王 文聡 | 公募 |
| 7 | 大河内 初雄 | 相模原商工会議所 |
| | 五十嵐 道夫 | |
| 8 | 大河内 由美子 | 麻布大学 |
| 9 | 落合 幸男 | 相模原市農業協同組合 |
| | 小清水 忠雄 | |
| - | 大矢 敏 | 公募 |
| 10 | 河本 博 | 相模原市廃棄物減量等代表推進員 |
| 11 | 菅野 泰男 | 相模原市子ども会育成連絡協議会 |
| 12 | 坂本 堯則 | 相模原市自治会連合会 |
| 13 | 成井 マユミ | 特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら |
| 14 | 原 正弘 | 神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会 |
| 15 | 藤倉 まなみ | 桜美林大学 |
| 16 | 不破 薫 | 相模原廃棄物対策協議会 |
| 17 | 三須 城太郎 | 相模原地域連合 |
| 18 | 宮津 敏信 | 公募 |
| 19 | 山口 弘一 | 津久井地域不法投棄防止協議会 |
| | 本田 泰章 | |

は、審議期間中(平成29年8月から平成30年10月まで)に退任された委員

7-4 用語集

[A ~ Z]

○SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標

平成 27 年 (2015 年) 9 月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030 年までに目指すべき新しい世界の目標のことです。

[あ行]

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理実施計画

市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。

[か行]

○拡大生産者責任

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやりサイクルを実施すること等が含まれます。

○合併処理浄化槽

主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のことです。

○高度処理型合併浄化槽

窒素やリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のことです。

○個別リサイクル法

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）をいう。）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）をいう。）、建設リサイクル（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をいう。）食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。）自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう）小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。）の6つの法律のことです。各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

○ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがこういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

【さ行】

○災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

○最終処分

中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画の事です。平成30年6月19日に閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実行ある取組の推進を図るものとして、2000年（平成12年）6月に制定された法律の事です。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号））

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的として2000年（平成12年5月）に制定された法律の事です。

○収集運搬許可業者

「廃棄物処理法」に基づき、市長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

○焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

[た 行]

○ダム集水区域

降雨する水がダム湖に直接流入する区域をいいます。

○ダム集水区域外

ダム集水区域の下流にある区域をいいます。

○中間処理

収集したごみが最終処分に至るまでの間に行われる処理の事です。破碎、圧縮及び焼却処理をいいます。

○低炭素社会

二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止を目的とした社会像のことをいいます。

[な行]

○生ごみの堆肥化

生ごみを微生物の働きで分解し、肥料（堆肥）を生成することです。本市では、家庭で行うことができるごみ減量の取組として、コンポスト容器の無償貸与や家庭用生ごみ処理機などの購入費に対して補助を行い推進しています。

[は行]

○廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制及び適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律のことです。廃棄物の定義や国民、事業者及び地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

○フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいいます。

○フードバンク

包装の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業から寄附を受け福祉施設などに配給する活動及びその活動を行う団体のことです。

○分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を行う市町村は、3年ごとに、5年を1期として定めることとされています。

[や行]

○溶融スラグ

一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されています。

南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉でスラグが生成されています。

[ら行]

○リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用すること。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

○リデュース（発生抑制）

ものを大切に使い、ごみを減らすことをいいます。リサイクルより優先して実施することとされている取組です。

○リフューズ

ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

○リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

[数字]

○4 R

リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3 Rにプラスして、リフューズ（Refuse）を含めた4つの頭文字をとったものです。

本市ではこの4 Rの取組を推進しており、循環型社会を形成していくための基本的な取組のことです。

○3010 運動

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画

発行 平成 年 月

編集 相模原市 環境経済局 資源循環部 廃棄物政策課

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-754-1111(代表)

FAX 042-753-9413(代表)

E-mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

第8回 政策会議 議事録

平成30年11月8日

1 第3次相模原市食育推進計画の策定について

(説明者：保健所長)

(1) 主な意見等

食育の推進による医療費の抑制などについては本計画で触れないのか。

本計画は食育基本法に基づくものであり、「食を通じた健康づくり」についても目指す姿に掲げてはいるが、医療費抑制を目的としてはおらず、記載の必要はないと考えている。

食品検査については本計画で触れないのか。

本計画は、市民が安全な食品を選ぶための啓発や施策を記載するものとして整理していることを踏まえ、食品検査については本計画で触れていない。

食品ロスに関しては、消費生活基本計画や一般廃棄物処理基本計画における施策や事業との整合を図ってほしい。

数値目標 「朝食を欠食する市民の割合」の達成に向けては、保健所、教育委員会、こども・若者未来局が一体となって取り組む必要がある。

数値目標 「学校給食の全使用品目のうち地場農産物等が占める割合」についての目標設定の考え方は。

国や県の計画に沿って目標設定を行っており、地場農産物については県内の範囲で捉えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 相模原市鳥獣被害防止計画の策定及び事業の実施について

(説明者：経済部長)

(1) 主な意見等

本市においても、隣接する東京都や山梨県の有害鳥獣対策と同じ水準の対策が必要と考える。

鳥獣被害については、特に緑区おけるまちづくり懇談会などで重要な課題として取り上げられている。被害軽減につながるよう、猟友会、農協、地域との連携により対策を進める必要がある。

地域ではヤマビル被害が多くみられているため、本計画においても触れてもらいたい。

猟友会の担い手の高齢化が顕著であることを踏まえ、後継者対策にも注力されたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

3 第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の策定について

(説明者：資源循環部長)

(1) 主な意見等

大規模災害の備えとして、危機管理部局においても受援体制の見直しを行っているところであり、災害廃棄物への対応については連携を図ってもらいたい。

一人暮らしの高齢者に対するごみ収集について触れているのか。
福祉部局と具体的な協議を進めており、その内容を本計画に盛り込んでいる。

食品ロスに関しては、消費生活基本計画や食育推進計画における施策や事業との整合を図ってもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

以上